

彦根市消防施設等適正管理計画

（素案）

令和3（2021）年1月

彦 根 市

<目 次>

第1章 計画策定の背景と目的	1
1-1 背景と目的	1
1-2 計画の対象施設	2
1-3 計画の期間	4
1-4 計画の位置づけ	4
1-5 上位計画および関連計画	5
第2章 消防施設等を取り巻く現状とこれまでの取組み	8
2-1 人口の動向	8
2-2 立地状況	9
2-3 火災・救急出場・救助出場件数	12
2-4 これまでの取組み	15
第3章 市内の消防の概要	18
3-1 消防本部（署）の現状	18
3-2 消防団（分団）の現状	21
3-3 消防設備の現状	26
第4章 消防施設等の概要	30
4-1 施設の概要	30
4-2 施設の維持管理状況	50
4-3 施設の劣化状況	60
第5章 消防施設等の課題と今後の方針	63
5-1 消防施設等の課題	63
5-2 今後の方針	64
5-3 各施設の方向性	65
第6章 施設の保全計画	67
6-1 施設の保全に関する基本的な考え方	67
6-2 保全計画	68
6-3 今後の継続的な維持保全に向けて	79

第1章 計画策定の背景と目的

1-1 背景と目的

本市における消防体制は、昭和23年（1948年）に消防組織法（法律第226号）が施行されたことから、昭和18年（1943年）以降からの消防団常備部を昭和23年（1948年）に廃止し、新たに彦根市消防本部・彦根市消防署を設置し、消防長以下16人の消防体制で発足しました。その後、周辺町村との合併や犬上郡3町（豊郷町、甲良町、多賀町）からの消防業務の委託、人口や世帯数の増加など、市民の消防に対する需要や要請が高まり、条例定数の見直しや消防施設等の整備を行ってきました。

一方、昨今では公共施設等の老朽化対策が全国的に大きな課題となっており、人口減少や少子高齢化等により、公共施設の利用需要が変化していくことが予想されるほか、税収の減少や社会保障関連経費等の増加が見込まれることから、財政状況はますます厳しいものとなることが予想されています。

本市においても、同様の課題を抱えており、所有する公共施設のうち、建物の4割以上が建築後30年以上経過し、今後一斉に改修や建替えの時期を迎える中、人口も令和2年（2020年）頃をピークに人口は減少に転じることが予測されています。計画的に施設の運営、管理、更新を図っていく必要があります。

このような状況の中、本市では、今後も必要な市民サービスを提供していくため、公共施設全体を把握し、計画的な更新、統廃合、長寿命化を検討するとともに、財源の確保や効率的・効果的な施設運営等によって、コストと便益が最適な状態で保たれた上で、安全・安心な公共施設マネジメントを確立するための骨子となる計画として、平成27年（2015年）度に「彦根市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。

総合管理計画では、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」を定めており、個別の施設については、施設類型ごとの特性を踏まえ、個別施設計画を策定することとしています。また、本市の近年の災害傾向、消防職員の増員などの消防を取り巻く環境変化に対応し、住民の安全の確保、災害の防除、被害の最小限の軽減を図っていく必要があります。

これらの背景を踏まえ、消防施設等に係る長寿命化・効率化かつ効果的な運営について、具体的に示した計画となる「消防施設等適正管理計画」を策定します。

1-2 計画の対象施設

本計画では、消防施設等 19 施設を対象とします。

消防本部（署）は常備消防施設で分団は非常備消防施設となります。

消防本部は、消防事務を行う上での中心的な施設であり、消防事務の統括の役割を担っています。消防署（分署）は人口の規模によって消防本部（本署）のもと設けられる施設で、主に火災や救急、救助、災害の防除、被害の軽減など、第一線での活動を行っています。

分団車庫は消防団員が使用する施設で、主に火災の警戒、鎮圧、災害の防除等の活動のために使用されています。

＜表 計画の対象施設＞

施設	所在地	建築年度	階数	構造	敷地面積	延床面積
消防本部（本署）	彦根市西今町 415 番地	S61（1986）	3 階	RC 造	6,735.89 ㎡	2,297.27 ㎡
南分署	彦根市稲里町 320 番地	H10（1998）	平屋	S 造	5,755.70 ㎡	759.79 ㎡
北分署	彦根市古沢町 503 番地 1	H5（1993）	2 階	S 造	1,088.00 ㎡	631.99 ㎡
犬上分署	犬上郡甲良町横関字山王 689 番地 1	H7（1995）	2 階	S 造	3,888.30 ㎡	897.01 ㎡
消防団第 1 分団	彦根市本町二丁目 4 番 18 号	H11（1999）	2 階	S 造	158.95 ㎡	96.93 ㎡
消防団第 2 分団	彦根市須越町 1154 番地 2	H4（1992）	平屋	S 造	1,336.71 ㎡	75.50 ㎡
消防団第 3 分団	彦根市京町二丁目 2 番 21 号	S58（1983）	2 階	S 造	84.68 ㎡	101.99 ㎡
消防団第 4 分団	彦根市松原町 3614 番 5	R2（2020）	2 階	S 造	411.74 ㎡	96.60 ㎡
消防団第 5 分団	彦根市芹川町 909 番地 1	R1（2019）	2 階	S 造	350.70 ㎡	110.84 ㎡
消防団第 6 分団	彦根市大藪町 1810 番地 9	H3（1991）	2 階	S 造	213.03 ㎡	68.60 ㎡
消防団第 7 分団	彦根市戸賀町 130 番地 47	S63（1988）	平屋	S 造	102.81 ㎡	59.44 ㎡
消防団第 8 分団	彦根市正法寺町竹之内 559 番地 4	H25（2013）	2 階	S 造	463.24 ㎡	80.94 ㎡
消防団第 9 分団	彦根市甘呂町 146 番地 3	H24（2012）	2 階	S 造	158.15 ㎡	80.94 ㎡
消防団第 10 分団	彦根市日夏町 2909 番地 1	H29（2017）	2 階	S 造	337.68 ㎡	90.06 ㎡
消防団第 11 分団	彦根市鳥居本町 1492 番地 7	H5（1993）	平屋	S 造	270.48 ㎡	101.25 ㎡
消防団第 12 分団	彦根市金剛寺町字中郷 440 番地	H7（1995）	平屋	S 造	635.88 ㎡	84.20 ㎡
消防団第 13 分団	彦根市賀田山町 47 番地 4	H8（1996）	2 階	S 造	160.54 ㎡	70.00 ㎡
消防団第 14 分団	彦根市高宮町 2312 番地 3	S59（1984）	平屋	S 造	262.55 ㎡	112.35 ㎡
消防団第 15 分団	彦根市本庄町 61 番地	H7（1995）	2 階	S 造	486.67 ㎡	197.63 ㎡

※第4分団は令和3年（2021 年）3月に移転

消防本部（本署）		
		
南分署	北分署	犬上分署
		
消防団第1分団	消防団第2分団	消防団第3分団
		
消防団第4分団	消防団第5分団	消防団第6分団
建設中 (令和3年(2021年)3月完成)		
消防団第7分団	消防団第8分団	消防団第9分団
		
消防団第10分団	消防団第11分団	消防団第12分団
		
消防団第13分団	消防団第14分団	消防団第15分団
		

1-3 計画の期間

総合管理計画では、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、今後 30 年間を見通した中で、10 年を単位に計画を策定することとし、平成 28 年（2016 年）度から令和 7 年（2025 年）度までの 10 年間を計画期間としています。これを踏まえ、本計画においても今後 30 年間を見通しつつ、10 年間の計画期間とします。

計画期間

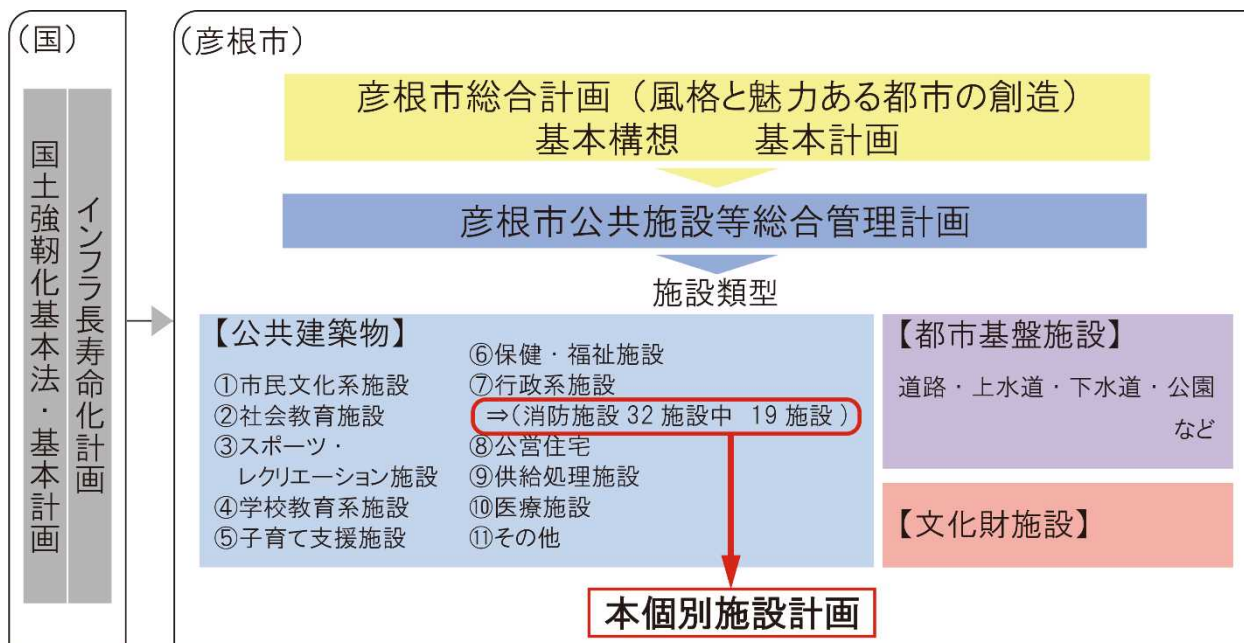
令和 3 年（2021 年）度～令和 12 年（2030 年）度の 10 年間

1-4 計画の位置づけ

本計画は、総合管理計画に基づいて施設類型ごとに策定する個別施設計画の一つとなります。個別施設計画は、総合管理計画に示す施設類型ごとの基本方針を踏まえ、施設ごとに今後の老朽化対策や効率的・効果的な維持管理等の取組について示す計画です。

消防施設等は総合管理計画の施設類型においては、「⑦行政系施設」に基本方針を掲載しており、施設の維持管理、安心・安全の確保などの方向性を示しています。

＜図 計画の位置づけ＞



1-5 上位計画および関連計画

(1) 彦根市総合計画

本市の最上位計画である彦根市総合計画（後期基本計画）では、安全で安心できる生活環境の確保といった方針を示し、消防体制の充実を図るとしています。

彦根市総合計画（後期基本計画）（※抜粋）

（第3章 人権・福祉・安全 3-6 安全で安心できる生活環境の確保）

【3-6-2 消防体制の充実】

（1）消防組織の強化（消防総務課）

- 消防職員に対する専門的な教育訓練を通じ、知識および技術の向上を図り、消防力の強化・効率的運用に努めます。

（2）火災予防対策の推進（予防課）

- 火災件数および火災による死傷者の減少をめざすとともに、安全な地域社会づくりに向け、市民・事業者等を含めた防災体制の推進に努めます。

（3）消防施設・設備の整備（警防課）

- 消防防災施設、資機材等の整備を推進するとともに、職員が安全かつ効率的に業務が遂行できる環境づくりに努めます。

（4）高機能消防指令施設の総合整備（通信指令課）

- 消防救急無線のデジタル化への移行に伴い、消防無線施設を整備するとともに、高機能消防指令施設を適宜更新し、適正な通信機器の保守に努めます。

（5）救助・救急活動体制の強化（警防課）

- 事故・災害に対応した高度な救助・救急対応が可能な体制整備に努めます。

（6）消防団の充実（消防総務課）

- 地域を災害から守る消防団の整備・充実と、若年層の入団促進のための魅力ある消防団づくりに努めます。

(2) 彦根市公共施設等総合管理計画

総合管理計画では、「安全・安心な施設の維持管理」、「長寿命化の推進」、「管理運営の最適化」を基本目標としています。また、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針として、計画的な修繕・改修による長寿命化、安全かつ効率的な施設維持管理などを方針として示しています。

彦根市公共施設等総合管理計画（※抜粋）

（第4章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方）

【基本理念】安全・安心な公共施設マネジメントの確立

〈基本目標1〉安全・安心な施設の維持管理

定期的に公共施設の点検・診断を行い、適切な維持管理・修繕・更新および耐震化を進め、市民の安全確保を図るとともに、誰もが安心して利用できる施設となるよう努めます。

〈基本目標2〉長寿命化の推進

事後保全から予防保全への転換を図り、施設の長寿命化を進めるとともに、保全費用の平準化を図ります。

〈基本目標3〉管理運営の最適化

市民サービスに資する機能を確保しつつ、施設の新規整備をできる限り抑え、統廃合を進めます。さらに、管理運営方法を見直し、総量、質、コストの最適化を図ります。

【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針】

⑦ 行政系施設

- 消防施設については、適切な維持管理に努め、市民生活の安全、安心の確保に努めます。

(3) 地域防災計画

地域防災計画（※抜粋）

（第2部 第1章 3節 地震災害予防対策）

【第4 都市施設対策】

3 公共施設の整備

- 災害時の応急対策活動を円滑に進めるため、防災上重要となる市有施設を優先的に耐震化および不燃化するよう努める。
- なお、既存建築物においては、災害応急対策の有効性等を考慮し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の趣旨に従い、施設の耐震診断を実施するとともに、必要に応じ改修等を行い建築物の安全性の強化に努める。

◇防災上重要となる施設

（ア）被災者および負傷者の収容場所となる施設

（イ）情報収集・伝達および救助等の防災活動上重要となる拠点施設

【第5 二次災害対策】

2 消防力の強化

（1）総合的な消防計画の策定

- 消防に関する基礎調査結果に基づいて、危険度、消防力などを勘案した総合的な消防計画を策定する。

（2）消防活動困難地域の対策

- 消防水利の不足または道路事情などにより、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設および可搬式動力ポンプなどの整備を推進し、地域の災害活動体制の強化を図る。

（3）消防団の体制整備

- 消防団間の緊密な連絡を確保するための組織の整備、消防団の施設・装備・活動資機材の充実、強化を図る。

（4）消防水利の整備

- 消火栓および耐震性防火水槽などの消防水利の設置を推進するとともに、河川、ため池などの状況を把握し、自然水利の確保を図る。

（5）消防自動車・資機材の整備充実

- 消防自動車の更新整備、資機材の充実・高度化を図る。

（第2部 第1章 3節 地震災害予防対策）

【第2 自主防災組織の育成強化】

1 地域住民の自主防災組織

自主防災組織とは、住民が「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯感のもとに結成する組織であり、自主的な交流による人間関係を尊重しながら組織づくりを進める。

（1）設置推進機関

- 危機管理課、消防本部・署・団等は自主防災組織設置の推進を図り、防災関係機関は有機的連携のもとに市の設置推進活動に協力する。

（2）整備推進要綱

- 自主防災組織は、彦根市自主防災組織整備推進要綱に基づき、各自治会単位での設置を基本とする。

（3）自主防災組織連絡協議会

- 自主防災組織相互の情報交換および連絡調整を図るため、小学校区程度の規模で連絡協議会等の設置を促進する。

（4）組織づくり

- 基礎的住民自治組織である自治会を基礎に、その自治活動の一環としての防災活動を組入れることにより、自主防災組織として育成し、より体系的な防災組織である自主防災組織の設置を推進する。

（5）防災リーダーの育成

- 自主防災活動を活発にするためには、その中核というべき防災リーダーの役割が重要であり、危機管理課、消防本部・署・団は自主防災活動の要となるべき防災リーダー等を次の方法等により育成する。

（6）設置推進活動

- 市は、自主防災組織設置を推進するため、防災関係機関との連携を図りながら次の活動を実施する。

(4) 市町村の消防の連携・協力に関する基本指針

(平成 30 年 4 月 1 日 総務省消防庁 消防消第 82 号)

市町村の消防の連携・協力に関する基本指針（※抜粋）

第 1 消防の連携・協力についての基本的な考え方

1 消防をとりまく課題とその対応方策

人口減少の進行により、人的・財政的な資源が限られる一方で、消防は、大規模火災、大規模地震、豪雨災害、火山災害、テロ災害等の複雑化・多様化する災害に適切に対応していかなければならない。

消防は、今後とも、人的・財政的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な消防体制を整備・確立していく必要がある。そのため、常備消防は、社会経済情勢の変化、各般の技術の進展等に応じて、より高度・専門的な活動を実施できるようにしていかなければならない。

これまで、消防庁では、常備消防の体制の整備・確立については、「消防の広域化」（消防組織法の規定に基づき実施される消防組織の統合を行うもの。以下同じ。）を推進してきたところであり、最も有効な方策である消防の広域化については、より積極的に進めていくこととする。

一方で、消防の広域化は、組織の統合に向けた調整が困難である等、実現にはなお時間を要する地域もあり、そのような地域においては、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力すること（以下「消防の連携・協力」という。）により、消防力の強化に効果を生み出していくことが可能となる。

2 消防の連携・協力の推進

（3）消防の連携・協力の具体例

消防の連携・協力を実施するに当たっては、地域の災害特性や消防需要の見通し、地形的な状況等について把握分析しながら、関係する市町村において積極的な検討を実施していくことが必要である。地域における検討の参考となるよう、下の（ア）～（カ）のとおり消防の連携・協力の具体例を示す。なお、消防の連携・協力は、以下の 6 つの例以外のものも考えられ、消防体制の整備・確立に向けて地域の自主的かつ積極的な検討が必要となる。

（ア）指令の共同運用

指令の共同運用は、既に多くの消防本部で実施されているが、全国的な広がりには依然として不十分であり、消防の連携・協力の一類型として、今後も積極的に検討を進めていく必要がある。指令の共同運用を行うことで、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制が確立されることや、消防本部間で災害情報の様式を統一することによって、災害情報の統計資料としての活用も容易になること等の効果がある。

第2章 消防施設等を取り巻く現状とこれまでの取組み

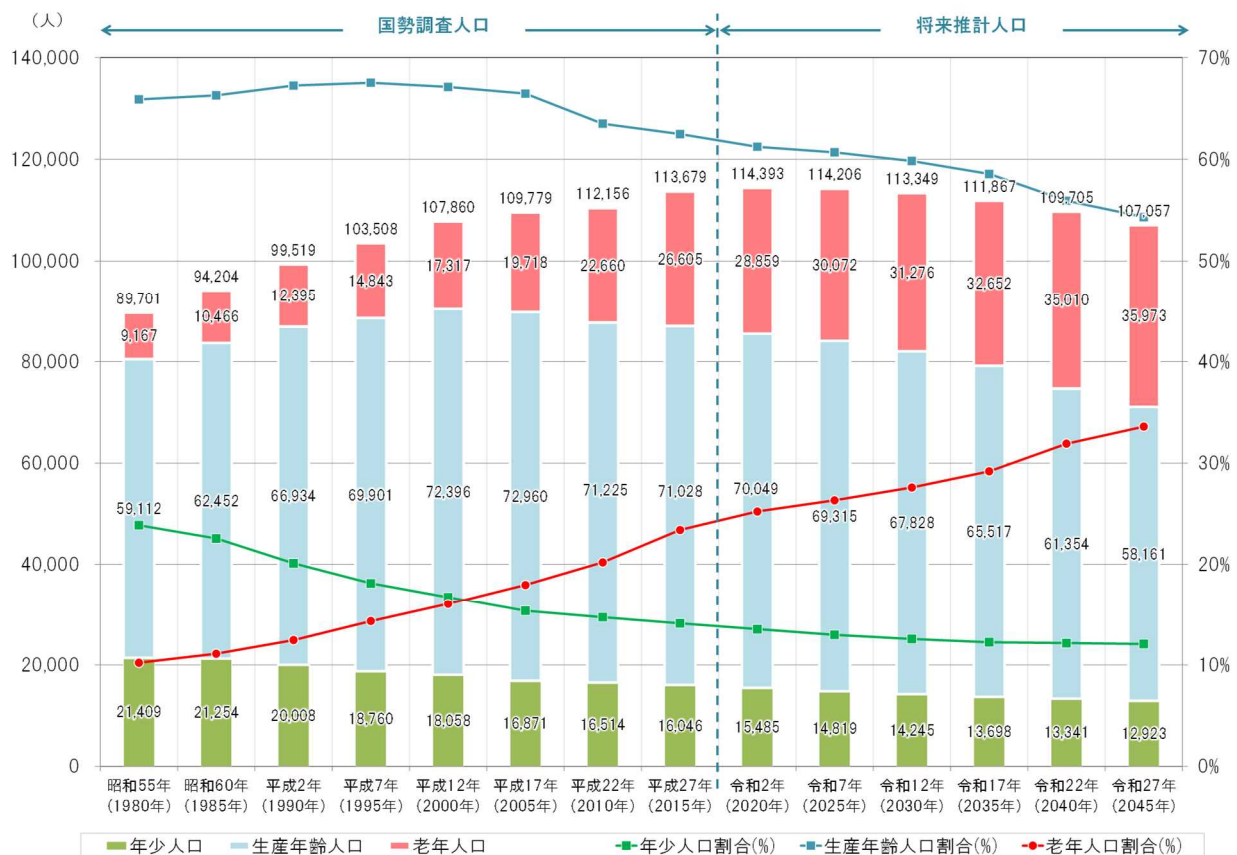
2-1 人口の動向

本市の人口はこれまで増加傾向が続いてきましたが、将来推計人口では、今後減少が予想されています。

年齢層別に見ると、14歳未満の年少人口は減少が続いているほか、15-64歳の生産年齢人口は近年横ばいから減少に転じており、65歳以上の老年人口のみが増加している状況にあります。

老年人口は今後さらに増加することが予想され、令和17年（2035年）頃には総人口の約30%の水準となることが見込まれています。

＜図 人口の推移と将来見通し＞



資料：平成27年（2015年）までは国勢調査実績値、令和2年（2020年）以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値

2-2 立地状況

(1) 消防施設の位置

各消防施設の位置は下図に示す通りです。市街化区域や人口集中地区（DID）に比較的集中しているものの、市域全域に広く立地しており、均等に分散しています。

＜図 消防施設の立地状況＞

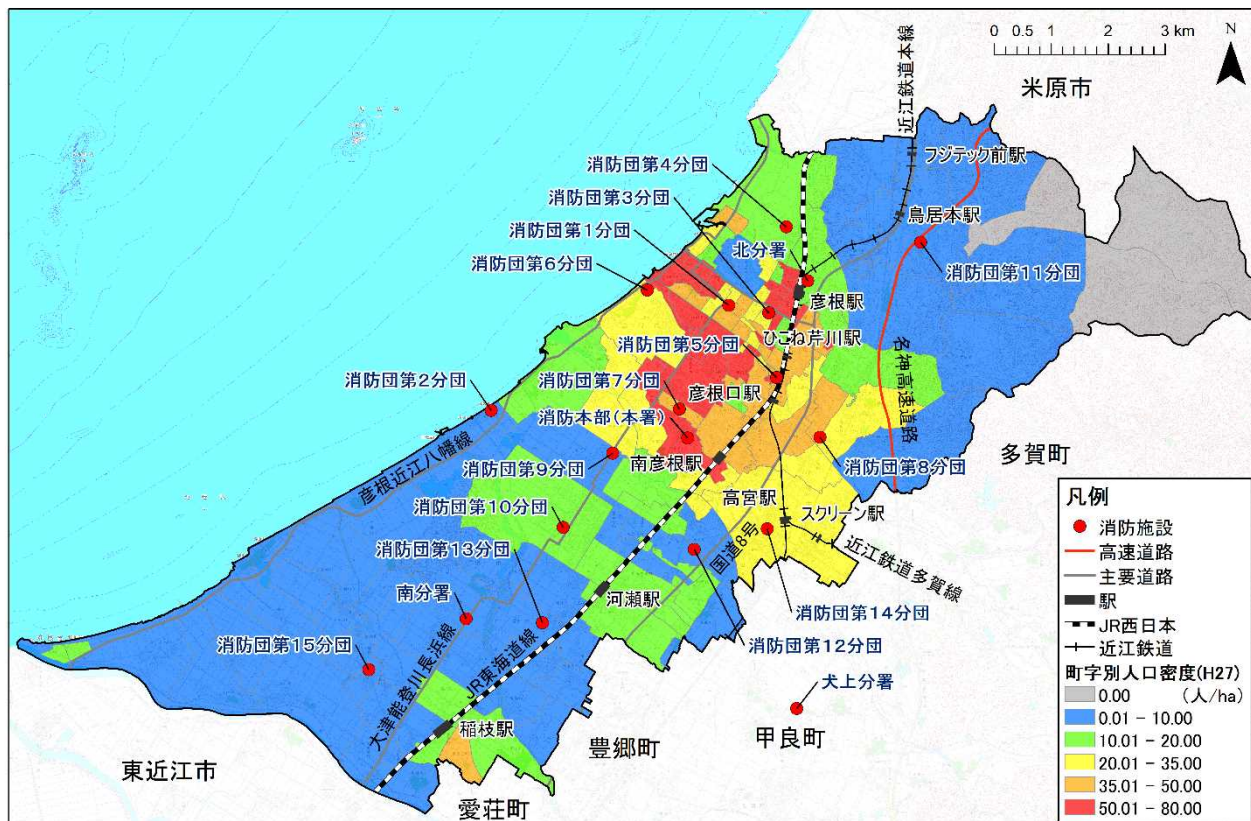


資料：総務省統計局（国勢調査）

(2) 人口集積状況

市街化調整区域では人口密度が低く、市街化区域に人口が集まっているのがわかります。消防施設の立地も人口が多い地区に比較的集中しています。

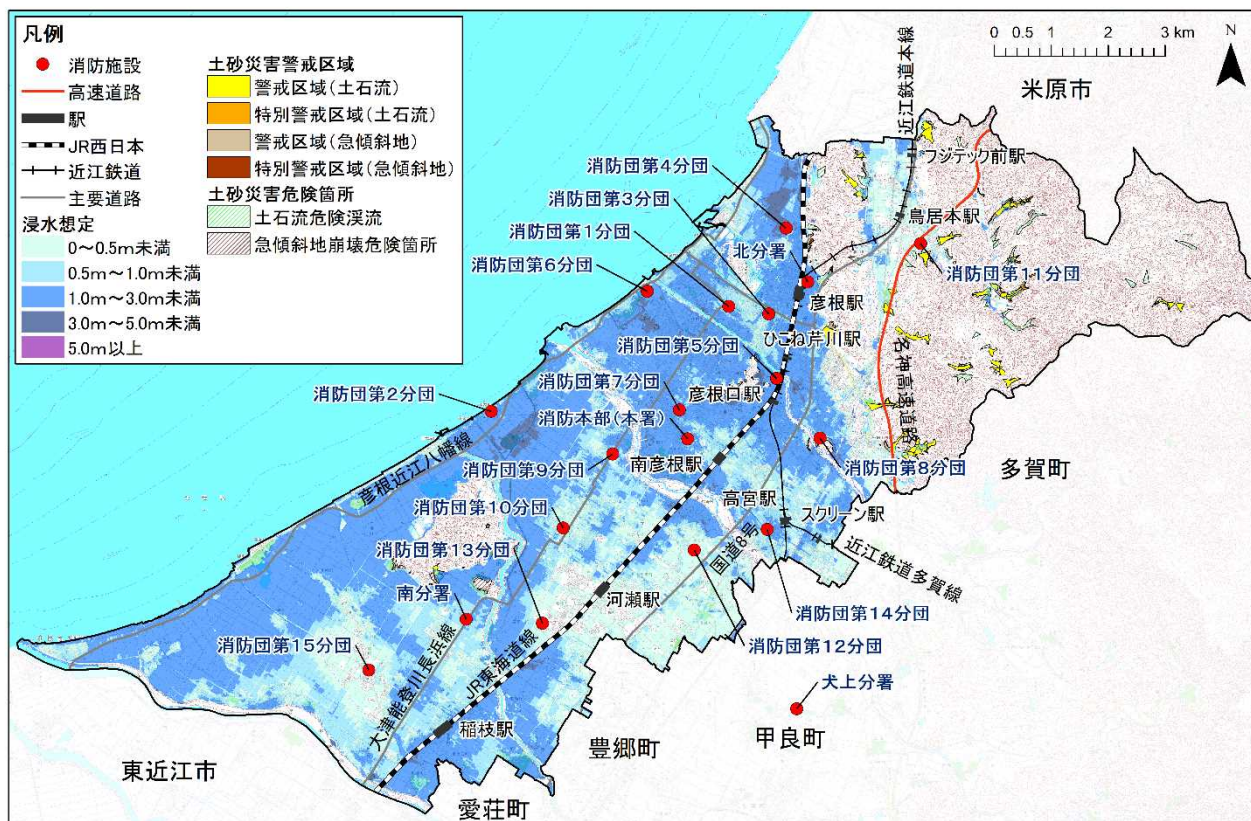
<図 字別人口密度>



資料：総務省統計局（国勢調査）

JR 東海道線や国道 8 号の以西地域を中心に豪雨時の浸水が想定されており、消防施設の多くは浸水想定区域に立地しています。特に消防本部（本署）、北分署、消防団第 1 分団、第 2 分団、第 4 分団、第 5 分団、第 6 分団、第 7 分団、第 14 分団は 1.0～3.0m ほど浸水することが予測されています。

＜図 災害リスク＞



資料：滋賀県防災情報マップ

2-3 火災・救急出場・救助出場件数

(1) 火災件数

令和元年中に発生した火災件数は48件（前年51件）で、前年に比べ3件減少しています。火災種別ごとの内訳は、「建物火災」が34件（同32件）、「車両火災」が2件（同3件）、「その他の火災」が12件（同16件）となっており、その構成比についてみると、建物火災が全火災の約71%を占めています。

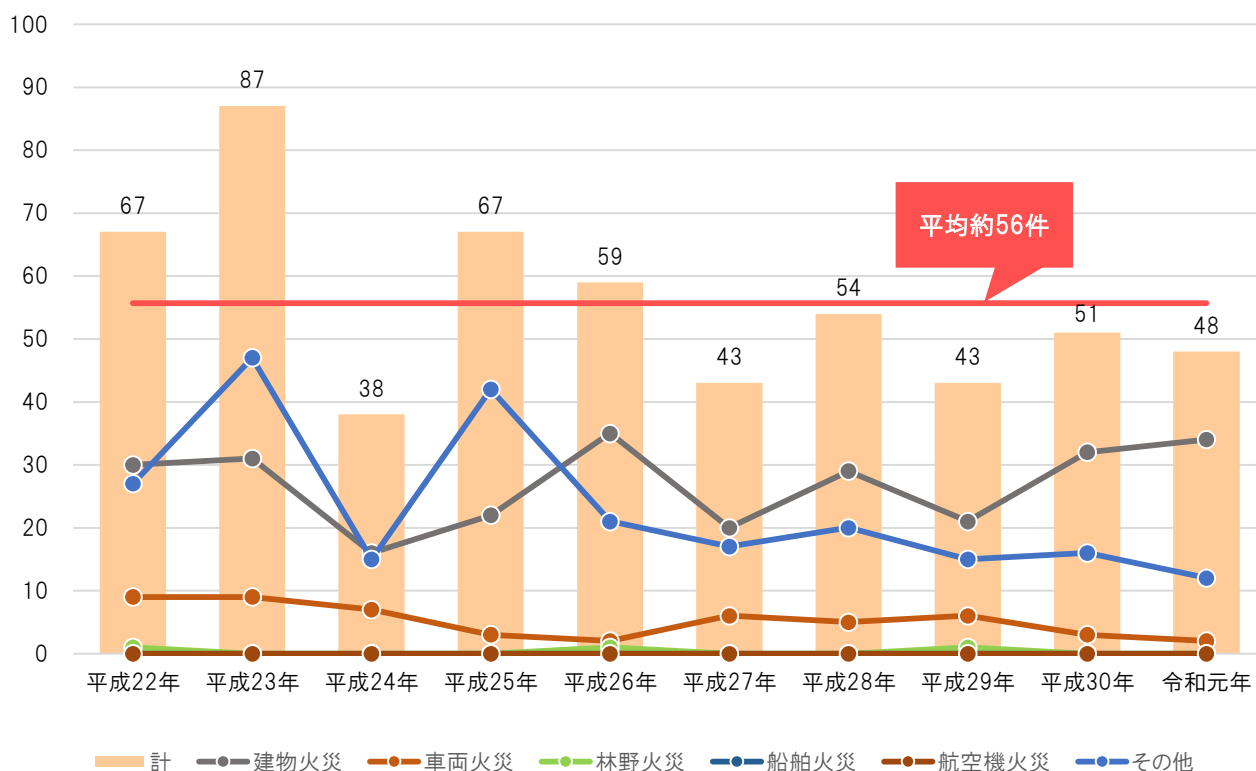
火災による死傷者は、死者が0人（同3人）、負傷者が12人（同8人）となっています。

出火原因の上位は、「たばこ」が9件で、「放火・放火の疑い」が5件、「こんろ」、「電気機器」、「たき火」が各4件となっています。

＜表 平成22年（2010年）～令和元年（2019年）の火災件数＞

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
建物火災	30	31	16	22	35	20	29	21	32	34
車両火災	9	9	7	3	2	6	5	6	3	2
林野火災	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0
船舶火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
航空機火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	27	47	15	42	21	17	20	15	16	12
計	67	87	38	67	59	43	54	43	51	48

＜図 平成22年（2010年）～令和元年（2019年）の火災件数＞



(2) 救急出場件数

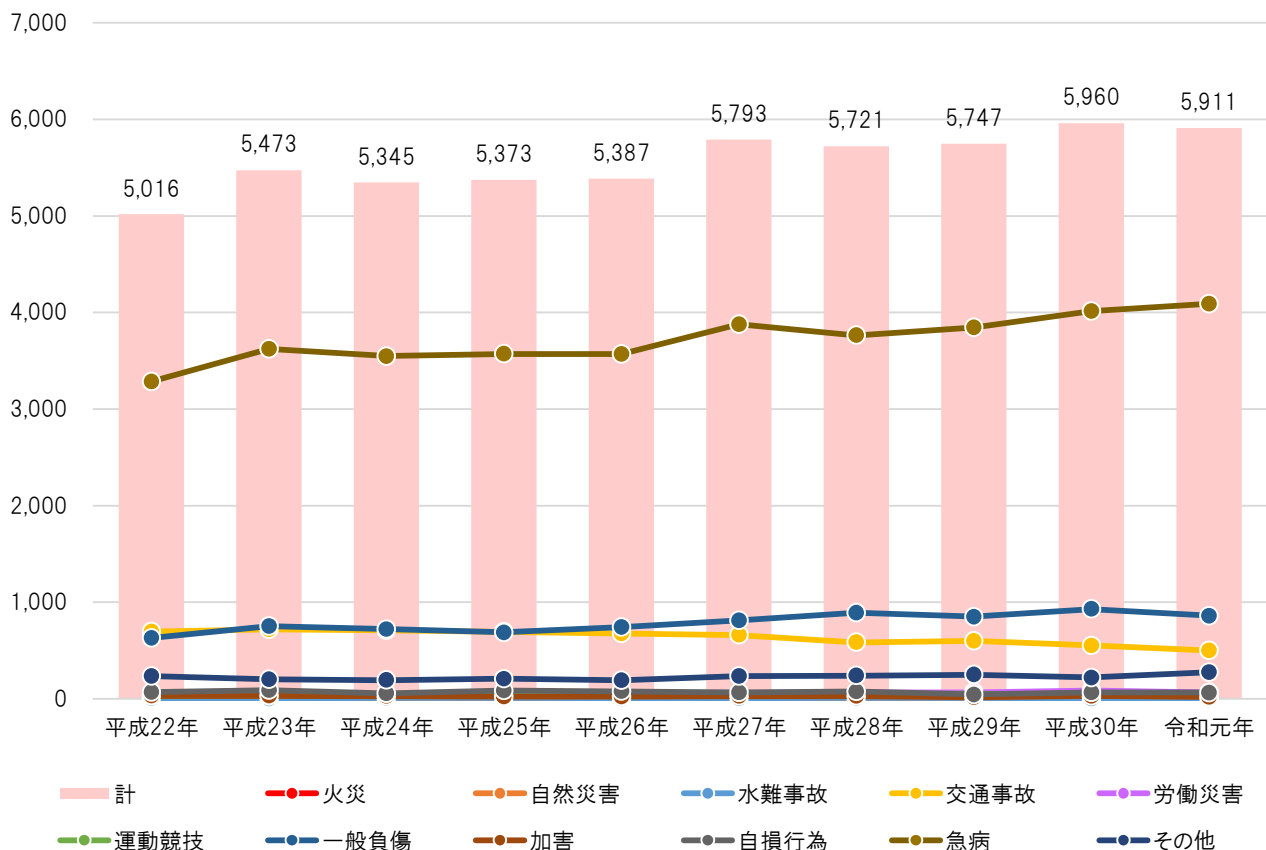
救急出場件数は 5,911 件（前年 5,960 件）で、前年に比べ 49 件減少しています。これは 1 日約 16 件の割合で救急車が出場したことになります。

搬送人員は、5,333 人（同 5,440 人）で、107 人減少しています。出場件数を事故種別ごとにみると「急病」が 4,090 件（同 4,013 件）で、全体の約 69%を占めており、以下「一般負傷」859 件（同 929 件）、「交通事故」499 件（同 551 件）の順となっています。

＜表 平成 22 年（2010 年）～令和元年（2019 年）の事故種別救急出場件数＞

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
火災	5	7	3	8	15	13	20	22	23	11
自然災害	0	0	0	3	1	0	0	1	6	0
水難事故	4	1	7	9	3	5	8	8	2	5
交通事故	694	717	708	691	675	660	584	598	551	499
労働災害	45	32	47	54	56	60	63	67	84	65
運動競技	26	28	38	37	38	40	51	50	41	27
一般負傷	628	751	721	686	741	812	890	849	929	859
加害	30	29	26	21	22	27	27	15	28	18
自損行為	68	87	54	85	77	66	75	43	64	63
急病	3,283	3,621	3,548	3,572	3,568	3,877	3,763	3,845	4,013	4,090
その他	233	200	193	207	191	233	240	249	219	274
計	5,016	5,473	5,345	5,373	5,387	5,793	5,721	5,747	5,960	5,911

＜図 平成 22 年（2010 年）～令和元年（2019 年）の事故種別救急出場件数＞



(3) 救助出場件数

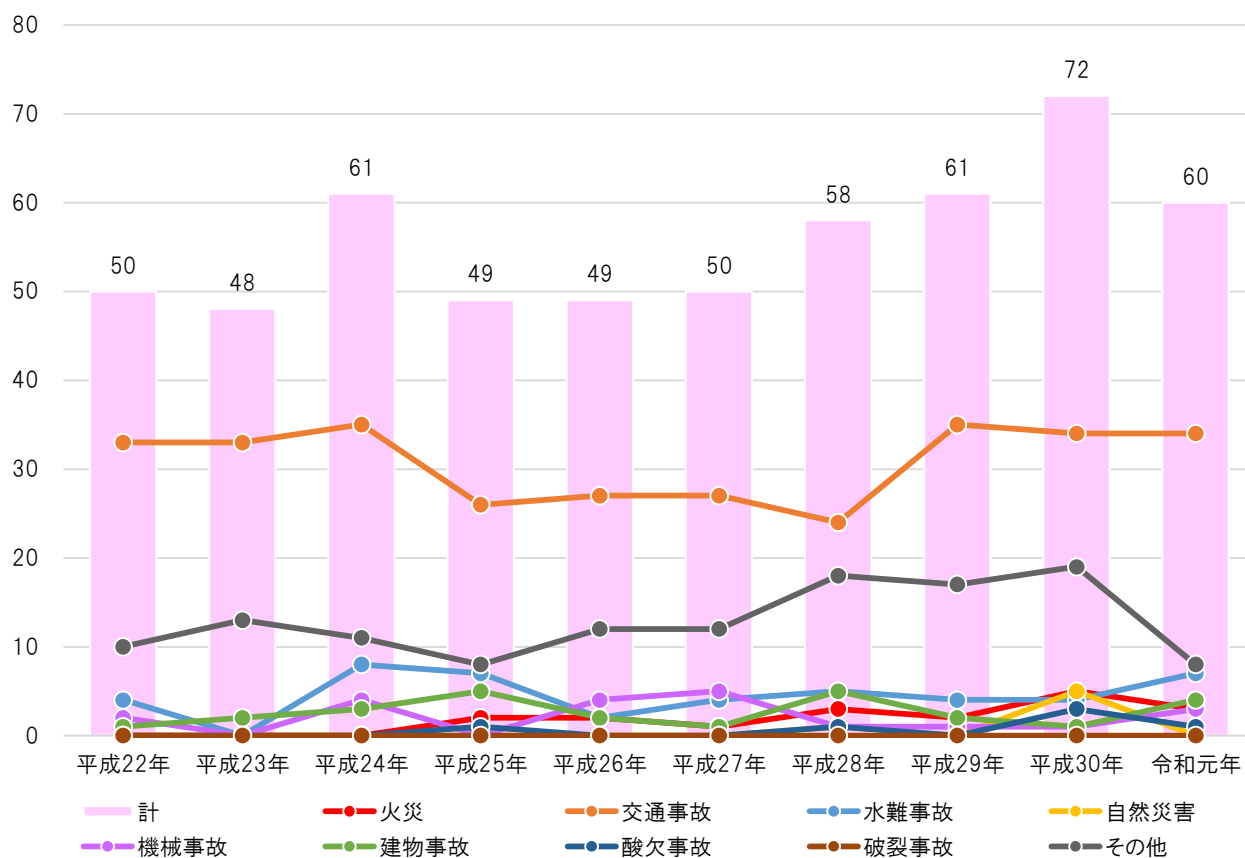
救助出場件数は 60 件（前年 72 件）で、前年に比べ 12 件減少しています。活動件数は 30 件（同 51 件）で、21 件減少し、救助した人員は 42 人（同 50 人）で、8 人減少しています。

出場件数の上位を事故種別で見ると「交通事故」が 34 件で、全体の約 57%を占めており、「その他の事故」8 件、「水難事故」が 7 件となっています。

＜表 平成 22 年（2010 年）～令和元年（2019 年）の事故種別救助出場件数＞

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
火災	0	0	0	2	2	1	3	2	5	3
交通事故	33	33	35	26	27	27	24	35	34	34
水難事故	4	0	8	7	2	4	5	4	4	7
自然災害	0	0	0	0	0	0	1	0	5	0
機械事故	2	0	4	0	4	5	1	1	1	3
建物事故	1	2	3	5	2	1	5	2	1	4
酸欠事故	0	0	0	1	0	0	1	0	3	1
破裂事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	10	13	11	8	12	12	18	17	19	8
計	50	48	61	49	49	50	58	61	72	60

＜図 平成 22 年（2010 年）～令和元年（2019 年）の事故種別救助出場件数＞



2-4 これまでの取組み

本市の過去5年における消防関連の取組みは、「消防体制の充実」と「危機管理対策の推進」の2つとなります。「消防体制の充実」では、主に消防活動の普及や啓発、消防設備の整備、予防調査などがあげられ、「危機管理対策の推進」では、主に消防に関する訓練や教育、指導、備蓄品などの整備や防災情報等の収集・伝達等の強化などを行っています。

＜表 平成 26 年（2014 年）～30 年（2018 年）度の消防関連の取組み＞

消防体制の充実			
救急活動事業	事業概要	H26～H30	救命率の向上を図るため、処置拡大に対応する各種救急資器材の配備（H27～30）ならびに応急手当の必要性について市民に理解を求め、救命講習会等を開催する。
	取組み内容	H26～H30	- 各種団体や企業などからの救命講習会の要請に、積極的に応じ開催している。また、応急手当普及員を養成し、救命講習受講者の増加を図ることで、救命率向上や応急手当の普及啓発を図っている。 - 処置拡大に対応する資機材の整備や、救急活動における事後検証や病院実習の実施など、質の高い救急業務遂行に向け関係機関と調整を図り取組んだ（H27～30）。 - 各種団体や企業などからの救命講習の要請に、積極的に応じ指導にあたった。また、応急手当普及員制度を確立させ、救命講習受講者の増加を図ることで、救命率向上や応急手当の普及啓発を図った（H30）。
職員教育人事・総務管理事業	事業概要	H26～H30	消防職員の採用、初任教育をはじめ、災害現場活動および消防行政の推進において最新の知識と技術・技能を習得させるため、職員に専科教育や各種研修会を受講させる。
	取組み内容	H26～H30	職員の教育訓練として、県消防学校等の専門教育や各種研修会に消防技術と最新知識等を習得させるため積極的に参加させたほか、救急救命士養成研修所にも職員の派遣を行った。
予防調査、検査、指導事業	事業概要	H26～H30	- 法令に基づく事業で、防火対象物に対する各種検査、調査及び危険物施設に対する許認可、火災の原因究明のための調査（H26）、各種統計事務の実施。 - 消防法令違反対象物公表制度実施に向け、査察体制を強化し、違反是正を推進する。（H30）
	取組み内容	H26～H30	防火対象物、危険物施設の使用開始検査、完成検査、立入検査等を実施するとともに、平成 30 年 4 月からの防火対象物違反公表制度実施に向けた体制づくり（H28～29）に取組み、消防法令違反対象物公表制度を平成 30 年 4 月に開始し、消防法令違反の是正強化を図った。また、火災調査の主管課である警防課と連携して、市民の生命財産を守るための火災予防指導を進めた。
防火管理者育成事業	取組み内容	H26～H30	法令に基づく事業で、防火対象物に選任しなければならない防火管理者の資格を付与するための講習を実施する。規模の大きな特定防火対象物の防火管理者には、再講習を受講することにより、防火管理の重要性を再認識させ、自主防火体制を充実させる。
	事業概要	H26～H30	事業所における防火管理者育成のため、甲種防火管理新規講習を 2 回、甲種防火管理再講習を 1 回実施した。
消防広報・防火クラブ等推進育成事業	事業概要	H26～H30	火災件数の減少と、安全な地域社会づくりに向け、春と秋に実施する「火災予防運動」等広報活動により防火意識の高揚を図る。特に高齢者の死亡率が高い住宅火災の防止を強化する。地域婦人会（H26）、幼稚園、保育園を単位としてクラブ結成し防火意識の高揚を図る。
	取組み内容	H26～H30	- 春・秋の火災予防運動の実施、防火ポスターの作成、幼年消防クラブ育成、高齢者宅防火診断、防火座談会、消防団員による家庭防火診断等を実施した。 - イベント等における火災事故を防止する条例改正を行うとともに、説明用パンフレットを作成し、広報に努めた（H26）。 - 幼年消防クラブの育成支援のため、花火教室および町まわり等の火災予防啓発運動を展開するとともに、啓発グッズ等を配布した（H27～30）。

消防体制の充実			
住宅防火 対策推進 等支援事 業	事業 概要	H26 ～ H30	● 住宅火災による死傷者の減少をめざすため、設置義務化された住宅用火災警報器の全戸設置に向けての更なる設置率の向上と同時に、設置済みの住宅には適正な維持管理について啓発する。
	取組み 内容	H26 ～ H30	● 物品販売店舗等における街頭広報、各種イベントおよび地域住民への消防訓練指導等の機会を捉え、リーフレットや啓発用品等を配布することにより、住宅用火災警報器の設置推進、維持管理および設置後 10 年以上を目安に機器本体の交換にかかる啓発活動を実施した。また、住宅用火災警報器取付け等支援制度や住宅用火災警報器等配布モデル事業等を活用し、取付け支援や配布事業を実施した。
消防水利 整備事業	事業 概要	H26 ～ H30	● 市内に設置する消防水利施設の充足率を高めるために、年次的に消火栓や防火水槽を設置するとともに必要に応じて既存の防火水槽の修理を行い、消防水利の強化および維持管理に努める。
	取組み 内容	H26 ～ H30	● 宅地開発指導要綱や開発行為に関する技術基準に基づいて、消火栓の設置を図った（H26）。 ● 老朽化による防火水槽の蓋のがたつきや、蓋周辺の整地などの修繕を施した（H27）。 ● 消防水利整備計画に基づき防火水槽 1 基および消火栓 5 基を整備した（H26～27）。 ● 消防水利の不足している市内地域に消火栓 5 基を設置した。また、既設の防火水槽等の点検、修繕を行った（H28～30）。 ● 消防水利整備計画に基づき海瀬町に防火水槽 1 基を整備した（H28）。 ● 消防水利整備計画に基づき堀町に防火水槽 1 基を整備した（H30）。
車両整備 事業	事業 概要	H26 ～ H30	● 消防本部、消防署、消防団に配備している消防車両（消防、救急自動車）を車両整備計画に基づき更新整備を行い消防車両の万全を図る。
	取組み 内容	H26 ～ H30	● 消防職団員には、車両、資機材の愛護に努めるよう指導した。 ● 車両の更新年数変更も考慮し、本署積載 1 号車の新規整備、北タンク 1 号車、北はしご 1 号車、消防団第 5 分団車の更新整備を図った（H26）。 ● 車両の更新年数変更も考慮し、本署化学 1 号、本署救助 1 号、消防団第 12 分団車の更新整備を図った。さらに、本署はしご 1 号車のオーバーホールを行い、安全性や性能維持の確保を図った（H27）。 ● 車両整備計画に基づき、配備後 17 年が経過する消防団第 13 分団の消防ポンプ自動車を更新整備した（H28）。 ● 車両整備計画に基づき、配備後 17 年が経過する消防団第 14 分団の消防ポンプ自動車および第 11 分団の可搬式ポンプ積載軽自動車を更新整備した（H30）。
警防活動 業務管理 事業	事業 概要	H26 ～ H30	● 市内で発生した火災等の災害に対して、活動隊員が迅速に対応するため、各種災害に適した資機材を整備・増強することにより、より効果的な活動を行い、市民の生命、身体を守り、被害を最小限にとどめ、更に隊員の安全を図る。
	取組み 内容	H26 ～ H30	● 各種災害において、被害を最小限にとどめるため、職員においては各災害に適した資機材を活用した訓練を実施した。活用する資機材がより効率的、効果的なものになるよう、研究を重ねながら署所間合同訓練や緊急消防援助隊合同訓練等で活用した。
消防団教 育等管理 事業	事業 概要	H26 ～ H30	● 本市消防団活動を適正に推進するための事務事業であり、火災等の災害に対する団員の教育、訓練を実施することにより、その資質向上を図るとともに、環境整備を整えることで総合力を確保し、災害等の被害を軽減させる。
	取組み 内容	H26 ～ H30	● 消防団員の任命から退団までの一連した事務処理と、条例に基づく災害等の出動手当（費用弁償）の支給を行うとともに、基礎および専門教育の積極的な受講を図った。 ● 機能別消防団員制度の導入に向けて、条例の一部改正等を行った（H30）。
消防団活 動推進広 報事業	事業 概要	H26 ～ H30	● 崇高なボランティア精神に基づき活動している消防団員に対して、災害出動のしやすい体制を整えるために、地域住民および団員の勤める会社での理解や支援が不可欠であることから、消防団活動を広く広報し、住民等への理解を拡充する。
	取組み 内容	H26 ～ H30	● 消防出初式や彦根鷹はしご演技披露による広報活動を実施、新聞広告、ポスター・パンフレット等の配布を行ったほか、自治会長会議や市新規採用職員研修等で P R を行い、消防団活動への理解を広く住民に求めた。

消防体制の充実			
彦根鳶はしご演技 広報事業	事業概要	H26 ～ H30	消防団活動の一環として歴史と伝統を誇る彦根藩町火消し「彦根鳶」を文化遺産として長く継承するとともに、はしご登り演技とその気風を保存することによって消防士気を高め、市民の防火意識の高揚を図ることを目的として広報活動を行う。
	取組み内容	H26 ～ H30	- 彦根鳶はしご演技技術の習得と継承のため、小江戸彦根の城まつりと消防出初式において、反復練習により培った演技を市民や観光客に披露した。 - 彦根防火保安協会30周年記念式典等のイベントへも積極的に参加し、市民などへの防火意識の高揚を図った（H26）。 - 滋賀県次世代伝統継承事業「近江の祭り」等のイベントへも積極的に参加し、市民などへの防火意識の高揚を図った（H27～28）。 - 全国女性消防団活性化大会情報交流会のオープニングイベントに出演し、市民等への防火意識の高揚を図った（H30）。
消防団通 信管理事 業	事業概要	H26	災害時における情報伝達や指揮命令を迅速かつ確実に行うため、消防団が使用している携帯型デジタル簡易無線機の運用を見直し、災害時の通信において基地局および消防警備本部を通信拠点として消防団との交信が可能となるように空中線と無線機の整備を図ることで通信エリアを拡充する。
	取組み内容	H26	携帯型デジタル簡易無線機 24 台、卓上型デジタル簡易無線機 2 台を配備し、消防本部庁舎、各分団詰所、消防団車両に空中線を設置し、相互通信を可能とした。また、彦根市消防団デジタル簡易無線取扱要領を併せて改正した。
指揮隊一 般経費	事業概要	H26 ～ H27	災害現場において災害実態および被害の状況の把握を迅速に行い、部隊を効果的に運用するとともに、各種の情報を収集管理し、報道対応のほか、全般の安全管理を行い、総合的な統括を行う指揮隊設置を図る。
	取組み内容	H26 ～ H27	- 指揮体制の拡充のため、資機材の整備および研修機関への派遣、視察等を行い、発隊に向けての体制整備を図った（H26）。 - 指揮体制の拡充のため、平成 27 年 10 月に消防本部警防課に指揮隊を配置し、各署および消防団との連携訓練を実施するとともに、関係する資機材の整備や研修機関への職員派遣を実施した（H27）。
消防指令 施設整備 事業	事業概要	H27 ～ H28	現消防緊急通信指令施設（指令システム）は、平成 14 年 4 月の運用開始後、10 数年が経過している。その間、OA システムバージョンアップ等の対策を講じたが、老朽化は否めず、平成 28 年度完了として「高機能消防通信指令施設」の更新整備を行う。
	取組み内容	H27 ～ H28	- 平成 27 年度は、実施設計を行うもので、実施設計委託業務は、平成 27 年 5 月に株式会社東海システム設計と委託業務契約を締結し、平成 27 年 11 月に委託業務完了届が提出され、平成 27 年 12 月に完成検査を行った（H27）。 - 平成 28 年度は、設備工事を行うもので、現場管理委託業務は、平成 28 年 6 月に株式会社東海システム設計と契約、設備工事は、平成 28 年 5 月に協和テクノロジス株式会社滋賀事業所と契約、仮設工事、既設撤去、本設工事を経て、平成 29 年 3 月に完成検査を行った（H28）。
消防団員 被服等貸 与品整備 事業	事業概要	H30	本市消防団活動を適正に推進するための事務事業であり、火災等の災害に対する消防団員の安全確保と装備の充実および機能向上を図る。
	取組み内容	H30	活動服、安全靴、耐切創性手袋等の貸与を行い、消防団員の安全確保と装備の充実を図った。
危機管理対策の推進			
水防訓練 災害出場 事業	事業概要	H26 ～ H30	毎年実施されている市防災訓練および水防災害や風水害に水防団員を兼ねる本市消防団員が出場するにあたっての費用弁償、訓練用品（消耗品）の支給を行う。特に水防訓練として、年 1 回実施の市防災訓練に実践訓練として参加している。
	取組み内容	H26 ～ H30	水防活動は、悪天候、悪条件等の危険度の高い状況下での活動が多く、併せて、多くの人員や大量の資機材が不可欠なことから、総合的に実施される市防災訓練を唯一の集中訓練の機会ととらえて、消防団全分団をあげて取り組んでいる。

第3章 市内の消防の概要

3-1 消防本部（署）の現状

(1) 関係法令等

消防本部（本署）の設置運営に関する法令として、本市が定める「彦根市消防本部および消防署の設置等に関する条例（昭和40年7月3日条例第34号）」、「彦根市消防本部組織規則（昭和47年11月1日規則第33号）」などがあります。

また、「彦根市消防署組織規程（昭和58年10月7日消防本部訓令第7号）」があります。

<彦根市消防本部および消防署の設置等に関する条例（※抜粋）>

第1条

- 1項 この条例は、消防組織法第10条第1項の規定に基づき、消防本部および消防署の設置、位置および名称ならびに消防署の管轄区域に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条

- 1項 本市に消防本部を置く。
- 2項 消防本部の名称および位置は、次のとおりとする。
- | | |
|----|-------------|
| 名称 | 彦根市消防本部 |
| 位置 | 彦根市西今町415番地 |

第3条

- 1項 本市に消防署を置く。
- 2項 消防署の名称、位置および管轄区域は、次のとおりとする。
- | | |
|------|-----------------------------|
| 名称 | 彦根市消防署 |
| 位置 | 彦根市西今町415番地 |
| 管轄区域 | 彦根市全域ならびに犬上郡豊郷町、甲良町および多賀町全域 |

<彦根市消防本部組織規則（※抜粋）>

- 第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第10条第2項の規定に基づき、彦根市消防本部(以下「消防本部」という。)の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条

- 1項 消防本部の長は、消防長とする。

第3条

- 1項 消防本部に次の課および係を置く。
- | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|-------|-------|-----|-------|-----|-------|
| 消防総務課 | 庶務係 | 経理係 | 消防団係 | 予防課 | 設備係 | 危険物係 | 査察係 | 警防課 | 消防救助係 | 救急管理係 | 調査係 | 通信指令課 | 指令係 | 情報管理係 |
|-------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|-------|-------|-----|-------|-----|-------|

第5条

- 1項 消防本部に次長を置く。

<彦根市消防署組織規程（※抜粋）>

第1条

1項 この規程は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第10条第2項の規定に基づき、彦根市消防署(以下「消防署」という。)の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条

1項 消防署は、本署および分署で組織し、分署の位置および名称は、次のとおりとする。

名称	位置
彦根市消防署南分署	彦根市稲里町320番地
彦根市消防署北分署	彦根市古沢町503番地1
彦根市消防署犬上分署	犬上郡甲良町横関字山王689番地1

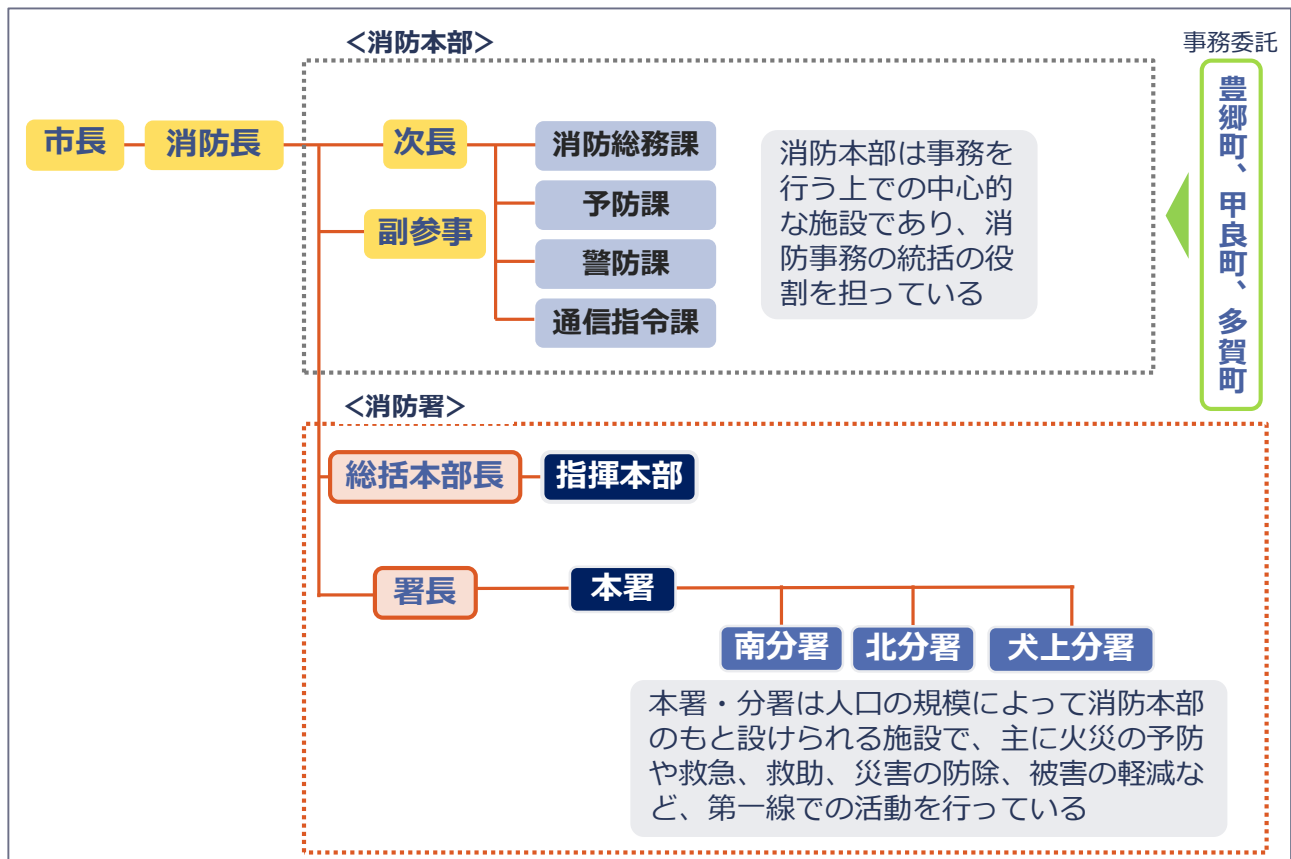
2項 消防署に指揮本部を置き、指揮本部に指揮係を置く。

3項 消防署に次の係を置く。

- (1) 本署 特別救助係 消防係 救急係
- (2) 彦根市消防署南分署(以下「南分署」という。) 消防係 救急係
- (3) 彦根市消防署北分署(以下「北分署」という。) 消防係 救急係
- (4) 彦根市消防署犬上分署(以下「犬上分署」という。) 救助係 消防係 救急係

(2) 消防本部の組織構成

消防本部は、昭和23年(1948年)に発足し、昭和49年(1974年)に犬上郡豊郷町、甲良町、多賀町から消防事務委託を受け、現在、1本部1署3分署で構成されています。



(3) 職員数

消防本部の職員数 157 名（令和元年（2019 年）度）で各種災害に対応しており、平成 27 年（2015 年）4 月には消防職員定数を 144 人から 30 人増員し 174 人とし、計画的に増員を図っているところです。

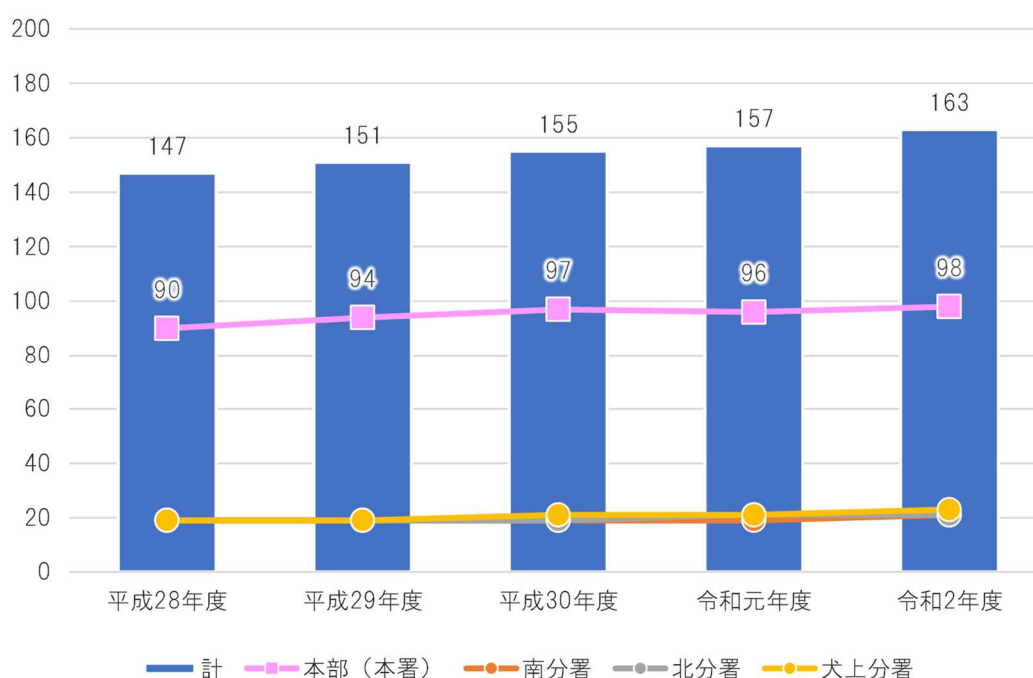
各消防施設については、いずれも職員定数が 90 人余りの時期に計画整備されたものであることから、消防職員の大幅な増員に対応できていないのが現状です。

また、令和元年（2019 年）度の男女の比率は 99%が男性、1%が女性となっています。

<表 消防本部の職員数の推移>

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
本部（本署）	90	94	97	96	98
南分署	19	19	19	19	21
北分署	19	19	19	21	21
犬上分署	19	19	21	21	23
計	147	151	155	157	163

<図 消防本部の職員数の推移>



<表 消防本部の職員数（令和元年（2019 年）度）>

	消防本部数	消防署数	分署数	消防職員					
				定員	実員	消防史員			その他
						消防史員	男性	女性	
消防本部（署）	1	1	3	174	157	156	154	2	1

3-2 消防団（分団）の現状

(1) 関係法令等

分団の設置運営に関する法令として、本市が定める「彦根市消防団の設置等に関する条例（昭和 41 年 3 月 26 日条例第 19 号）」、「彦根市消防団条例（昭和 25 年 3 月 22 日条例第 10 号）」、「彦根市消防団規則（昭和 25 年 4 月 1 日規則第 9 号）」、「彦根市消防団機能別消防団員運用規程（平成 31 年 4 月 1 日訓令第 5 号）」などがあります。

<彦根市消防団の設置等に関する条例（※抜粋）>

第 1 条

- 1 項 この条例は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 18 条 1 項の規定に基づき、消防団の設置、名称および区域に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条

- 1 項 本市に消防団を置き、その名称および区域は次のとおりとする。
- 名称 彦根市消防団
- 区域 彦根市全域

<彦根市消防団条例（※抜粋）>

第 1 条

- 1 項 彦根市消防団員(以下「団員」という。)の定員、任免、服務、給与等については、この条例の定めるところによる。

第 1 条の 2

- 1 項 団員の定数は、525 人とする。

第 1 条の 3

- 1 項 団員の種類は、基本消防団員および機能別消防団員とする。
- 2 項 基本消防団員は、機能別消防団員以外の団員とする。
- 3 項 機能別消防団員は、大規模災害団員および大学生団員で構成し、特定の任務に限り従事する団員とする。

第 2 条

- 1 項 消防団長(以下「団長」という。)は消防団(以下「団」という。)の推薦に基づき市長が、その他の団員は団長が、次の資格を有する者の中から市長の承認を得てこれを任命する。
- (1) 市内に居住し、勤務し、または通学する者であること。
- (2) 18 歳以上の者であること。
- (3) 団の職務の遂行に堪え得る心身を有すると認められる者であること。

第 11 条

- 1 項 団員には、次の報酬を支給する。ただし、機能別消防団員(大規模災害団員に限る。)には、報酬を支給しない。

団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	分団
82,500 円	69,000 円	50,500 円	45,500 円	37,000 円	37,000 円	36,500 円 (機能別消防団員(大学生団員に限る。)にあっては、6,000 円)

＜彦根市消防団規則（※抜粋）＞

第 1 条

- 1 項 この規則は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 18 条第 2 項および第 23 条第 2 項の規定に基づき、彦根市消防団(以下「消防団」という。)の組織および消防団員の階級について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条

- 1 項 消防団に本部および分団を置く。
 2 項 本部は、団長、副団長および本部付き分団で構成し、本部に属する消防団員を本部員とする。
 3 項 分団の名称および管轄区域は、別表第 1 のとおりとする。(※(2)および(3)で概要を示します。)

第 5 条

- 1 項 団長、副団長、分団長、副分団長、部長および班長の任期は、4 年とする。ただし、再任することを妨げない。

第 6 条

- 1 項 本部付き分団の構成員(以下「本部付き分団員」という。)は、分団長、副分団長、部長、班長および団員とする。
 2 項 本部付き分団にヒコネサンフラワーズ(女性の消防団員で組織する隊をいう。以下同じ。)を置く。
 3 項 本部付き分団員である班長は、各分団長が当該分団の班長のうちから適任者として推薦した者で団長が任命したもの(以下「出向者」という。)およびヒコネサンフラワーズに属する班長とする。

第 7 条

- 1 項 大規模災害に対応するため、別表第 3（※下表）の災害現場における指揮命令を行う隊を編成する。

大隊	中隊	小隊
大隊	—	本部付き分団 (ヒコネサンフラワーズを含む。)
	第 1 中隊	第 1 分団 第 3 分団 第 4 分団 第 5 分団 第 11 分団
	第 2 中隊	第 6 分団 第 7 分団 第 8 分団 第 12 分団 第 14 分団
	第 3 中隊	第 2 分団 第 9 分団 第 10 分団 第 13 分団 第 15 分団
	—	機能別分団

＜彦根市消防団機能別消防団員運用規程（※抜粋）＞

第 1 条

- 1 項 この規程は、彦根市消防団条例(昭和 25 年彦根市条例第 10 号。以下「条例」という。)第 1 条の 3 に規定する機能別消防団員の運用について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条

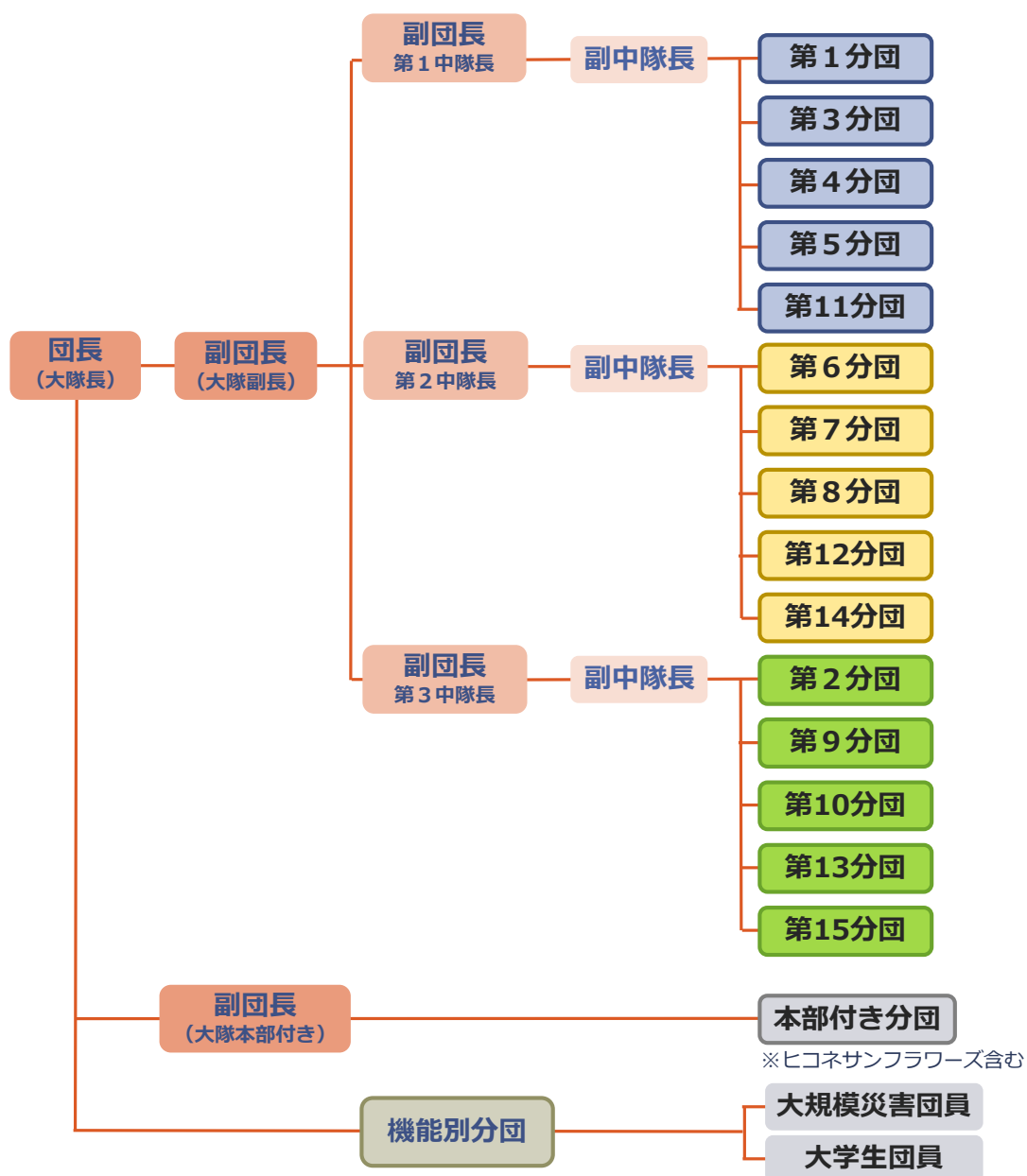
- 1 項 大規模災害団員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、満 70 歳未満の者に限る。
- (1) 彦根市消防吏員を課長級以上の職で退職した者
 - (2) 彦根市消防団員を分団長以上の階級で退職した者
 - (3) 団の職務の遂行に堪え得る心身を有すると認められる者であること。
- 2 項 大学生団員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学生
 - (2) 大学教職員

第 5 条

- 1 項 機能別消防団員の活動は、おおむね次に掲げるとおりとする。
- (1) 大規模災害団員
 - ア 大規模災害時における避難誘導、住民の安否確認、各分団の後方支援活動および基本消防団員の活動の補完
 - イ その他大規模災害時に消防団長が必要と認める活動
 - (2) 大学生団員
 - ア 大規模災害時における避難所の情報伝達支援、備蓄物資および救援物資の管理、応急救護活動ならびに基本消防団員の活動の補完
 - イ 応急手当の技術の普及および防火防災広報等の啓発活動
 - ウ 消防団員としての必要な知識および技術の習得
 - エ その他消防団長が必要と認める活動

(2) 消防団の組織構成

消防団には分団が 17 分団あります。



(3) 分団の現状

市内の 15 分団については、施設ごとに管轄が異なります。

消防団員数は現在 468 名（令和元年（2019 年）度）で全ての団員が非常勤です。また、男女の比率は 97%が男性で 3%が女性となります。

＜表 各分団の管轄＞

分団名	所在地	管轄区域
消防団第 1 分団	彦根市本町二丁目 4 番 18 号	城西学区
消防団第 2 分団	彦根市須越町 1154 番地 2	城陽学区（旧多景）
消防団第 3 分団	彦根市京町二丁目 2 番 21 号	城東学区
消防団第 4 分団	彦根市松原町 3614 番 5	城北学区
消防団第 5 分団	彦根市芹川町 909 番地 1	佐和山学区
消防団第 6 分団	彦根市大藪町 1810 番地 9	金城学区
消防団第 7 分団	彦根市戸賀町 130 番地 47	平田・城南学区
消防団第 8 分団	彦根市正法寺町竹之内 559 番地 4	旭森学区
消防団第 9 分団	彦根市甘呂町 146 番地 3	城陽学区（旧花田）
消防団第 10 分団	彦根市日夏町 2909 番地 1	城陽学区（旧日夏・若葉）
消防団第 11 分団	彦根市鳥居本町 1492 番地 7	鳥居本学区
消防団第 12 分団	彦根市金剛寺町中郷 440 番地	河瀬学区
消防団第 13 分団	彦根市賀田山町 47 番地 4	亀山学区
消防団第 14 分団	彦根市高宮町 2312 番地 3	高宮学区
消防団第 15 分団	彦根市本庄町 61 番地	稲枝東・西・北学区

＜表 消防団の団員数（令和元年（2019 年）度）＞

	消防団数	分団数	消防団員				
			定員	実員	常勤	非常勤	
						男性	女性
消防団	1	17	525	468	0	453	15

3-3 消防設備の現状

(1) 関係法令等

消防設備の設置運営に関する法令として、本市が定める「彦根市消防通信規程（昭和 58 年 8 月 1 日消防本部訓令第 3 号）」、「彦根市消防本部車両管理規程（平成 20 年 3 月 25 日消防本部訓令第 2 号）」があります。

<彦根市消防通信規程（※抜粋）>

第1章 総則

第1条

- 1 項 この規程は、彦根市消防通信の運用および同施設の保守管理等について法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第3条

- 1 項 消防長は、施設を活用して消防通信を円滑適正に運用するとともに、その保守管理に努めるものとする。

第4章 保守管理

第19条

- 1 項 消防長は、常に通信施設の機器検査を行い、通信の正常な操作運用ができるよう必要な整備を行わなければならない。

第20条

- 1 項 施設の検査を分けて、日常検査、保守検査および臨時検査とし、次に定めるところにより実施するものとする。
- (1) 日常検査 毎日 1 回適宜通信従事者が別表第 5 に定める項目について行う検査
 - (2) 保守検査 消防緊急通信指令施設保守管理業務委託契約に基づき、担当技術員が別に定める項目について、定期に行う検査
 - (3) 臨時検査 臨時に検査の必要があるとき、通信従事者が必要事項について行う検査

＜彦根市消防本部車両管理規程（※抜粋）＞

(趣旨)

第 1 条

- 1 項 この規程は、法令その他別に定めがあるもののほか、消防本部が管理する自動車、自動二輪車および原動機付自転車(以下これらを「公用車」という。)の取扱方法について必要な事項を定め、もって公用車の適正な管理と安全かつ効率的な運用を図るものとする。

(車両管理者の職務)

第 5 条

- 1 項 車両管理者は、安全運転管理者の指導の下に、次に掲げる職務を行うものとする。
- (1) 所属車両の使用承認に関すること。
 - (2) 所属車両の点検および整備に関すること。
 - (3) 所属車両のかぎの保管に関すること。
 - (4) 交通事故の調査および処理に関すること。
 - (5) 公用車の運行管理に関すること。
 - (6) 運転者の労務管理および健康管理に関すること。
 - (7) 安全運転についての指導教育に関すること。
 - (8) その他公用車の安全運転管理上必要と認めること。

(車両管理者と整備管理者代務者との関係)

第 7 条

- 1 項 車両管理者は、公用車の点検整備について、常に整備管理者代務者と密接に連絡し、その保全に努めるものとする。

(公用車の点検)

第 16 条

- 1 項 公用車を使用する車両管理者または運転者は、1 日 1 回その運行開始前に、日常点検表(別記様式第 10 号)に定める点検項目を点検し、その記録を保管するほか、月 1 回の月例点検を実施し、その記録を保管するものとする。
- 2 項 整備管理者代務者は、公用自動車のうち自動車および自動二輪車については道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 48 条第 1 項の規定による定期点検整備を実施し、原動機付自転車については車両管理者に月例点検を実施するよう依頼するものとする。

(公用車の保管)

第 19 条

- 1 項 公用車は、定められた車庫等に保管し、盗難および火災の予防に努めなければならない。

(2) 常備消防

<表 常備消防>

施設名	敷地面積 (㎡)	訓練施設				ヘリポート	訓練用 水利
		スペース	舗装	放水壁	訓練塔		
消防本部(本署)	6,735.89	△(狭)	×	×	○	×	消火栓
南分署	5,755.70	○	○	○	×	○	消火栓
北分署	1,088.00	×	○	×	×	×	消火栓
犬上分署	3,888.30	○	○	○	○	×	消火栓

(3) 非常備消防

<表 非常備消防>

施設名	敷地面積 (㎡)	訓練用地	団体参集駐車場	下水設備
消防団第1分団	158.95	×	○	○
消防団第2分団	387.78	○	○	○
消防団第3分団	84.68	×	×	○
消防団第4分団	411.74	×	×	○
消防団第5分団	281.09	△訓練用地としては無	○	○
消防団第6分団	212.96	×	△狭小	○
消防団第7分団	154.19	×	○	○
消防団第8分団	499.01	○	○	○(浄化槽)
消防団第9分団	151.58	×	△狭小	○
消防団第10分団	361.81	×	○	○
消防団第11分団	270.48	×	○	○
消防団第12分団	635.88	△訓練用地としては無	○	×
消防団第13分団	262.42	×	○	○
消防団第14分団	408.50	×	○	○
消防団第15分団	457.49	×	○	○

(4) 消防水利の現状

<表 消防水利数>

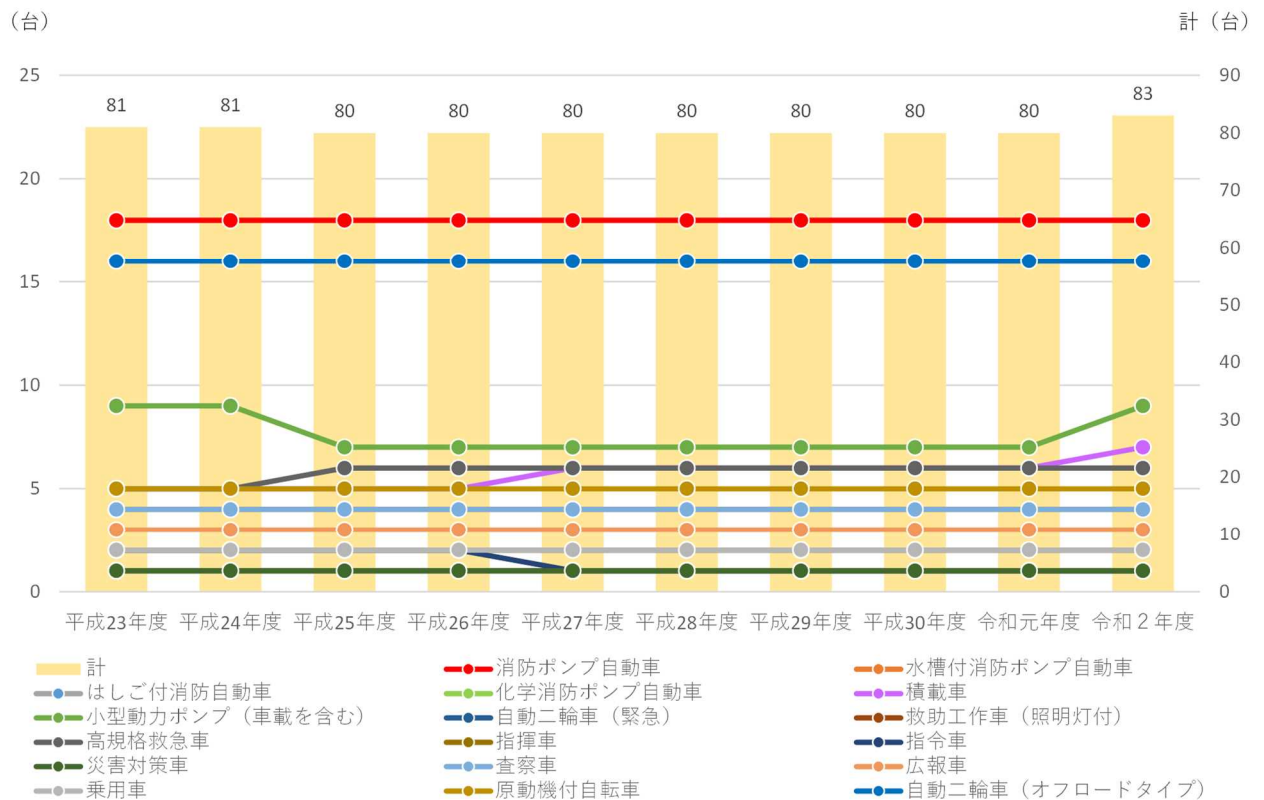
	消火栓	防火水槽		
		40㎡以上	20～40㎡未満	合計
消防水利 (令和元年度)	2,216	240	5	245

(5) 消防車両の現状

<表 消防車両数の推移>

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
消防ポンプ自動車	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
水槽付消防ポンプ自動車	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
はしご付消防自動車	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
化学消防ポンプ自動車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
積載車	5	5	5	5	6	6	6	6	6	7
小型動力ポンプ（車載を含む）	9	9	7	7	7	7	7	7	7	9
自動二輪車（緊急）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
救助工作車（照明灯付）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高規格救急車	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6
指揮車	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
指令車	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1
災害対策車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
査察車	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
広報車	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
乗用車	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
原動機付自転車	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
自動二輪車（オフロードタイプ）	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
計	81	81	80	80	80	80	80	80	80	83

<図 消防車両数の推移>



第4章 消防施設等の概要

4-1 施設の概要

(1) 消防本部（本署）の施設概要

消防本部（本署）の施設概要を以下に示します。

<表 消防本部（本署）の施設概要>

所在地	彦根市西今町 415 番地		
建設年度	昭和 61 年（1986 年）度（平成 29 年（2017 年）度増築）		
敷地面積	6,735.89 m ²		
延床面積	2,997.27 m ²		
建物構造	RC 造		
階数	3階		
施設構成	1 階：本署事務室、厨房、食堂、空調機械室、機械室、指令室、コンピューター室、発電機室、男子更衣室、女子更衣室、消毒室、仮眠室、女性用仮眠室、洗面、浴室、前室、危険物庫、車庫（1～4） 2 階：消防本部事務室、書庫、小会議室、OA 作業室、消防長室、職員サロン、体力練成室、研究・実験室、防災指導相談室、機械室、湯沸室、本部更衣室 3 階：大会議室、団幹部会議室、防災会議室、図書資料室、書庫、消防団長室、本部付分団室、研修室、通信機械室、倉庫 PH1 階：電気室、空調機械室、無線基地局 その他：訓練塔		
主力機械	本署 ● 消防ポンプ自動車 1 台 ● 消防ポンプ自動車（非常用車両） 1 台 ● 水槽付消防ポンプ自動車 1 台 ● はしご付消防自動車 1 台 ● 化学消防ポンプ自動車 1 台 ● 小型動力ポンプ（車載を含む） 3 台 ● 自動二輪車（緊急） 1 台 ● 高規格救急車 2 台 ● 高規格救急車（非常用車両） 1 台 ● 救助工作車（照明灯付） 1 台 ● 積載車 1 台 ● 指揮車 1 台 ● 原動機付自転車 1 台 } 計 16 台 消防本部 ● 広報車 1 台 ● 乗用車 1 台 ● 査察車 1 台 } 計 3 台 団本部 ● 小型動力ポンプ積載車 2 台 ● 指揮車 1 台 ● 広報車 2 台 ● 指令車 1 台 ● 自動二輪車（オフロードタイプ） 1 台 } 計 7 台		

<図 消防本部（本署）の施設写真および施設位置図>



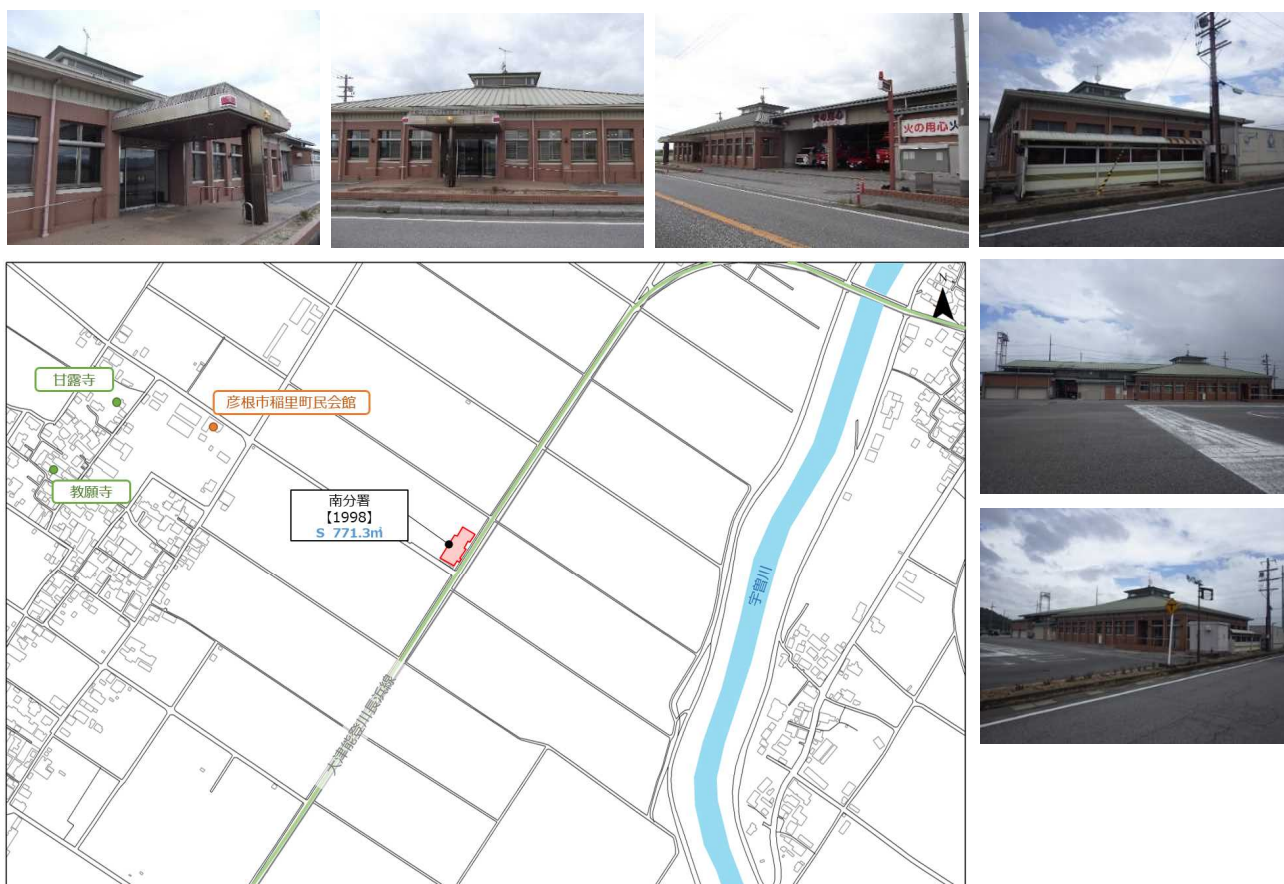
(2) 南分署の施設概要

南分署の施設概要を以下に示します。

＜表 南分署の施設概要＞

所在地	彦根市稲里町 320 番地		
建設年度	平成 10 年（1998 年）度		
敷地面積	5,755.70 m ²		
延床面積	759.79 m ² （うち彦根市防災備蓄倉庫 156.66 m ² ）		
建物構造	S 造		
階数	平屋		
施設構成	事務室、書庫、食堂、消防団室、大会議室、男子更衣室、倉庫、防災倉庫、危険物倉庫、コンプレッサー室、救急消毒室、仮眠室、洗面・洗濯室、浴室、車庫 その他：ヘリポート、訓練用スペース、訓練用舗装、訓練用防水壁		
主力機械	● 水槽付消防ポンプ自動車 ● 小型動力ポンプ（車載を含む） ● 高規格救急車 ● 災害対策車 ● 査察車 ● 原動機付自転車	1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台	} 計 6 台

＜図 南分署の施設写真および施設位置図＞



(3) 北分署の施設概要

北分署の施設概要を以下に示します。

＜表 北分署の施設概要＞

所在地	彦根市古沢町 503 番地 1		
建設年度	平成5年（1993年）度		
敷地面積	1,088.00 m ²		
延床面積	631.99 m ²		
建物構造	S 造		
階数	2階		
施設構成	1階：監視室、物入、救急器具室、器具庫、車庫 2階：事務室、会議室、第1中隊室、食堂、洗面、浴室、救急仮眠室、消防仮眠室 その他：訓練塔、訓練用スペース、訓練用舗装、訓練用防水壁		
主力機械	● 水槽付消防ポンプ自動車 ● はしご付消防自動車 ● 小型動力ポンプ（車載を含む） ● 高規格救急車 ● 査察車 ● 原動機付自転車	1台 1台 1台 1台 1台 1台	} 計 6台

＜図 北分署の施設写真および施設位置図＞



(4) 犬上分署の施設概要

犬上分署の施設概要を以下に示します。

＜表 犬上分署の施設概要＞

所 在 地	犬上郡甲良町横関字山王 689 番地 1		
建 設 年 度	平成 7 年（1995 年）度		
敷 地 面 積	3,888.30 m ²		
延 床 面 積	897.01 m ²		
建 物 構 造	S 造		
階 数	2 階		
施 設 構 成	1 階：事務室、書庫、支部事務室、食堂、救急器具室、洗面・洗濯室、浴室、更衣室、 仮眠室、危険物倉庫、器具庫、車庫 2 階：会議室、ホール その他：訓練塔		
主 力 機 械	● 水槽付消防ポンプ自動車 ● 小型動力ポンプ付積載車 ● 小型動力ポンプ（車載を含む） ● 高規格救急車 ● 査察車 ● 乗用車 ● 原動機付自転車	1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 2 台	} 計 8 台

＜図 犬上分署の施設写真および施設位置図＞



(5) 消防団第1分団の施設概要

消防団第1分団の施設概要を以下に示します。

<表 消防団第1分団の施設概要>

所在地	彦根市本町二丁目4番18号		
建設年度	平成11年(1999年)度		
敷地面積	158.95㎡		
延床面積	96.93㎡		
建物構造	S造		
階数	2階		
施設構成	1階：消防車庫 2階：詰所		
主力機械	- 消防ポンプ自動車 1台 - 小型動力ポンプ積載車 1台 - 自動二輪車(オフロードタイプ) 1台		
			計 3台

<図 消防団第1分団の施設写真および施設位置図>



(6) 消防団第2分団の施設概要

消防団第2分団の施設概要を以下に示します。

<表 消防団第2分団の施設概要>

所在地	彦根市須越町 1154 番地 2		
建設年度	平成4年（1992年）度		
敷地面積	1,336.71 m ²		
延床面積	75.50 m ²		
建物構造	S造		
階数	平屋		
施設構成	詰所、消防車庫 その他：訓練用地		
主力機械	- 消防ポンプ自動車 - 自動二輪車（オフロードタイプ）	1台 1台	} 計 2台

<図 消防団第2分団の施設写真および施設位置図>



(7) 消防団第3分団の施設概要

消防団第3分団の施設概要を以下に示します。

<表 消防団第3分団の施設概要>

所在地	彦根市京町二丁目2番21号		
建設年度	昭和58年(1983年)度		
敷地面積	84.68㎡		
延床面積	101.99㎡		
建物構造	S造		
階数	2階		
施設構成	1階：詰所、消防車庫 2階：詰所		
主力機械	● 消防ポンプ自動車 1台 ● 小型動力ポンプ(車載を含む) 1台 ● 自動二輪車(オフロードタイプ) 1台		
			計 3台

<図 消防団第3分団の施設写真および施設位置図>



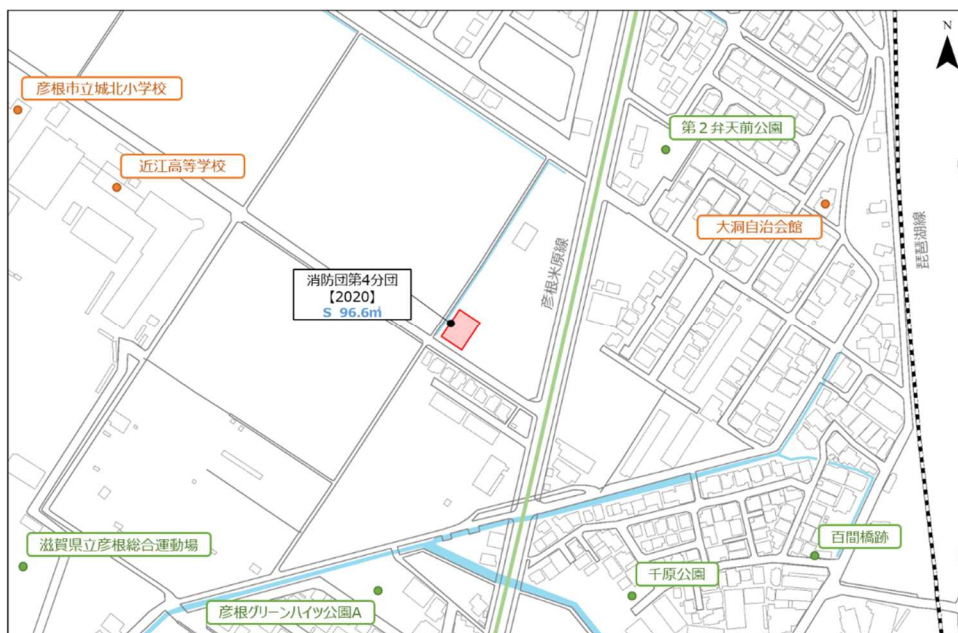
(8) 消防団第4分団の施設概要

消防団第4分団の施設概要を以下に示します。

<表 消防団第4分団の施設概要>

所在地	彦根市松原町 3614 番 5 (令和2年(2020年)度移転)		
建設年度	令和2年(2020年)度		
敷地面積	411.74 m ²		
延床面積	96.60 m ² (予定)		
建物構造	S 造 (予定)		
階数	2階 (予定)		
施設構成	1階：消防車庫 2階：詰所		
主力機械	● 消防ポンプ自動車 1台 ● 自動二輪車 (オフロードタイプ) 1台 } 計 2台		

<図 消防団第4分団の施設位置図>



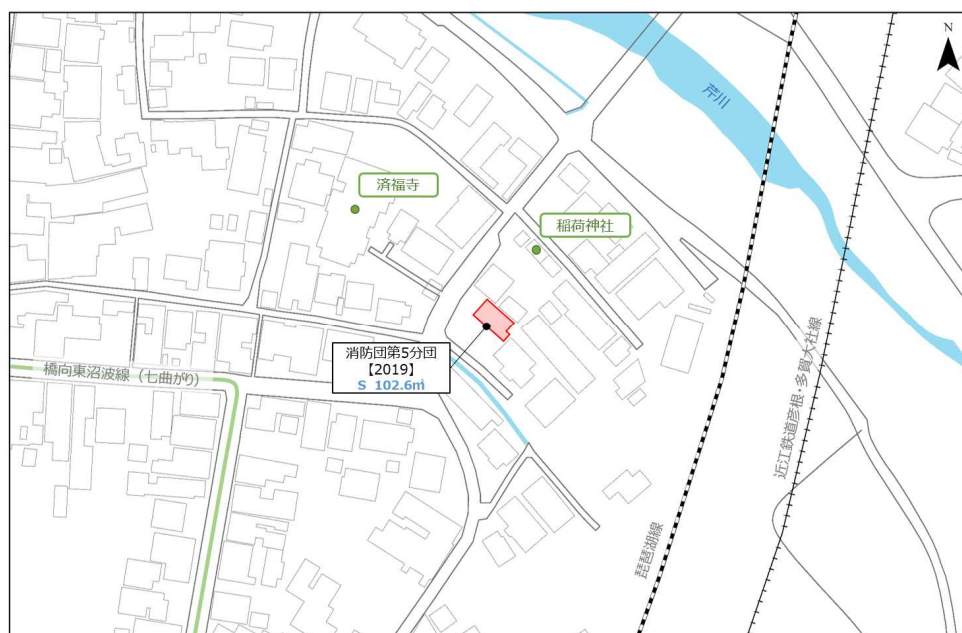
(9) 消防団第5分団の施設概要

消防団第5分団の施設概要を以下に示します。

<表 消防団第5分団の施設概要>

所在地	彦根市芹川町 909 番地 1		
建設年度	令和元年（2019 年）度		
敷地面積	350.70 m ²		
延床面積	110.84 m ²		
建物構造	S 造		
階数	2階		
施設構成	1 階：詰所、消防車庫 2 階：詰所		
主力機械	● 消防ポンプ自動車 1 台 ● 小型動力ポンプ（車載を含む） 1 台 ● 自動二輪車（オフロードタイプ） 1 台		
		計	3 台

<図 消防団第5分団の施設写真および施設位置図>



(10) 消防団第6分団の施設概要

消防団第6分団の施設概要を以下に示します。

<表 消防団第6分団の施設概要>

所在地	彦根市大藪町 1810 番地 9		
建設年度	平成3年(1991年)度		
敷地面積	213.03 m ²		
延床面積	68.60 m ²		
建物構造	S造		
階数	2階		
施設構成	1階：消防車庫 2階：詰所		
主力機械	● 消防ポンプ自動車 1台 ● 自動二輪車(オフロードタイプ) 1台		
		}	計 2台

<図 消防団第6分団の施設写真および施設位置図>



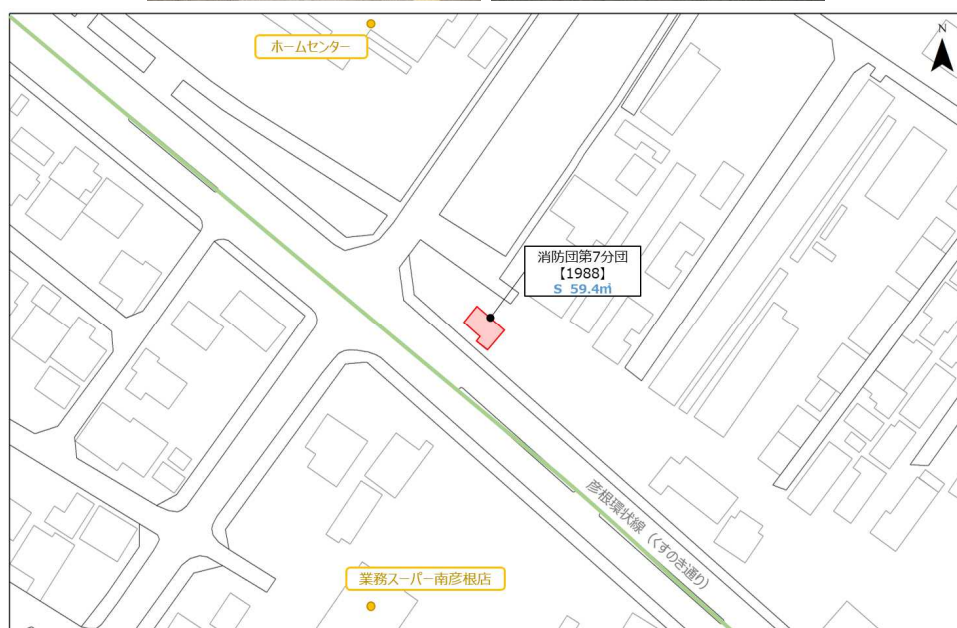
(11) 消防団第7分団の施設概要

消防団第7分団の施設概要を以下に示します。

<表 消防団第7分団の施設概要>

所在地	彦根市戸賀町 130 番地 47		
建設年度	昭和 63 年（1988 年）度		
敷地面積	102.81 m ²		
延床面積	59.44 m ²		
建物構造	S 造		
階数	平屋		
施設構成	詰所、消防車庫		
主力機械	● 消防ポンプ自動車 1 台 ● 小型動力ポンプ（車載を含む） 1 台 ● 自動二輪車（オフロードタイプ） 1 台 } 計 3 台		

<図 消防団第7分団の施設写真および施設位置図>



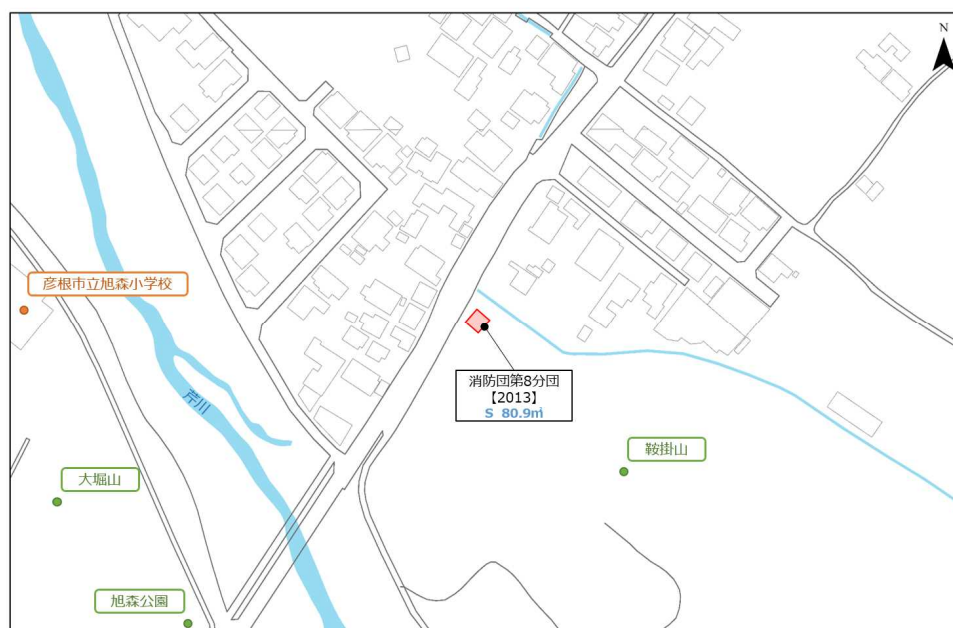
(12) 消防団第8分団の施設概要

消防団第8分団の施設概要を以下に示します。

<表 消防団第8分団の施設概要>

所在地	彦根市正法寺町竹之内 559 番地 4		
建設年度	平成 25 年（2013 年）度		
敷地面積	463.24 m ²		
延床面積	80.94 m ²		
建物構造	S 造		
階数	2階		
施設構成	1階：消防車庫 2階：詰所 その他：訓練用地		
主力機械	● 消防ポンプ自動車 ● 自動二輪車（オフロードタイプ）	1台 1台	} 計 2台

<図 消防団第8分団の施設写真および施設位置図>



(13) 消防団第9分団の施設概要

消防団第9分団の施設概要を以下に示します。

<表 消防団第9分団の施設概要>

所在地	彦根市甘呂町 146 番地 3		
建設年度	平成 24 年（2012 年）度		
敷地面積	158.15 m ²		
延床面積	80.94 m ²		
建物構造	S 造		
階数	2 階		
施設構成	1 階：消防車庫 2 階：詰所		
主力機械	- 消防ポンプ自動車 1 台 - 自動二輪車（オフロードタイプ） 1 台 } 計 2 台		

<図 消防団第9分団の施設写真および施設位置図>



(14) 消防団第10分団の施設概要

消防団第10分団の施設概要を以下に示します。

<表 消防団第10分団の施設概要>

所在地	彦根市日夏町 2909 番地 1		
建設年度	平成 29 年（2017 年）度		
敷地面積	337.68 m ²		
延床面積	90.06 m ²		
建物構造	S 造		
階数	2 階		
施設構成	1 階：消防車庫 2 階：詰所		
主力機械	● 消防ポンプ自動車 1 台 ● 自動二輪車（オフロードタイプ） 1 台		
		計	2 台

<図 消防団第10分団の施設写真および施設位置図>



(15) 消防団第11分団の施設概要

消防団第11分団の施設概要を以下に示します。

<表 消防団第11分団の施設概要>

所在地	彦根市鳥居本町 1492 番地 7		
建設年度	平成5年(1993年)度		
敷地面積	270.48 m ²		
延床面積	101.25 m ²		
建物構造	S造		
階数	平屋		
施設構成	詰所、消防車庫		
主力機械	● 消防ポンプ自動車 ● 小型動力ポンプ積載車 ● 自動二輪車(オフロードタイプ)	1台 1台 1台	} 計 3台

<図 消防団第11分団の施設写真および施設位置図>



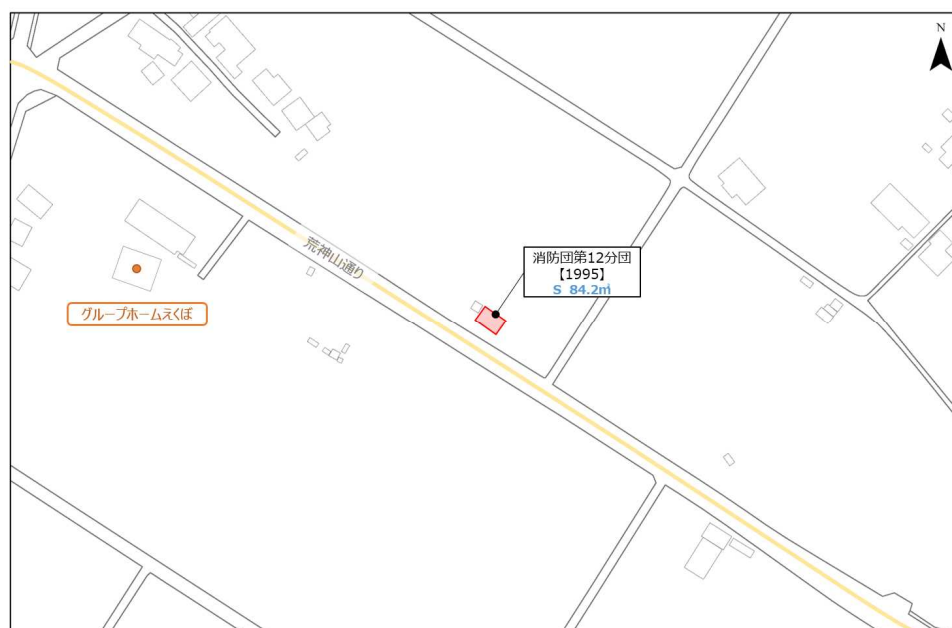
(16) 消防団第12分団の施設概要

消防団第12分団の施設概要を以下に示します。

<表 消防団第12分団の施設概要>

所在地	彦根市金剛寺町字中郷 440 番地		
建設年度	平成7年(1995年)度		
敷地面積	635.88 m ²		
延床面積	84.20 m ²		
建物構造	S造		
階数	平屋		
施設構成	詰所、消防車庫		
主力機械	● 消防ポンプ自動車 1台 ● 自動二輪車(オフロードタイプ) 1台 } 計 2台		

<図 消防団第12分団の施設写真および施設位置図>



(17) 消防団第13分団の施設概要

消防団第13分団の施設概要を以下に示します。

<表 消防団第13分団の施設概要>

所在地	彦根市賀田山町47番地4		
建設年度	平成8年(1996年)度		
敷地面積	160.54 m ²		
延床面積	70.00 m ²		
建物構造	S造		
階数	2階		
施設構成	1階：消防車庫 2階：詰所		
主力機械	● 消防ポンプ自動車 1台 ● 自動二輪車(オフロードタイプ) 1台 } 計 2台		

<図 消防団第13分団の施設写真および施設位置図>



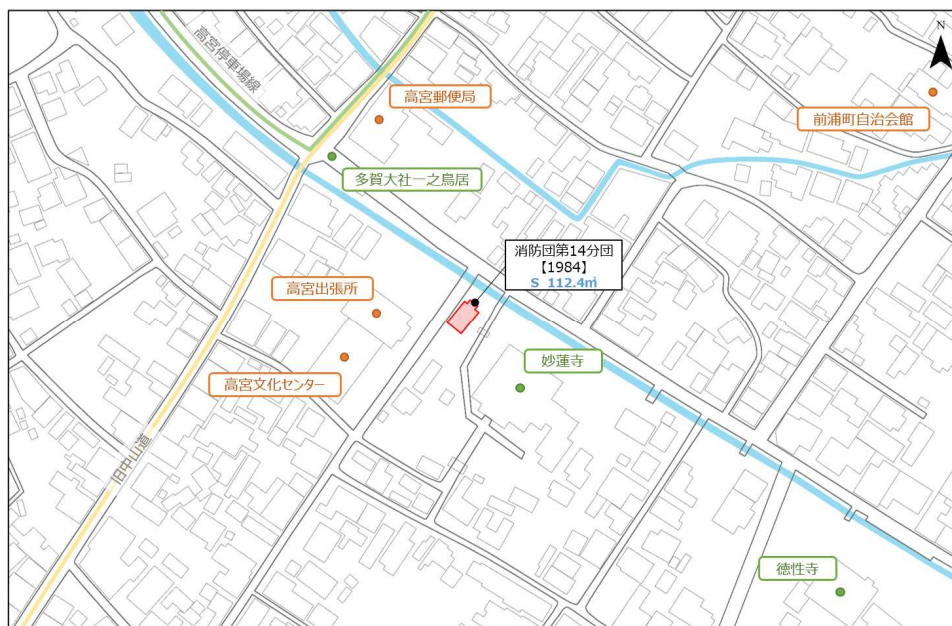
(18) 消防団第14分団の施設概要

消防団第14分団の施設概要を以下に示します。

＜表 消防団第14分団の施設概要＞

所在地	彦根市高宮町 2312 番地 3		
建設年度	昭和 59 年（1984 年）度		
敷地面積	262.55 m ²		
延床面積	112.35 m ² （平成 29 年（2017 年）度増築）		
建物構造	S 造		
階数	平屋		
施設構成	詰所、消防車庫		
主力機械	● 消防ポンプ自動車 ● 小型動力ポンプ積載車 ● 自動二輪車（オフロードタイプ）	1 台 1 台 1 台	} 計 3 台

＜図 消防団第14分団の施設写真および施設位置図＞



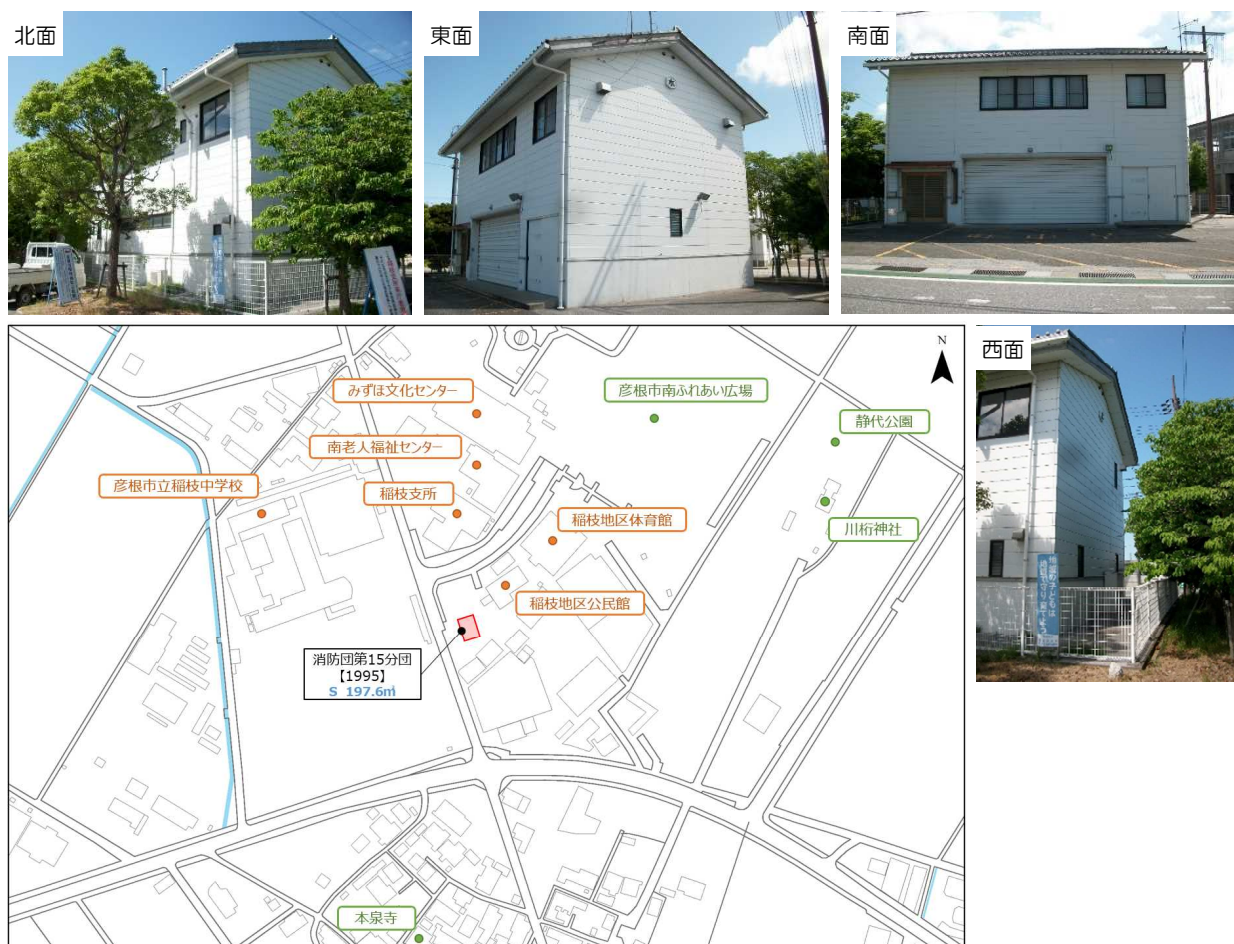
(19) 消防団第15分団の施設概要

消防団第15分団の施設概要を以下に示します。

<表 消防団第15分団の施設概要>

所在地	彦根市本庄町 61 番地		
建設年度	平成 7 年（1995 年）度		
敷地面積	486.67 m ²		
延床面積	197.63 m ²		
建物構造	S 造		
階数	2 階		
施設構成	1 階：消防車庫 2 階：詰所		
主力機械	● 消防ポンプ自動車 ● 自動二輪車（オフロードタイプ） 2台 1台 } 計 3 台		

<図 消防団第15分団の施設写真および施設位置図>



4-2 施設の維持管理状況

(1) 光熱水費の支払状況

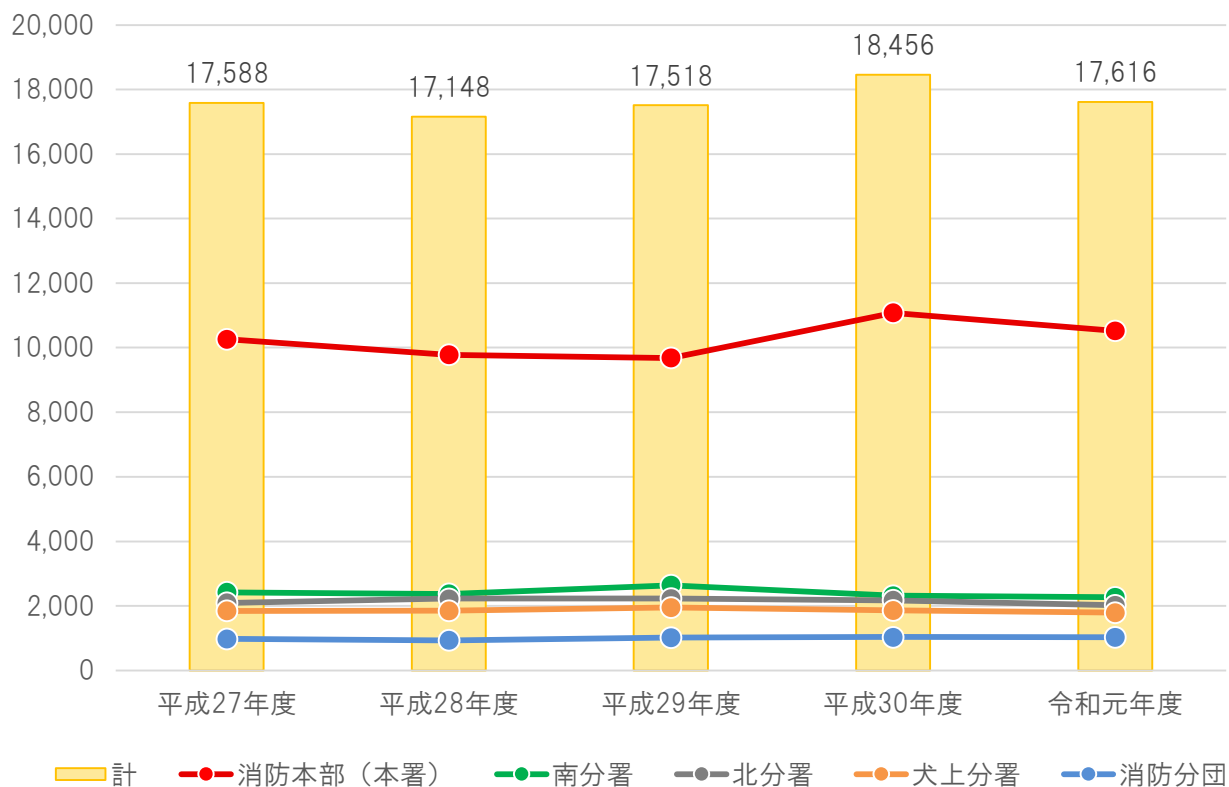
消防施設等の光熱水費は、過去5か年の実績で見ると、年間あたり 1,700 万円から 1,800 万円程度となっています。施設別に見ると、消防本部（本署）が最大の支出項目となっており、毎年 1,000 万円程度支出しており、各分署施設の4～5倍程度、消防分団の合計の 10 倍以上となっています。

＜表 各施設の光熱水費の推移（単位：千円）＞

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
消防本部（本署）	10,261	9,778	9,683	11,078	10,517
南分署	2,417	2,371	2,642	2,319	2,266
北分署	2,094	2,222	2,226	2,171	2,019
犬上分署	1,842	1,849	1,949	1,858	1,790
消防分団	975	928	1,018	1,030	1,024
計	17,588	17,148	17,518	18,456	17,616

＜図 各施設の光熱水費の推移＞

(千円)



(2) 修繕等の実績

過去5か年の消防施設等の修繕等の実施履歴を以下に示します。消防本部（本署）の合計は約 4 億 800 万円、南分署と北分署は約 300 万円、犬上分署は約 5,500 万円、消防分団は、約 7,800 万円となり、工事による改修費が大きく影響しています。総額では年間で平均約 1 億 900 万円となります。

＜表 消防本部（本署）の修繕等の実績＞

年度	主な修繕等の内容	金額（円）
平成 27 年度 (2015 年度)	彦根市消防本部庁舎側訓練塔両開きドア取替修繕	192,240
	彦根市消防本部庁舎防火戸ラッチ取替修繕	105,840
	彦根市消防本部通信指令課指令室ガスヒートポンプエアコン室外機修繕	120,960
	彦根市消防署本署 1 階食堂天井隠蔽型ファンコイル修繕	200,880
	彦根市消防本部玄関タイル張替修繕	237,384
	彦根市消防本部・本署および南分署自動火災報知設備改修	※77,490
	その他修繕	569,898
	合計	1,504,692
平成 28 年度 (2016 年度)	高機能消防指令施設設備工事(※)	355,860,000
	消防本部 3 階警防課（指揮隊）事務室空調設備増設等修繕	1959,44
	消防本部貯水槽揚水ポンプNo. 1 取替修繕	691,200
	彦根市消防本部ネットフェンス修繕	172,800
	消防署本署屋上防水修繕	698,760
	消防署本署屋上防水修繕 その2	401,240
	消防本部（本署）駐車場舗装修繕	865,080
	消防本部給湯配管循環ポンプ設置修繕	334,800
	その他修繕	124,200
	合計	359,344,024
平成 29 年度 (2017 年度)	消防本部庁舎仮眠室増築ほか工事(※)	43,330,680
	消防本部（本署）非常用自家発電設備蓄電池取替修繕	507,600
	彦根市消防本部（本署）庁舎救助袋格納箱修繕	125,280
	庁内案内図取替	104,760
	彦根市消防本部屋上漏水・外壁シール修繕	752,760
	消防本部既設外部バルブ部漏水修繕	291,600
	その他修繕	776,139
	合計	45,888,819
平成 30 年度 (2018 年度)	消防本部露筋・爆裂部ほか修繕	399,600
	その他修繕	85,320
	合計	484,920
令和元年度 (2019 年度)	消防本部（本署）屋上ガスヒートポンプ屋内機、屋外機および屋上冷温水配管修繕	101,200
	その他修繕	205,132
	合計	306,332

※「彦根市消防本部・本署および南分署自動火災報知設備改修」の金額は按分

※(※)は工事費

<表 南分署の修繕等の実績>

年度	修繕等の内容	金額（円）
平成 27 年度 (2015 年度)	消防署南分署エアコン修繕工事	388,800
	彦根市消防署南分署屋外スピーカー増設等修繕	118,800
	彦根市消防本部・本署および南分署自動火災報知設備改修	※77,490
	その他修繕	151,740
	合計	736,830
平成 28 年度 (2016 年度)	彦根市消防署本署・南分署トイレ埋込型換気扇修繕	127,656
	その他修繕	287,172
	合計	414,828
平成 29 年度 (2017 年度)	彦根市消防署南分署空調機修繕	107,438
	彦根市消防署南分署屋外ホース乾燥塔修繕	151,416
	彦根市消防署南分署電話設備修繕	972,000
	その他修繕	95,040
	合計	1,325,894
平成 30 年度 (2018 年度)	消防署南分署非常用照明設備改修	746,280
	その他修繕	58,320
	合計	804,600
令和元年度 (2019 年度)	—	0
	合計	0

※「彦根市消防本部・本署および南分署自動火災報知設備改修」の金額は按分

<表 北分署の修繕等の実績>

年度	修繕等の内容	金額（円）
平成 27 年度 (2015 年度)	その他修繕	49,140
	合計	49,140
平成 28 年度 (2016 年度)	その他修繕	18,144
	合計	18,144
平成 29 年度 (2017 年度)	彦根市消防署北分署トイレ・食堂埋込型換気扇修繕	156,492
	消防署北分署駐車場舗装改修	572,400
	消防署北分署消防設備改修および調査	140,400
	消防署北分署自動火災報知設備修繕	1,188,000
	その他修繕	60,372
	合計	2,117,664
平成 30 年度 (2018 年度)	消防署北分署屋外照明器具修繕	746,280
	消防署北分署非常用照明設備改修	378,000
	その他修繕	6,480
	合計	509,868
令和元年度 (2019 年度)	—	0
	合計	0

<表 犬上分署の修繕等の実績>

年度	修繕等の内容	金額（円）
平成 27 年度 (2015 年度)	消防署犬上分署自動扉取替修繕	248,400
	彦根市消防署犬上分署屋外スピーカー増設等修繕	129,600
	その他修繕	31,320
	合計	409,320
平成 28 年度 (2016 年度)	消防署犬上分署浴室タイル等修繕	303,588
	その他修繕	33,480
	合計	18,144
平成 29 年度 (2017 年度)	消防署犬上分署高圧ケーブル取替修繕	936,900
	彦根市消防署犬上分署屋外水銀灯修繕	303,869
	彦根市消防署犬上分署給湯配管漏水修繕	423,546
	その他修繕	81,696
	合計	1,746,011
平成 30 年度 (2018 年度)	—	0
	合計	0
令和元年度 (2019 年度)	彦根市消防署犬上分署増築工事(※)	51,150,000
	消防署犬上分署内内装各所改修修繕	1,078,000
	その他修繕	880,880
	合計	53,108,880

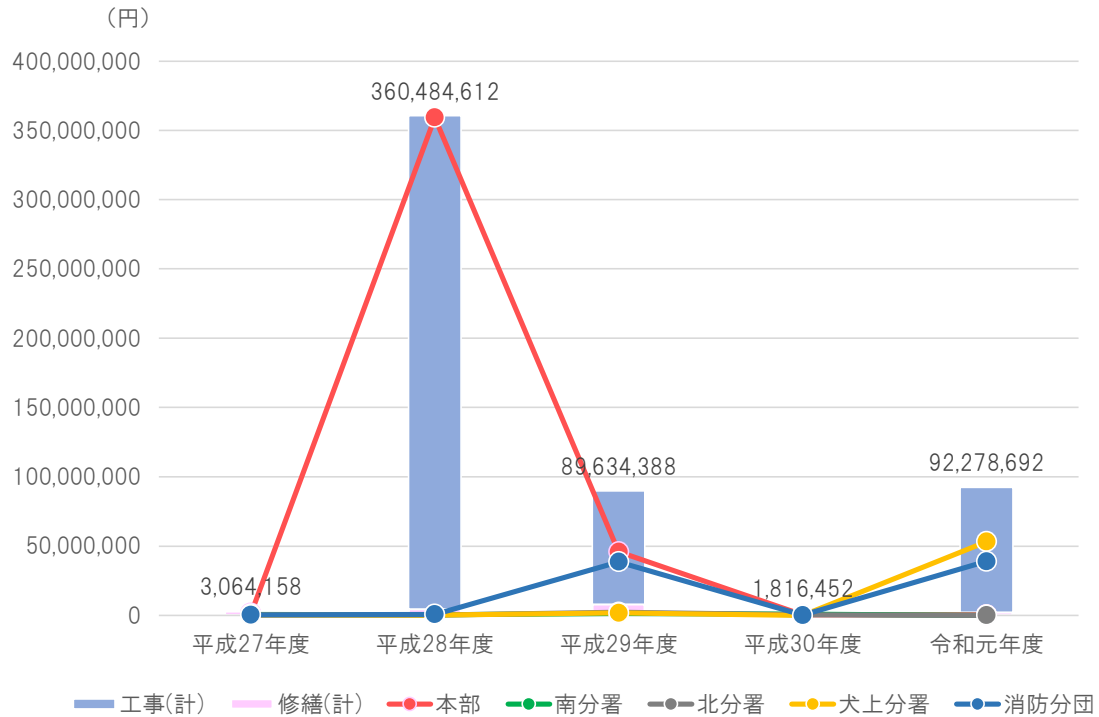
※(※)は工事費

<表 消防分団の修繕等の実績>

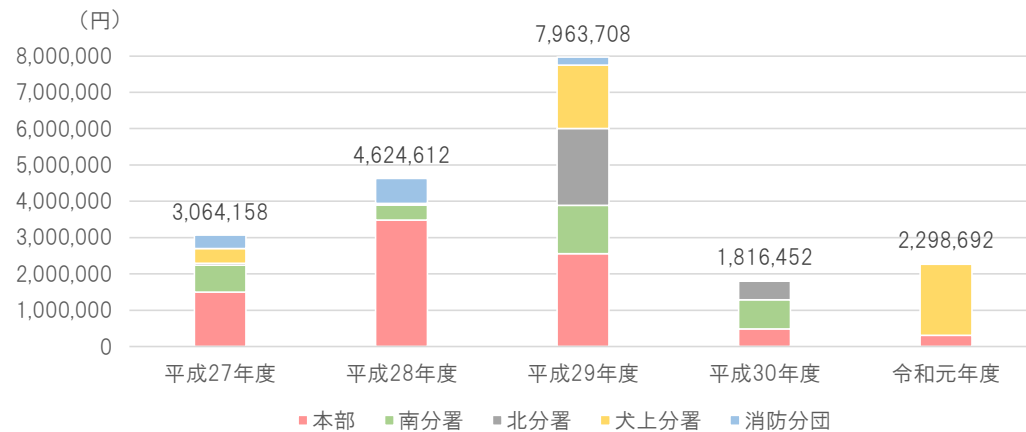
年度	修繕等の内容	金額（円）
平成 27 年度 (2015 年度)	彦根市消防団第 6 分団車庫ホース乾燥塔修繕	229,176
	その他修繕（第 8 分団、第 14 分団）	135,000
	合計	364,176
平成 28 年度 (2016 年度)	彦根市消防団第 3 分団車庫（詰所）天井修繕	280,800
	彦根市消防団第 15 分団詰所空調機修繕	386,100
	その他修繕（第 11 分団）	22,572
	合計	689,472
平成 29 年度 (2017 年度)	消防団第 10 分団車庫改築工事(※)	18,403,200
	消防団第 10 分団車庫改築工事(※)	12,268,800
	消防団第 14 分団車庫増築ほか工事(※)	7,668,000
	その他修繕（第 6 分団、第 13 分団、第 14 分団、第 15 分団）	216,000
	合計	38,556,000
平成 30 年度 (2018 年度)	その他修繕（第 10 分団）	17,064
	合計	17,064
令和元年度 (2019 年度)	消防団第 5 分団車庫改築工事(※)	38,830,000
	その他修繕（第 8 分団）	33,480
	合計	38,863,480

※(※)は工事費

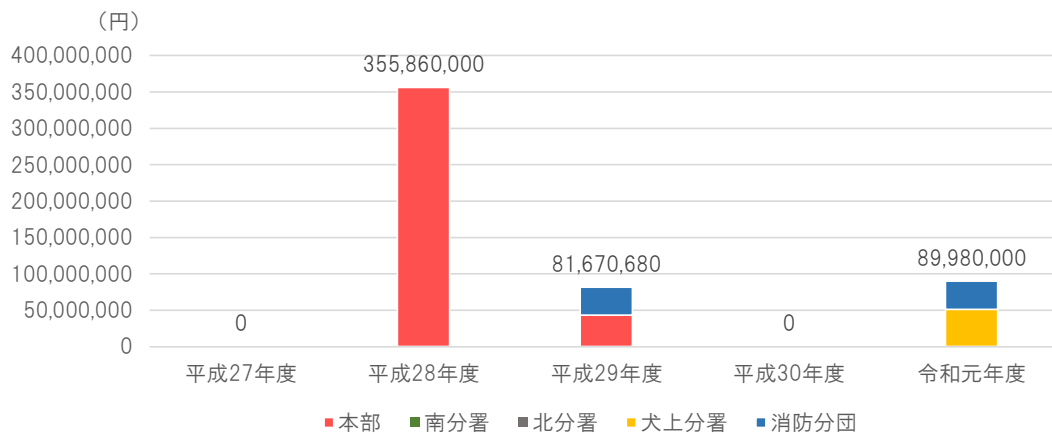
<図 対象施設の修繕費用等の実績>



<図 対象施設の修繕費用の実績>



<図 対象施設の工事費用の実績>



(3) その他の支出

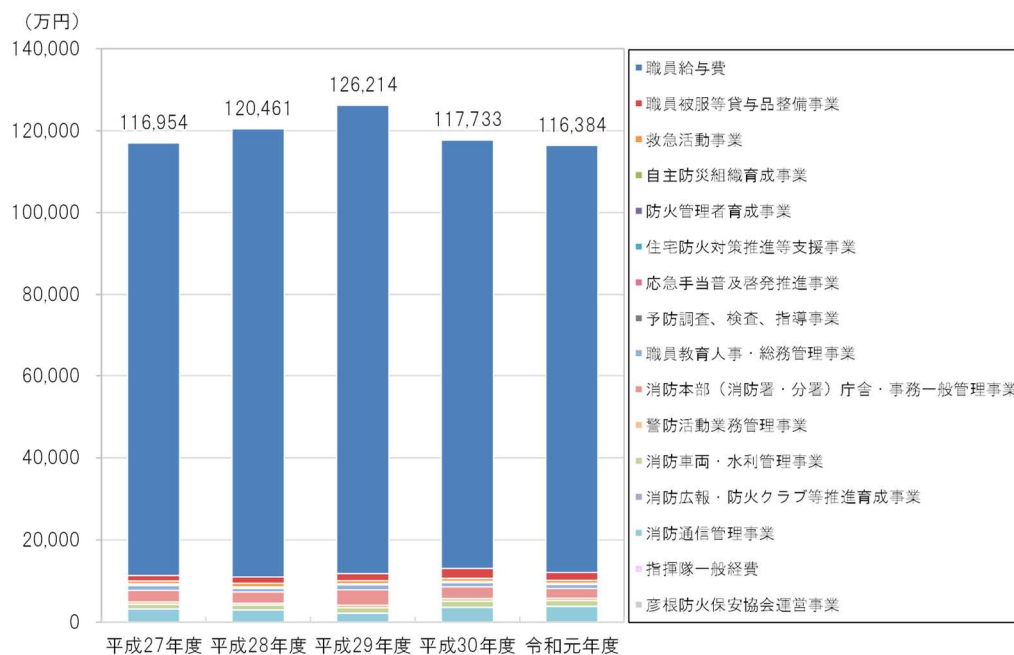
常備消防費は大きな傾向はなく、毎年横ばいとなっています。科目のうち、人件費が最も高い割合を占め、毎年9割程度となります。

＜表 常備消防費＞

(単位：万円)

科目	支出済額				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
職員給与費	105,591	109,489	114,376	104,635	104,302
職員被服等貸与品整備事業	1,336	1,535	1,718	2,417	1,864
救急活動事業	662	807	747	762	775
自主防災組織育成事業	13	17	14	13	11
防火管理者育成事業	91	75	88	71	10
住宅防火対策推進等支援事業	9	10	7	15	15
応急手当普及啓発推進事業	10	10	9	9	10
予防調査、検査、指導事業	310	276	176	180	186
職員教育人事・総務管理事業	1,164	909	1,197	1,034	1,023
消防本部（消防署・分署）庁舎・事務一般管理事業	2,818	2,705	3,735	2,820	2,379
警防活動業務管理事業	598	455	637	703	556
消防車両・水利管理事業	1,100	1,170	1,312	1,396	1,372
消防広報・防火クラブ等推進育成事業	40	44	38	55	36
消防通信管理事業	3,187	2,932	2,134	3,595	3,832
指揮隊一般経費	14	17	16	15	-
彦根防火保安協会運営事業	12	12	12	12	12
合計	116,954	120,461	126,214	117,733	116,384

＜図 常備消防費＞



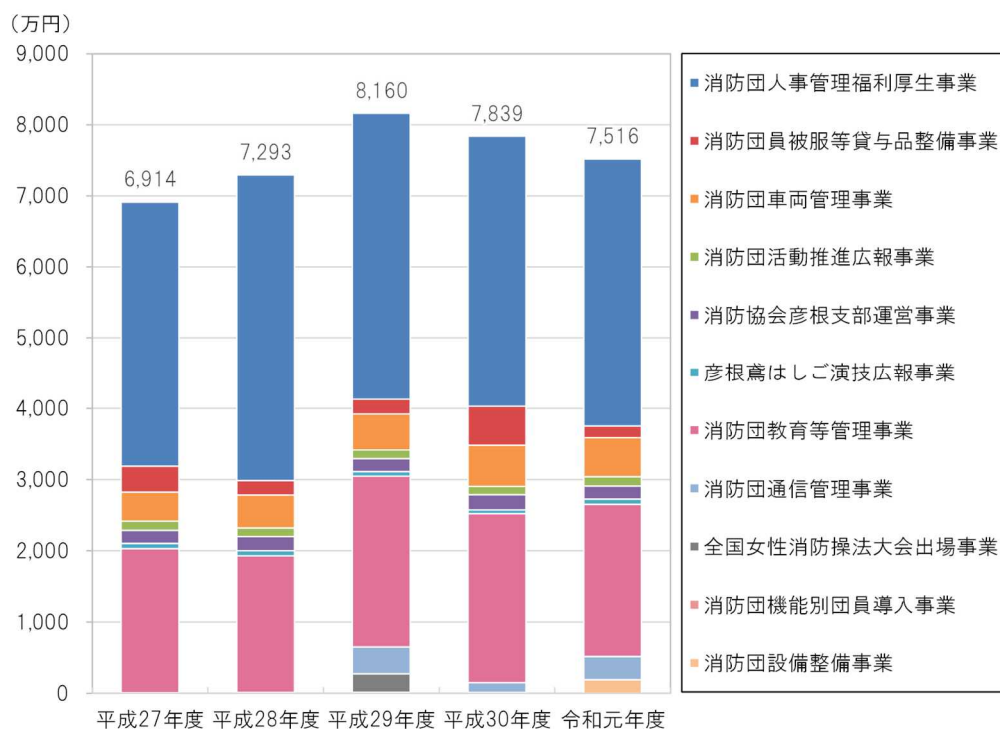
非常備消防費は大きな傾向はなく、横ばいとなっており、人件費が最も高い割合を占めています。

<表 非常備消防費>

(単位：万円)

科目	支出済額				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
消防団人事管理福利厚生事業	3,727	4,306	4,032	3,809	3,765
消防団員被服等貸与品整備事業	364	201	208	546	165
消防団車両管理事業	407	464	505	582	547
消防団活動推進広報事業	129	123	122	116	132
消防協会彦根支部運営事業	184	198	181	211	182
彦根鳶はしご演技広報事業	72	71	66	55	73
消防団教育等管理事業	2,023	1,917	2,397	2,369	2,134
消防団通信管理事業	9	12	373	138	329
全国女性消防操法大会出場事業	-	-	262	-	-
消防団機能別団員導入事業	-	-	14	13	-
消防団設備整備事業	-	-	-	-	190
合計	6,914	7,293	8,160	7,839	7,516

<図 非常備消防費>



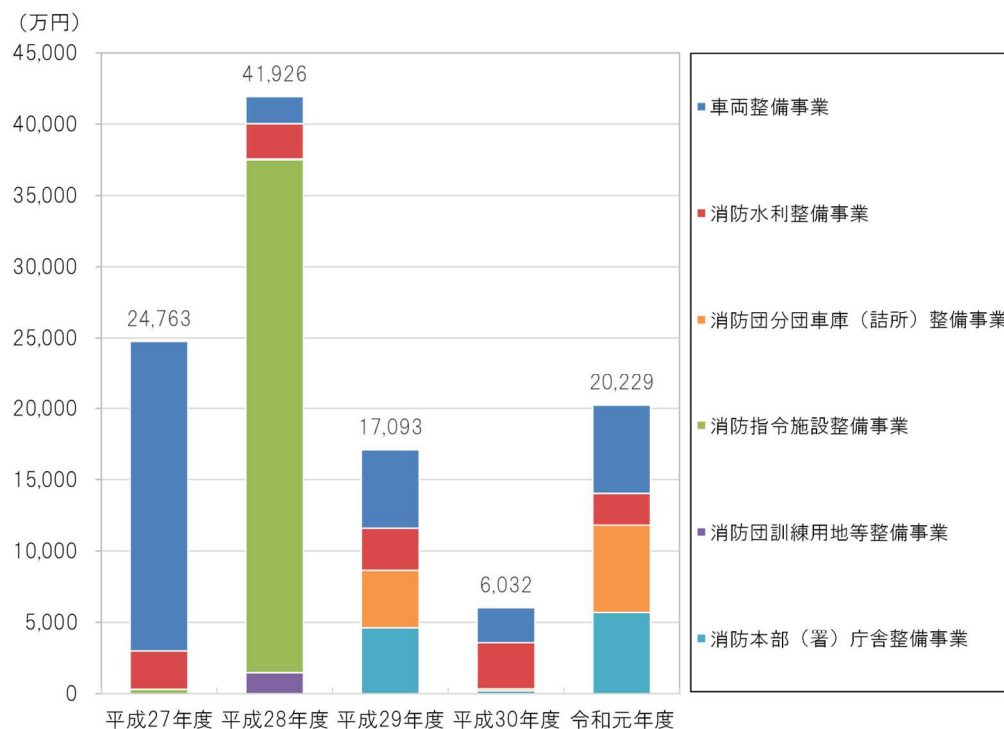
消防施設費は大きな傾向はなく、平成27年（2015年）度の車両整備事業および平成28年（2016年）度の消防指令施設整備事業が金額的に大きく、更新時期等に大きな費用がかかることが予想されます。

<表 消防施設費>

（単位：万円）

科目	支出済額				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
車両整備事業	21,776	1,878	5,493	2,471	6,190
消防水利整備事業	2,684	2,497	2,963	3,221	2,223
消防団分団車庫（詰所）整備事業	－	43	4,029	141	6,130
消防指令施設整備事業	304	36,032	－	－	－
消防団訓練用地等整備事業	0	1,476	－	－	－
消防本部（署）庁舎整備事業	－	－	4,608	199	5,686
合計	24,763	41,926	17,093	6,032	20,229

<図 消防施設費>



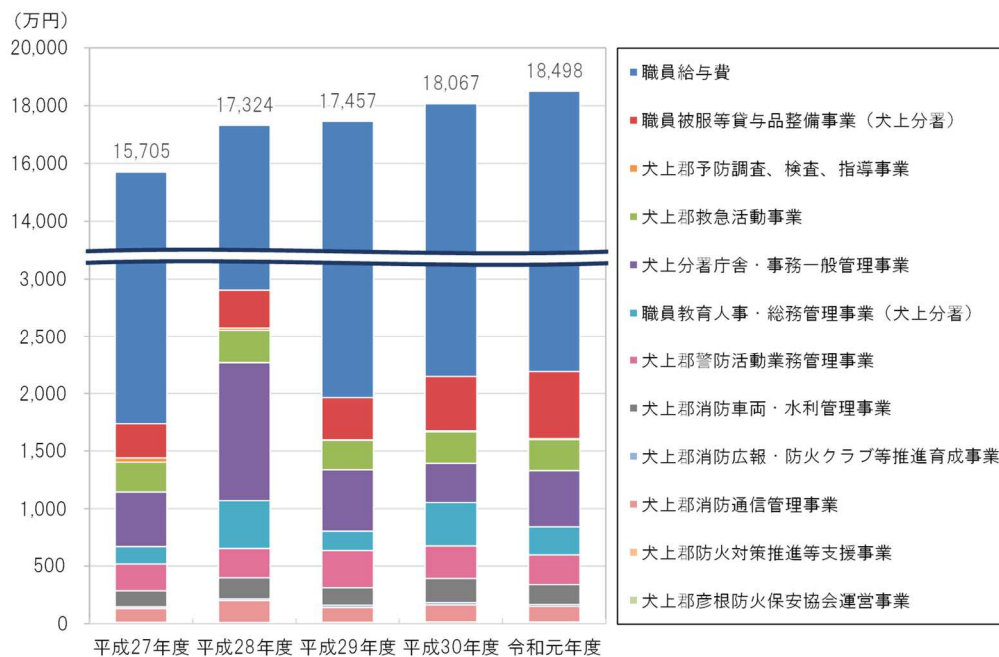
消防業務受託事業費は、毎年増加傾向にあり、そのうち、人件費が8～9割程度を占めています。

<表 消防業務受託事業費>

(単位：万円)

科目	支出済額				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
職員給与費	13,968	14,421	15,493	15,919	16,307
職員被服等貸与品整備事業（犬上分署）	296	328	367	472	584
犬上郡予防調査、検査、指導事業	38	21	5	9	8
犬上郡救急活動事業	258	286	256	274	271
犬上分署庁舎・事務一般管理事業	473	1,200	531	341	487
職員教育人事・総務管理事業（犬上分署）	151	414	169	376	244
犬上郡警防活動業務管理事業	232	255	322	283	259
犬上郡消防車両・水利管理事業	140	183	153	209	173
犬上郡消防広報・防火クラブ等推進育成事業	14	16	18	19	17
犬上郡消防通信管理事業	122	190	129	150	134
犬上郡防火対策推進等支援事業	8	7	9	12	11
犬上郡彦根防火保安協会運営事業	4	4	4	4	4
合計	15,705	17,324	17,457	18,067	18,498

<図 消防業務受託事業費>



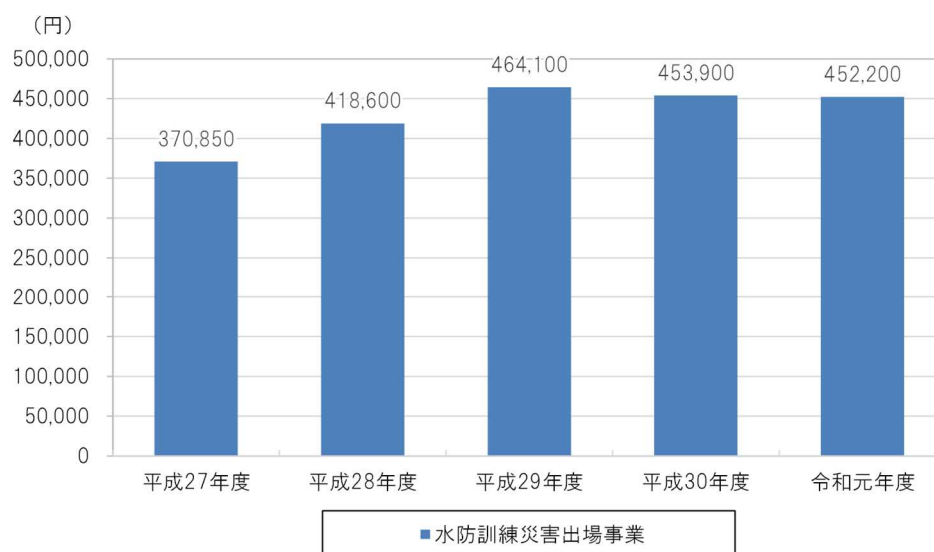
水防費は増加傾向にありましたが、平成 29 年（2017 年）度以降、減少に転じています。

<表 水防費>

（単位：円）

科目	支出済額				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
水防訓練災害出場事業	370,850	418,600	464,100	453,900	452,200
合計	370,850	418,600	464,100	453,900	452,200

<図 水防費>



4-3 施設の劣化状況

建築物等の安全性や適法性を確保するため、建築基準法に定める定期調査・検査報告を、建物は3年ごと、設備は毎年実施することとなっており、建物については平成30年（2018年）および令和元年（2019年）が実施年となっています。

＜表 対象施設の劣化の状況＞

建物基本情報			構造躯体の健全性			劣化状況評価				
施設名	構造	築年数	耐震安全性			A 敷地・地盤関係	B 外壁関係	C 屋上・屋根	D 建物内部	E 避難施設等 非常用 進入等 口・等
			基準	診断	補強					
消防本部	RC造	34	新	-	-	C	D	C	D	D
南分署	S造	22	新	-	-	B	B	A	D	D
北分署	S造	27	新	-	-	B	D	B	C	D
犬上分署	S造	25	新	-	-	B	A	A	D	D
消防団第1分団	S造	21	新	-	-	B	D	A	B	D
消防団第2分団	S造	28	新	-	-	B	A	B	B	A
消防団第3分団	S造	37	新	-	-	D	D	A	B	D
消防団第4分団	S造	0	新	-	-	-	-	-	-	-
消防団第5分団	S造	0	新	-	-	-	-	-	-	-
消防団第6分団	S造	29	新	-	-	C	D	A	C	D
消防団第7分団	S造	32	新	-	-	A	D	B	A	A
消防団第8分団	S造	7	新	-	-	A	B	A	B	A
消防団第9分団	S造	8	新	-	-	A	A	A	B	A
消防団第10分団	S造	3	新	-	-	-	-	-	-	-
消防団第11分団	S造	27	新	-	-	B	B	A	B	A
消防団第12分団	S造	25	新	-	-	A	A	A	B	A
消防団第13分団	S造	24	新	-	-	A	A	A	A	A
消防団第14分団	S造	36	新	-	-	A	A	A	B	A
消防団第15分団	S造	25	新	-	-	D	D	A	B	A

注)

※第4分団は令和2年度に移転

劣化状況評価

A : 特に措置を要しない

B : 軽微な対応を要するまたは引き続き観察を続ける

C : 精密調査を要する

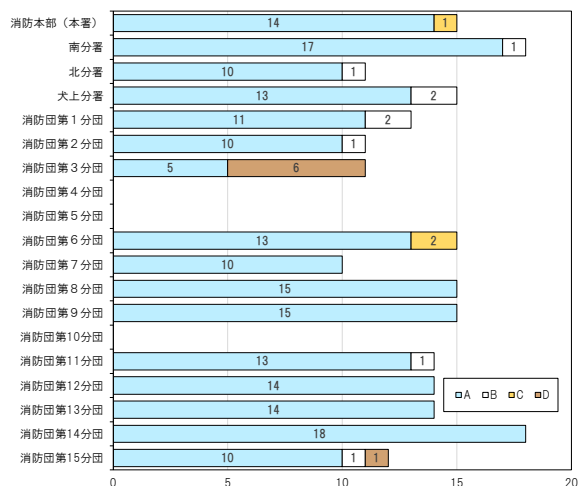
D : 補修、改善等を要する

築年数

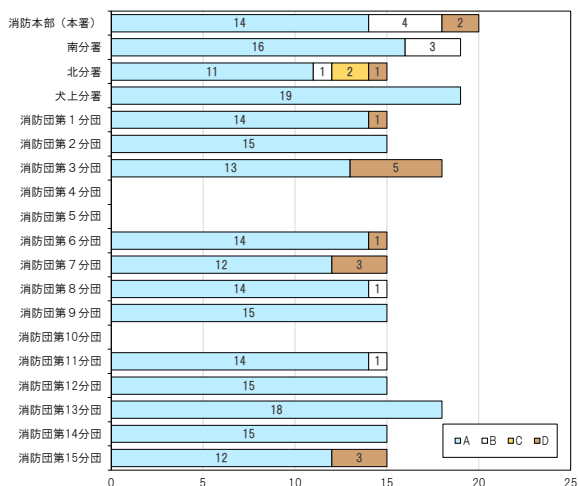
：築30年以上

：築25年以上

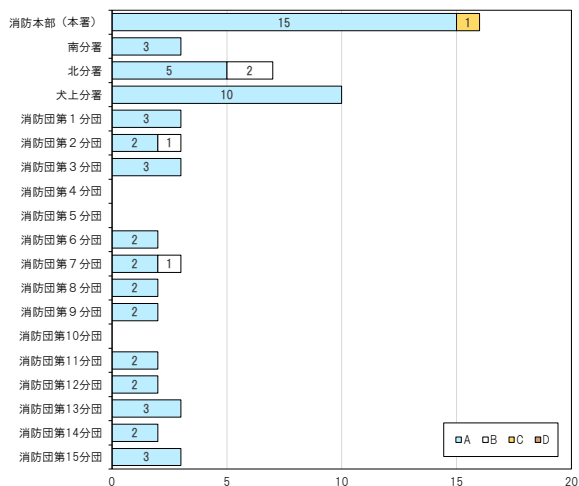
<図 敷地・地盤関係の劣化状況>



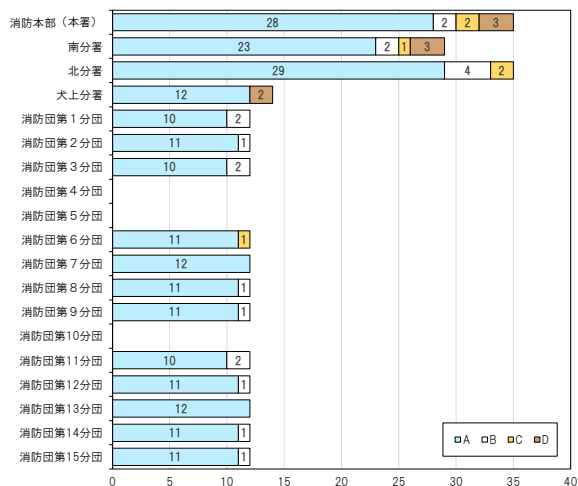
<図 外壁関係の劣化状況>



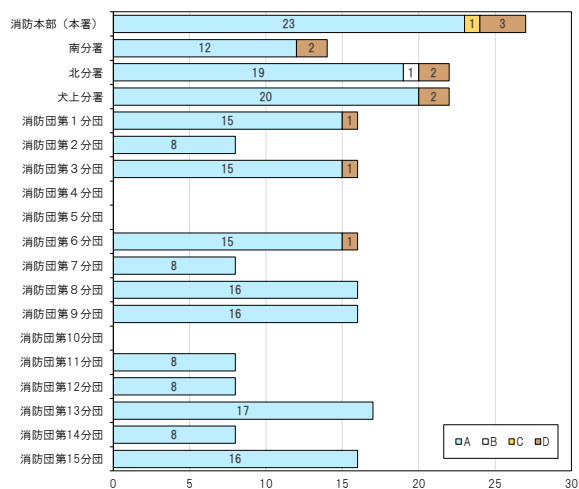
<図 屋上・屋根の劣化状況>



<図 建物内部の劣化状況>



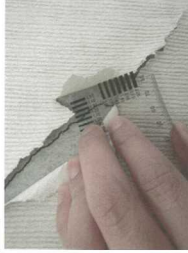
<図 避難施設等・非常用進入口等の劣化状況>



	劣化状況
A	特に措置を要しない
B	軽微な対応を要するまたは引き続き観察を続ける
C	精密調査を要する
D	補修、改善等を要する

消防施設等の劣化不具合

施設の現状を踏まえ、以下の複数の視点から施設を評価し、課題を整理した上で、今後の方針を示します。

消防本部(本署)									
建物躯体 (外部からの点検)	外装仕上げ材等	防水層	建物躯体等 (内部からの点検)						
									
・根巻きにクラック	・コンクリートの剥離、露筋		・タイルの浮き	・クラック	・クラック	・クラック			
南分署									
工作物等	外装仕上げ材等	建物躯体等 (内部)	窓・サッシ等	内装・収納物等	建物躯体等 (内部からの点検)				
									
・広告棟モルタル剥離	・タイルの割れ、浮き	・発錆有	・サイディングのうねり、剥離	・バルコニー手摺りがぐらぐら	・クラック、タイルの割れ、塗装の剥がれ、巾木のめくれ	・錆が出ている			
犬上分署									
敷地・地盤関係	内装・収納物等	建物躯体 (外部からの点検)	外装仕上げ材等	敷地・地盤 空地・通路等	外装仕上げ材等				
									
・アスファルト塗装くぼみ有	・車庫内壁(西・北・東面)に 亀裂、錆有		・中木が腐食している	・中木のモルタルがひび割れている	・不陸傾斜が早られる ・不陸傾斜による舗装にひび割れ有	・不陸傾斜による舗装にひび割れ有			
消防分団									
消防分団 第3分団					消防分団 第6分団				

第5章 消防施設等の課題と今後の方針

人口推移

・将来推計人口では、今後減少傾向に転じる

・65歳以上の老年人口のみが増加

〔第2章〕

消防車両

・消防車両の総合計は過去5年間変化なし

〔第3章〕

出動件数

・事故種別による救急出動件数は増加傾向にある

〔第2章〕

5-1 消防施設等の課題

施設名	消防本部 (本署)	南分署	北分署	犬上分署	消防分団	
施設名	築34年 RC造 延床面積 2,997.27㎡	築22年 S造 延床面積 759.79㎡	築27年 S造 延床面積 631.99㎡	築25年 S造 延床面積 814.75㎡		
立地	周辺環境 ・小学校が近くにあり、通学路が隣接し危険が伴う 災害リスク ・1.0～3.0mの浸水想定区域内 ※通信指令課が1階にあり、洪水時の浸水を危惧	周辺環境 ・通行車両の騒音が激しい 災害リスク ・0.5～1.0mの浸水想定区域内	周辺環境 ・幹線道路へ出るまでの道路が狭く曲がっているため、対向でまず、大型消防車の出場に苦慮 ・跨線橋に隣接し、振動・騒音が激しい 災害リスク ・1.0～3.0mの浸水想定区域内	周辺環境 ・近隣に公務車両等の給油施設が少ない	■第6分団 ・管轄区域の北西端に立地 災害リスク ■第8、12、15分団 ・0～0.5mの浸水想定区域内 ■第3、9、10、11分団 ・0.5～1.0mの浸水想定区域内 ■第1、2、4、5、6、7、14分団 ・1.0～3.0mの浸水想定区域内	(第2章、参考)
施設の機能面	消防職員の増員への対応 ・執務、生活(更衣室、トイレ等)、収納、訓練、駐車スペースの不足 ・敷地面積の不足 非常用発電機への対応 ・3基ある非常用発電機の年式が異なるため、更新のタイミングを検討 ※消防本部用(S62)、通信指令台用(H13)、デジタル無線用(H25) 高機能消防指令システムへの対応 ・施設の設置場所や更新時期、運用方法を検討 機能上の支障及び改善 ・研修室の冷暖房の効率が悪い ・乾燥室がないため、防火服やウエットスーツなどが乾かない ・救急仮眠室の換気が不十分 ・訓練実施可能場所の選定が困難(防火水槽の設置を考慮) ・バリアフリー化、授乳等の多目的スペースの不足 ・土のグラウンドであるため訓練効率が悪い 防犯対策の充実 ・防犯カメラや柵を設ける等の措置を検討	消防職員の増員への対応 ・駐車、生活、収納スペースの不足 ※出場準備場所が手狭 ・女性消防職員増員に向けた受入施設不足 機能上の支障及び改善 ・仮眠室の個室化および女子仮眠室、更衣室、風呂場の増設が必要 ・乾燥室が必要 ・訓練施設の充実が必要 ※放水壁を壁面式に変え、模擬家屋(2階・屋上有)を併設する等 ・コンセントの不足 防犯対策の充実 ・防犯カメラや柵を設ける等の措置を検討 その他 ・庁舎周辺は田園のため、殺中灯の修繕が必要	消防職員の増員への対応 ・駐車、生活、収納スペースの不足 ・女性消防職員増員に向けた受入施設不足 ※令和3年度に男性用仮眠室および女性用仮眠室を改修予定 ・敷地面積の不足 防犯対策の充実 ・防犯カメラや柵を設ける等の措置を検討 その他 ・仮眠室の換気が不十分	消防職員の増員への対応 ・駐車、生活、収納スペース不足 ・敷地面積の不足 防犯対策の充実 ・防犯カメラや柵を設ける等の措置を検討 その他 ・仮眠室の換気が不十分	■第3分団 ・駐車、活動スペースの不足 ■第6、7分団 ・車庫が狭く、倉庫が不足、詰所は分団員が入りきれない ・団員の増加、車両の大型化に対応しておらず、分団車庫として手狭	(第3章、参考)
劣化状況	劣化の進行 ・外壁のコンクリートの剥離、鉄筋の露出など、C評価やD評価が多く、劣化が進行 ・換気設備や防火設備、排煙設備、非常用電源など、設備関係の劣化が著しい ・電気工作物(蓄電池設備)、自家発電設備、空調設備等の故障等が多い ・雨漏りの進行が著しい ・給湯設備は風呂の給湯設備が不安定で、故障が多い ・訓練塔の劣化 ・アスファルト舗装の傷み、凸凹、陥没 ・融雪装置の故障 ※C評価：精密調査を要する、D評価：補修、改善等を要する	劣化の進行 ・タイルの割れや浮きなど、外壁の劣化が進行 ・敷地内に不陸傾斜が見られる ・浸水式の舗装が劣化 ・ドアの下から雨水が浸入	劣化の進行 ・外壁のパネル面の劣化が進行 ※令和3年度に外壁を改修予定	劣化の進行 ・経年相応の劣化 ※敷地内に不陸傾斜が見られる ※融雪装置の故障 ※庁舎・訓練塔等の劣化	■第3分団 ・通路や工作物、外壁など全体的に劣化が進行 ■第6分団 ・外壁の劣化が進行 ・敷地内に不陸傾斜が見られる ■第10分団 ・敷地内に不陸傾斜が見られる	(第4章、参考)
施設の維持管理にかかる費用	修繕費等 ・過去5年間で大規模な工事を2回行っており、修繕費と合わせて、年間で平均約8,150万円 光熱水費 ・過去5年の光熱水費は毎年約1,000万円 LCC ・平成28年のLCC算定では今後10年(短期)で約4千万円、2045年までに2億2千万円かかると試算 その他 ・約10年ごとのシステムの更新費に約4～5億円 ※その他中間整備が必要	修繕費等 ・過去5年間で大規模な工事は行っておらず、修繕費と合わせて、年間で平均約65万円 光熱水費 ・過去5年の光熱水費は毎年約200～250万円 LCC ・平成28年のLCC算定では今後10年(短期)で約3千万円、2045年までに7千万円かかると試算	修繕費等 ・過去5年間で大規模な工事は行っておらず、修繕費と合わせて、年間で平均54万円程 光熱水費 ・過去5年の光熱水費は毎年200万円程 LCC ・平成28年のLCC算定では今後10年(短期)で約千万円、2045年までに3千万円かかると試算	修繕費等 ・令和元年に増築工事を1回行っており、修繕費と合わせて、年間で平均約1,106万円 光熱水費 ・過去5年の光熱水費は毎年約200万円 LCC ・平成28年のLCC算定では今後10年(短期)で約2千万円、2045年までに6千万円かかると試算	修繕費等 ・平成29年に第10分団の改築工事及び第14分団の増築工事、令和元年に第10分団の改築工事を行っており、修繕費と合わせ、全分団で年間平均約1,570万円 光熱水費 ・過去5年の光熱水費は毎年約100万円	(第4章、第6章)

5-2 今後の方針

方針の基本的な考え方

- (1) 上位関連計画との整合を図る。
- (2) 消防職員・消防団員の増員による勤務可否（受け入れ可能）状況、施設老朽度合い等のバランスを考慮した上で、更新および長寿命化を行う。
- (3) 将来的に敷地面積が不足状態になれば、上記事項との整合を図りつつ施設整備用地取得等の検討も視野に入れる。

方針 1

職員および住民の安心・安全に向けた施設の適切な維持管理

- 老朽化等の状況を踏まえ、必要な長寿命化対策を計画的に実施することで、消防施設等の適切な維持管理を図り、躯体への劣化の影響を抑制し、ライフサイクルコストの低減を図ります。
- 設備については、定期的な点検により、劣化・損傷等の早期発見に努めつとともに、修繕・更新等の周期を踏まえて計画的な保全を行います。

方針 2

施設の有効利用と将来のニーズへの対応

- 建物の修繕・更新を行う場合は、建物の基本性能の陳腐化を防止するため、建物の利用状況や社会的ニーズを考慮の上、施設のあり方について検討を行うことで、改良的な保全を図ります。
- 設備の修繕・更新を行う場合は、将来の社会ニーズ等を踏まえて最適な対応策を検討します。
- 職員定数増員および女性消防職員増員に伴う適切な施設への改修を図ります。

5-3 各施設の方向性

(1) 消防本部（本署）の方向性

消防本部（本署）は、本市における消防機能の拠点施設として機能しており、犬上郡豊郷町、甲良町、多賀町から消防事務委託を受けるなど、広域な視点においても重要な施設であるため、今後も引き続き消防機能の拠点施設として位置づけていきます。

①改修および共同運用による効率性の向上

- ・ 消防職員の大幅な増員や女性の消防職員の働く環境への配慮など、多くの職員、団員が働く環境づくりを図ります。
- ・ 非常用発電機が3基設置されていることや融雪装置の不具合があることなど、設備上の課題が大きいため、設備の老朽化に伴い、適切に廃止、更新等を行うことにより、空きスペースも利用した一体的な利用改善を図ります。
- ・ 浸水想定区域であるにも関わらず、通信指令施設が1階に設置されており、配置上の課題や更新費用の課題が生じているため、今後の施設更新を近隣消防本部との指令業務共同運用を含め検討します。

②適正な維持管理の実施による長寿命化

- ・ 劣化が進行しているため、修繕、維持保全を適切に行い、長寿命化を図っていく必要があり、建物や設備等の予防保全を計画的に行うことにより施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減につなげます。

③適切な管理運営の実施

- ・ 本部機能が2階、3階にあり、大会議室も3階にあるため、エレベーターの設置など、誰もが来庁できるようバリアフリー化を検討する必要があります。
- ・ 訓練施設は本部機能としての重要な設備であるため、時代に合った施設の充実を図ります。

(2) 南分署の方向性

南分署は、消防本部（本署）のもとに設けられる施設で、人口規模で区分された彦根市内の南側のエリアの消防活動を第一線で行っている重要な施設のため、今後も引き続き南側の消防拠点施設として位置づけていきます。

①改修による利便性・効率性の向上

- ・ ヘリポートや訓練用地などとして頻繁に使用されるため、利用実態に合った設備の更新・修繕を適切に行っていきます。
- ・ 女性の消防職員の働く環境の対応のため、今後は増築なども検討し、環境改善を図ります。

②適正な維持管理の実施による長寿命化

- ・ 建物や設備等の予防保全を計画的に行うことにより施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減につなげます。

(3) 北分署の方向性

北分署は、消防本部（本署）のもとに設けられる施設で、人口規模で区分された彦根市内の北側のエリアの消防活動を第一線で行っている重要な施設のため、今後も引き続き北側の消防拠点施設として位置づけていきます。

①出勤時間の短縮化に向けた課題の解消

- ・ 当面の間は現状維持するものとして適正な維持管理を行っていきます。一方で、建物の劣化も著しく、消防職員の大幅な増員に対応できておらず、消防機能としても著しく立地上の問題を抱えているため、中長期的には、スムーズな出勤が図られるように道路アクセスが良く、出勤しやすい場所への移転を検討します。

②適正な維持管理の実施による長寿命化

- ・ 移転後は、建物や設備等の予防保全を計画的に行うことにより施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減につなげます。

(4) 犬上分署の方向性

犬上分署は、消防本部（本署）のもとに設けられる施設で、甲良町に立地しています。広域的な消防活動の拠点となる重要な施設のため、今後も広域的な消防活動の拠点施設として位置づけ、他の施設とスムーズな連携を図っていくことで、効率的な活用を図っていきます。

①改修による利便性・効率性の向上

- ・ 融雪装置などの機能上重要な設備について、優先的に修繕、更新を行うことにより、利用改善を図ります。

②適正な維持管理の実施による長寿命化

- ・ 建物や設備等の予防保全を計画的に行うことにより施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減につなげます。

(5) 消防分団の方向性

分団車庫は消防団員が使用する施設で、主に火災の警戒、鎮圧、災害の防除等の活動のために使用され、今後も各管轄で効率的な消防活動を行う上で欠かせない施設であるため、引き続き各管轄の消防活動施設として位置づけていきます。

①施設の移転による課題の解消

- ・ 第3分団は立地上の問題から消防活動上に大きな課題があるため、計画期間内の移転を行います。
- ・ 第6分団は建物の劣化が著しく、立地上の問題もあるため、計画期間内の移転を行います。

②適正な維持管理の実施による長寿命化

- ・ 建物や設備等の予防保全を計画的に行うことにより施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減につなげます。

第6章 施設の保全計画

6-1 施設の保全に関する基本的な考え方

(1) 劣化等対策の優先順位の考え方

建物については、今後実施する定期調査・検査報告の結果や、日常の保守点検等を通じて把握した劣化・不具合等の状況なども含めて、必要な対策を検討します。検討においては、修繕に関する緊急度や施設の利用状況を勘案し、対策の優先順位を判断します。

設備については、定期調査・検査報告の結果を踏まえるとともに、経過年数や保守点検結果、故障した場合に及ぼす影響の大きさ、重要設備の更新時期等を考慮し優先順位を判断します。

(2) 使用目標年数の考え方

日本建築学会編集「建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事」によると、一般的な劣化作用を受ける条件下での構造体の計画供用期間は、短期（およそ30年）、標準（およそ65年）、長期（およそ100年）、超長期（およそ200年）の4つの級に区分されます。

消防施設等は消防本部（本署）が鉄筋コンクリート造、その他の施設が鉄骨造の建物ですが、上記の計画供用期間の考え方と同様の取扱いとし、施設の使用目標年数は、標準供用級の65年に設定します。

＜表 使用目標年数の考え方＞

■日本建築学会編集「建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事」

計画供用期間の級	耐久設計基準強度 (N/mm ²) *1	計画供用期間 *2
短期供用級	18	およそ 30 年
標準供用級	24	およそ 65 年
長期供用級	30	およそ 100 年
超長期供用級	36	およそ 200 年

*1 耐久設計基準強度：構造体および部材の計画供用期間に応ずる耐久性を確保するために必要とするコンクリートの圧縮強度の基準値

*2 計画供用期間：建築物の計画時または設計時に、建築主または設計者が設定する建築物の予定供用期間

(3) 平準化の検討

施設の長寿命化を図る上で、消防施設としての機能を維持していくために必要な設備等についても、それぞれの対応年数や劣化状況により、適正かつ計画的に予防保全を実施する必要があります。

限られた予算の中で、効果的で実行性の高い計画とするためには、長期的な見通しにより、今後の財政負担を見据えて、平準化を図る必要があります。

①D判定項目となった部位および修繕、更新時期の修繕については、1年目に北分署、2年目に南分署および北分署の未修繕箇所、3年目に消防本部（本署）および犬上分署とし、分団車庫については、2年目および3年目で分けることにより、修繕時期の集中を抑制します。

②今後10年以内に建替え、移転を計画している施設については、D判定項目の修繕を行わないものとします。

6-2 保全計画

(1) 消防施設の今後の計画

計画期間内に予定される主な工事および修繕を示します。

D 判定項目は、前ページの「(3) 平準化の検討」に従い、令和 3 年（2021 年）～令和 5 年（2023 年）度に計画的に修繕を実施します。消防団分団車庫についても令和 4 年（2022 年）～令和 5 年（2023 年）度に修繕を実施します。

①消防本部（署）の今後 10 年間の計画

消防本部（本署）は、高機能消防指令システムの間接整備および更新、融雪装置の修繕、非常用発電機の更新を計画的に実施します。分署は、仮眠室個室化工事やヘリポート・グラウンド舗装、融雪装置の修繕等を行い、環境改善に努めます。

施設名	年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
消防本部 （本署）	整備内容等	—	●高機能 消防指令 システム （中間整備）	●融雪装置 ●非常用 発電機 ●D判定	—	—	—	●高機能 消防指令 システム （更新）	—	—	—
	築年	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
南分署	整備内容等	—	●仮眠室 ●D判定	—	—	—	—	—	—	●ヘリポート・ グラウンド 舗装	—
	築年	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
北分署	整備内容等	●仮眠室 ●外壁	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	築年	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
犬上分署	整備内容等	—	—	●融雪装置 ●D判定	—	—	—	—	—	—	—
	築年	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35

※消防本部（本署）に設置されている3基の自家発電設備の設置時期はそれぞれ昭和 61 年（1986 年）、平成 14 年（2002 年）、平成 25 年（2013 年）となります。今後、昭和 61 年（1986 年）設置の自家発電設備は令和 5 年（2023 年）度に更新を行い、平成 25 年（2013 年）設置の通信指令室の自家発電の更新時期に合わせ、令和 25 年（2043 年）度に統合を図る計画とします。

②消防団分団車庫の今後 10 年間の計画

消防団分団車庫は、令和4年（2022年）～令和5年（2023年）度に消防団第3分団の移転を計画します。また、消防団第6分団の移転については、工事が集中するを避けるため、令和7年（2025年）度以降に計画するものとします。

施設名	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
消防団 第1分団	-	D判定 (約400万円)	-	-	-	-	-	-	-	-
消防団 第2分団	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防団 第3分団	-	設計 (約5,000万円)	移転	-	-	-	-	-	-	-
消防団 第4分団	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防団 第5分団	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防団 第6分団	-	-	-	-	← 移転 (約5,000万円) →			-	-	-
消防団 第7分団	-	D判定 (約820万円)	-	-	-	-	-	-	-	-
消防団 第8分団	-	-	D判定 (約150万円)	-	-	-	-	-	-	-
消防団 第9分団	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防団 第10分団	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防団 第11分団	-	-	D判定 (約300万円)	-	-	-	-	-	-	-
消防団 第12分団	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防団 第13分団	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防団 第14分団	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防団 第15分団	-	-	D判定 (約250万円)	-	-	-	-	-	-	-

※消防団第3分団（詰所）は現位置において駐車スペースがないため、移転のための施設整備用地が必要となります。

※消防団第6分団（詰所）は現位置において建物の劣化が著しく、機能上の問題もあるため、建替え、移転を検討します。また、第6分団の建替え、移転の期間は前後する可能性があります。

(2) 消防施設等の保全計画

①短期保全計画

使用目標年数の期間において、建物や設備を適正に維持管理していくため、建築（屋根、外壁等）、電気設備、機械設備の部位ごとの修繕・更新等の周期に応じた対策を計画的に行います。

保全計画においては、D判定箇所を早急に補修し悪化を防ぐことと、建築物(躯体)の耐用年数を基本に、「建築」、「電気設備」、「機械設備」などの各部位の修繕や更新等を計画的かつ合理的に行い、ライフサイクルコスト(LCC)の縮減を図ることが目的となります。

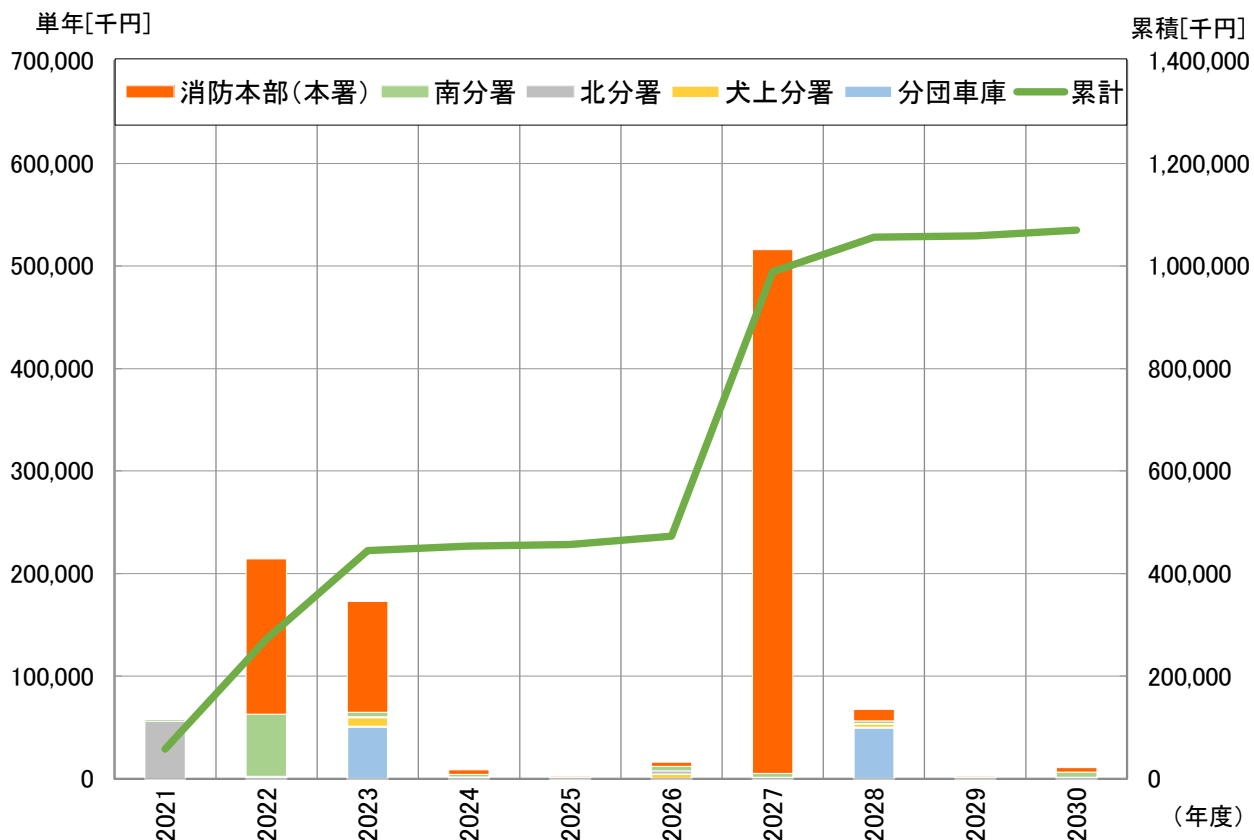
計画期間(10年間)においては、約10億7千万円の保全費と工事費がかかると試算しています。

<表 消防施設の短期保全計画>

年度	消防本部(本署)		南分署		北分署		犬上分署		分団車庫		合計	
	単年	累計	単年	累計	単年	累計	単年	累計	単年	累計	単年	累計
2021	7	7	2,046	2,046	55,994	55,994	2	2			58,049	58,049
2022	151,163	151,169	60,817	62,863	987	56,982	2	5	1,220	1,220	214,189	272,238
2023	108,167	259,336	4,419	67,282	620	57,602	9,011	9,016	50,700	51,920	172,918	445,156
2024	4,629	263,966	2,547	69,829	638	58,240	1,033	10,048		51,920	8,848	454,003
2025	1,360	265,325	348	70,177	227	58,467	577	10,625		51,920	2,512	456,515
2026	4,258	269,583	4,350	74,527	3,199	61,667	4,653	15,279		51,920	16,460	472,975
2027	510,639	780,222	3,609	78,135	946	62,613	577	15,856		51,920	515,771	988,746
2028	11,338	791,560	2,319	80,455	367	62,979	3,556	19,412	50,000	101,920	67,580	1,056,326
2029	1,391	792,951	23	80,478	47	63,026	1,111	20,523		101,920	2,571	1,058,897
2030	4,369	797,320	5,022	85,500	735	63,761	761	21,284		101,920	10,888	1,069,785

※消防本部(本署)の雨漏りについては、詳細調査による原因究明および改修範囲の把握、対策検討(改修工事含む)に要する費用を別途計上する必要があります。

<図 消防施設の短期保全計画>

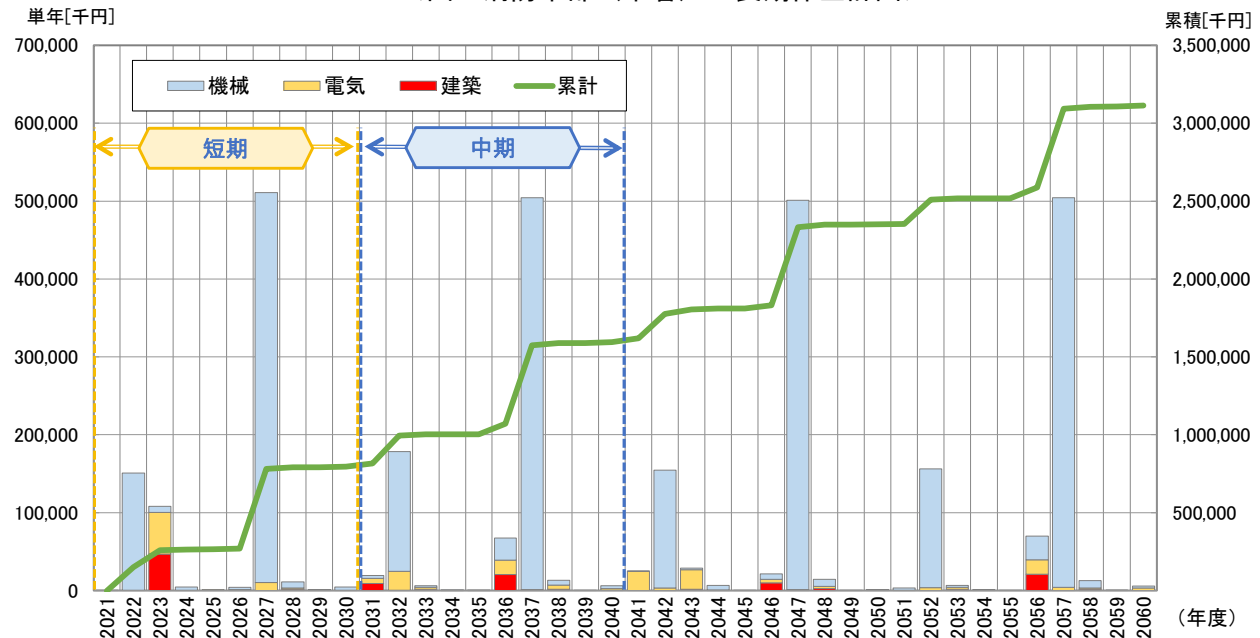


(2) 消防本部（本署）の保全計画

①中長期保全計画

令和 42 年（2060 年）までに保全コストは約 31 億円かかり、長期的に見込まれる金額の大きなものとしては、高機能消防指令システムの更新にかかります。

＜図 消防本部（本署）の長期保全計画＞



＜表 消防本部（本署）の長期保全計画＞

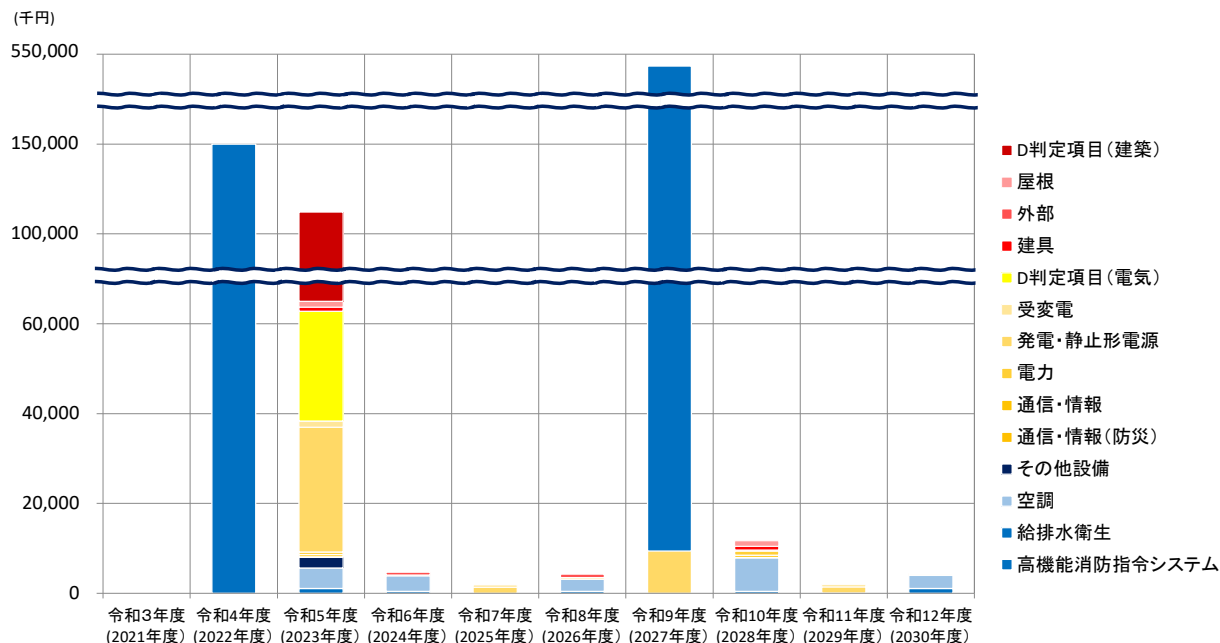
年度	建築		電気		機械		合計	
	単年	累計	単年	累計	単年	累計	単年	累計
2021	0	0	7	7	0	0	7	7
2022	0	0	382	388	150,781	150,781	151,163	151,169
2023	46,689	46,689	53,481	53,870	7,996	158,777	108,167	259,336
2024	565	47,254	188	54,058	3,876	162,653	4,629	263,966
2025	0	47,254	1,360	55,418	0	162,653	1,360	265,325
2026	784	48,038	393	55,811	3,081	165,734	4,258	269,583
2027	0	48,038	10,639	66,450	500,000	665,734	510,639	780,222
2028	1,781	49,819	1,668	68,117	7,889	673,624	11,338	791,560
2029	0	49,819	1,360	69,477	31	673,655	1,391	792,951
2030	0	49,819	387	69,864	3,982	677,637	4,369	797,320
2031	9,139	58,958	6,413	76,278	3,964	681,601	19,517	816,837
2032	564	59,522	24,131	100,408	153,907	835,508	178,602	995,439
2033	1,781	61,303	2,499	102,907	2,398	837,906	6,677	1,002,116
2034	0	61,303	188	103,095	781	838,687	970	1,003,086
2035	0	61,303	7	103,102	31	838,719	38	1,003,124
2036	20,674	81,977	18,701	121,802	28,298	867,016	67,672	1,070,796
2037	0	81,977	1,167	122,969	503,201	1,370,217	504,367	1,575,163
2038	1,781	83,758	5,388	128,357	6,159	1,376,376	13,327	1,588,490
2039	0	83,758	7	128,363	0	1,376,376	7	1,588,497
2040	564	84,322	1,882	130,246	3,876	1,380,251	6,322	1,594,819
2041	0	84,322	24,980	155,226	31	1,380,283	25,012	1,619,831
2042	0	84,322	3,738	158,964	150,781	1,531,064	154,519	1,774,350
2043	1,781	86,103	24,895	183,859	2,398	1,533,462	29,073	1,803,423
2044	0	86,103	1,091	184,949	5,779	1,539,240	6,869	1,810,292
2045	0	86,103	7	184,956	0	1,539,240	7	1,810,299
2046	9,923	96,026	4,544	189,500	7,013	1,546,253	21,480	1,831,779
2047	0	96,026	1,166	190,666	500,031	2,046,285	501,197	2,332,976
2048	2,345	98,371	3,132	193,798	9,220	2,055,505	14,697	2,347,673
2049	0	98,371	7	193,804	0	2,055,505	7	2,347,680
2050	0	98,371	640	194,444	812	2,056,317	1,452	2,349,132
2051	0	98,371	458	194,901	3,202	2,059,519	3,659	2,352,791
2052	0	98,371	3,880	198,781	152,545	2,212,064	156,425	2,509,216
2053	1,781	100,151	2,499	201,280	2,430	2,214,494	6,709	2,515,925
2054	0	100,151	838	202,118	781	2,215,275	1,619	2,517,544
2055	0	100,151	458	202,576	0	2,215,275	458	2,518,002
2056	21,238	121,390	18,702	221,278	29,922	2,245,197	69,862	2,587,864
2057	0	121,390	4,324	225,601	500,000	2,745,197	504,324	3,092,188
2058	1,781	123,170	1,777	227,378	9,326	2,754,523	12,883	3,105,071
2059	0	123,170	459	227,837	31	2,754,554	491	3,105,562
2060	0	123,170	3,346	231,183	2,545	2,757,100	5,891	3,111,453

※雨漏りについては、詳細調査による原因究明および改修範囲の把握、対策検討（改修工事含む）に要する費用を別途計上する必要があります。

②短期保全計画

計画期間（10 年間）においては、約8億円保全費がかかることが試算されます。その大半を高機能消防指令システムが占めています。部位ごとの修繕・更新等の周期に応じた対策を計画的に行い、定期調査・検査報告等において補修・改善等の必要が生じた場合には、利用上の安全確保や躯体の長寿命化につながるものを中心に、計画期間の前半において優先的に対策を実施します。

<図 消防本部（本署）の短期保全計画（10 年間）>



<表 消防本部（本署）の短期保全計画（10 年間）>

（千円）										
項目	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
■ 建築										
D判定項目			●							
屋根			●					●		
外部				●		●				
建具			●					●		
小計	0	0	47,044	565	0	784	0	2,135	0	0
■ 電気設備										
D判定項目			●							
受変電		●	●	●	●	●	●	●	●	●
発電・静止形電源		●	●		●		●		●	
電力	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
通信・情報			●					●		
通信・情報（防災）			●					●		
小計	7	382	54,835	188	1,811	393	13,796	1,668	1,811	387
■ 機械設備										
高機能消防指令システム		●					●			
その他設備			●							
空調		●	●	●		●		●	●	●
給排水衛生			●	●		●		●		●
小計	0	150,781	7,996	3,876	0	3,081	500,000	7,889	31	3,982
建築・電気・機械 合計	7	151,163	109,875	4,629	1,811	4,258	513,796	11,692	1,842	4,369

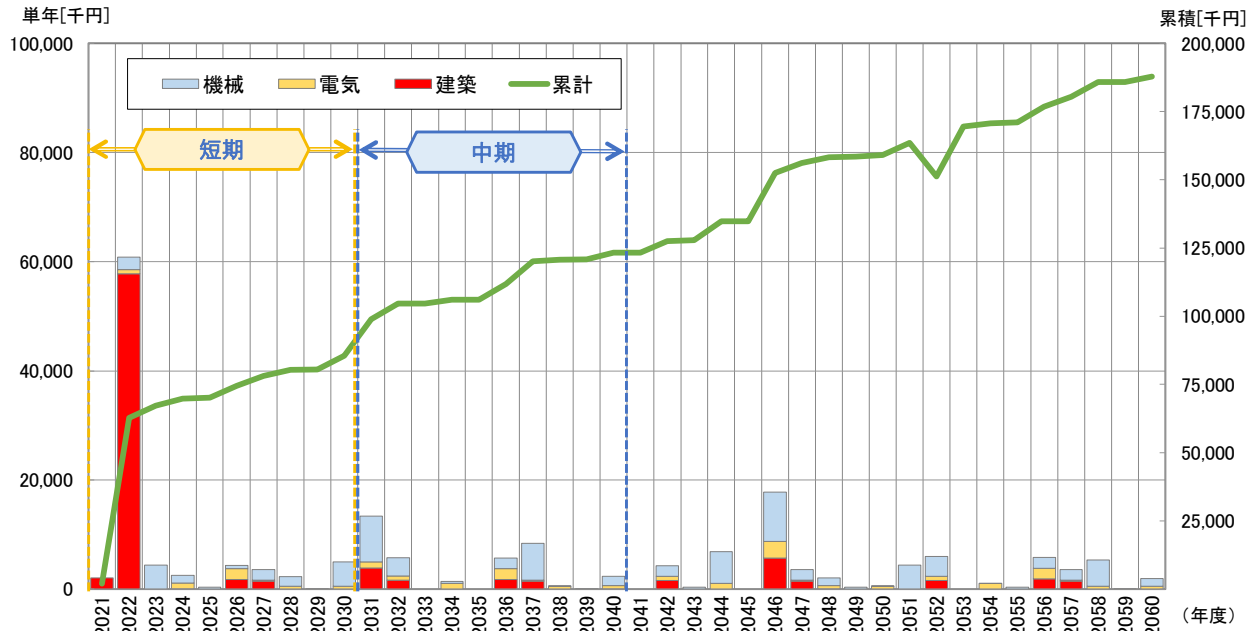
※雨漏りについては、詳細調査による原因究明および改修範囲の把握、対策検討（改修工事含む）に要する費用を別途計上する必要があります。

(3) 南分署の保全計画

①中長期保全計画

令和 42 年（2060 年）までに保全コストは約 1 億 9 千万円かかり、長期的に見込まれる保全コストのうち、最も金額の大きなものとして、増改築を含めた建築の修繕および更新があります。

<図 南分署の長期保全計画>



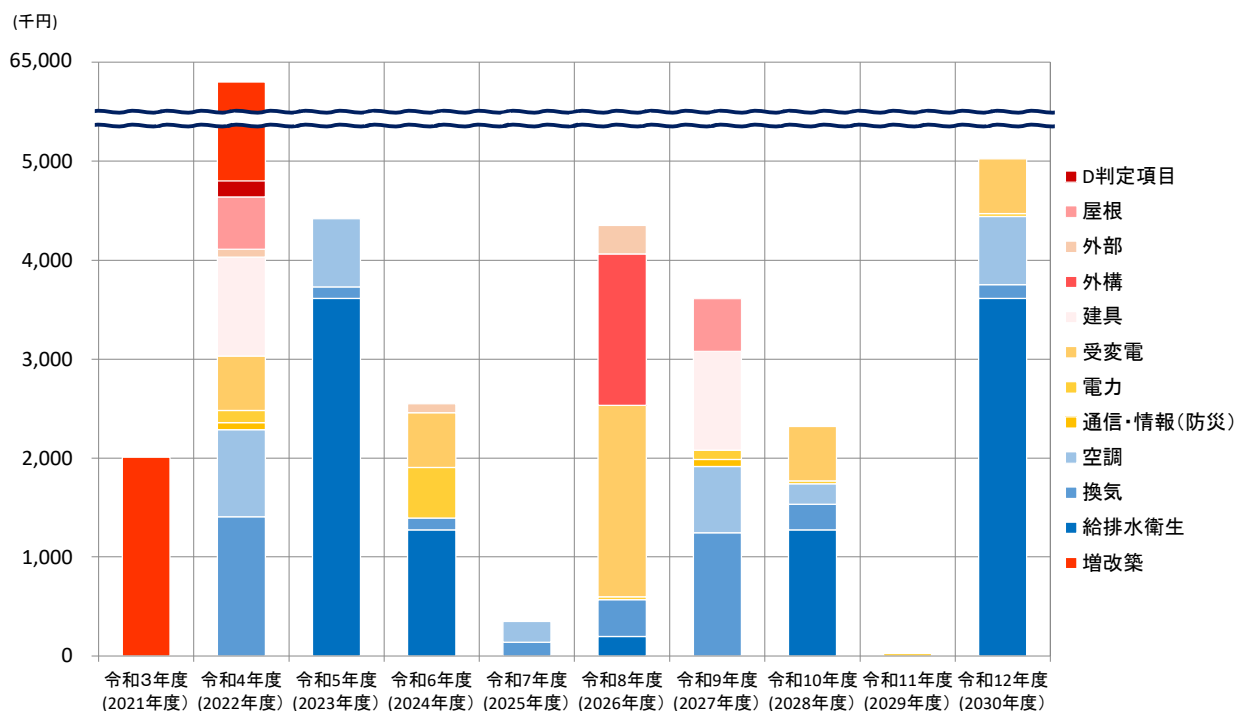
<表 南分署の長期保全計画>

年度	建築		電気		機械		合計	
	単年	累計	単年	累計	単年	累計	単年	累計
2021	2,046	2,046	0	0	0	0	2,046	2,046
2022	57,786	59,832	746	746	2,284	2,284	60,817	62,863
2023	0	59,832	0	746	4,419	6,704	4,419	67,282
2024	90	59,923	1,064	1,810	1,393	8,097	2,547	69,829
2025	0	59,923	0	1,810	348	8,444	348	70,177
2026	1,815	61,738	1,966	3,776	569	9,013	4,350	74,527
2027	1,529	63,266	167	3,943	1,913	10,926	3,609	78,135
2028	0	63,266	579	4,522	1,740	12,666	2,319	80,455
2029	0	63,266	23	4,545	0	12,666	23	80,478
2030	0	63,266	579	5,124	4,443	17,110	5,022	85,500
2031	3,877	67,144	1,126	6,250	8,395	25,505	13,398	98,899
2032	1,698	68,842	746	6,996	3,306	28,811	5,750	104,649
2033	0	68,842	0	6,996	0	28,811	0	104,649
2034	0	68,842	1,064	8,060	371	29,182	1,435	106,084
2035	0	68,842	0	8,060	0	29,182	0	106,084
2036	1,815	70,657	1,966	10,026	1,938	31,120	5,719	111,803
2037	1,529	72,186	167	10,193	6,680	37,800	8,376	120,179
2038	0	72,186	579	10,772	24	37,824	603	120,782
2039	0	72,186	23	10,795	0	37,824	23	120,805
2040	90	72,276	579	11,374	1,740	39,564	2,410	123,214
2041	0	72,276	0	11,374	0	39,564	0	123,214
2042	1,608	73,884	746	12,120	1,937	41,501	4,291	127,505
2043	0	73,884	0	12,120	348	41,849	348	127,853
2044	0	73,884	1,064	13,184	5,812	47,661	6,876	134,729
2045	0	73,884	0	13,184	0	47,661	0	134,729
2046	5,692	79,577	3,092	16,276	8,964	56,625	17,748	152,477
2047	1,529	81,105	167	16,443	1,913	58,538	3,609	156,086
2048	90	81,196	579	17,022	1,393	59,931	2,062	158,148
2049	0	81,196	23	17,045	348	60,278	371	158,519
2050	0	81,196	579	17,624	24	60,302	603	159,122
2051	0	81,196	0	17,624	4,419	64,722	4,419	163,541
2052	1,608	82,803	746	0	3,653	68,375	6,007	151,179
2053	0	82,803	0	18,370	0	68,375	0	169,549
2054	0	82,803	1,064	19,434	24	68,399	1,088	170,637
2055	0	82,803	0	19,434	348	68,747	348	170,984
2056	1,905	84,709	1,966	21,400	1,938	70,684	5,809	176,793
2057	1,529	86,237	167	21,567	1,913	72,597	3,609	180,401
2058	0	86,237	579	22,146	4,791	77,388	5,370	185,771
2059	0	86,237	23	22,169	0	77,388	23	185,794
2060	0	86,237	579	22,748	1,393	78,781	1,972	187,766

②短期保全計画

計画期間（10 年間）においては、約9千万円保全費がかかることが試算されます。部位ごとの修繕・更新等の周期に応じた対策を計画的に行い、定期調査・検査報告等において補修・改善等の必要が生じた場合には、利用上の安全確保や躯体の長寿命化につながるものを中心に、計画期間の前半において優先的に対策を実施します。

<図 南分署の短期保全計画（10 年間）>



<表 南分署の短期保全計画（10 年間）>

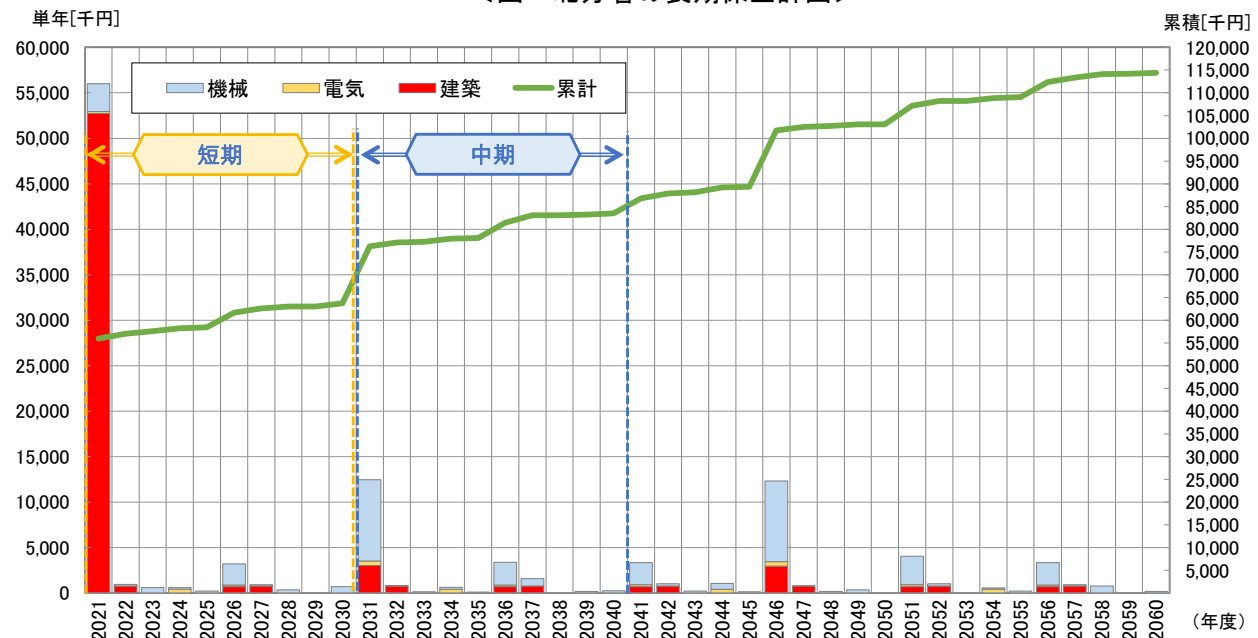
項目	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
■ 建築										
D判定項目		●								
増改築	●	●								
屋根		●					●			
外部		●		●		●				
外構						●				
建具		●					●			
小計	2,046	57,786	0	90	0	1,815	1,529	0	0	0
■ 電気設備										
受変電		●		●		●		●		●
電力		●		●		●	●	●	●	●
通信・情報(防災)		●					●			
小計	0	746	0	1,064	0	1,966	167	579	23	579
■ 機械設備										
空調		●	●		●		●	●		●
換気		●	●	●	●	●	●	●		●
給排水衛生			●	●		●		●		●
小計	0	2,284	4,419	1,393	348	569	1,913	1,740	0	4,443
建築・電気・機械 合計	2,046	60,817	4,419	2,547	348	4,350	3,609	2,319	23	5,022

(4) 北分署の保全計画

① 中長期保全計画

令和 42 年（2060 年）までに保全コストは約 1 億千万円かかり、長期的に見込まれる保全コストのうち、最も金額の大きなものとして、増改築を含めた建築の修繕および更新があります。

<図 北分署の長期保全計画>



<表 北分署の長期保全計画>

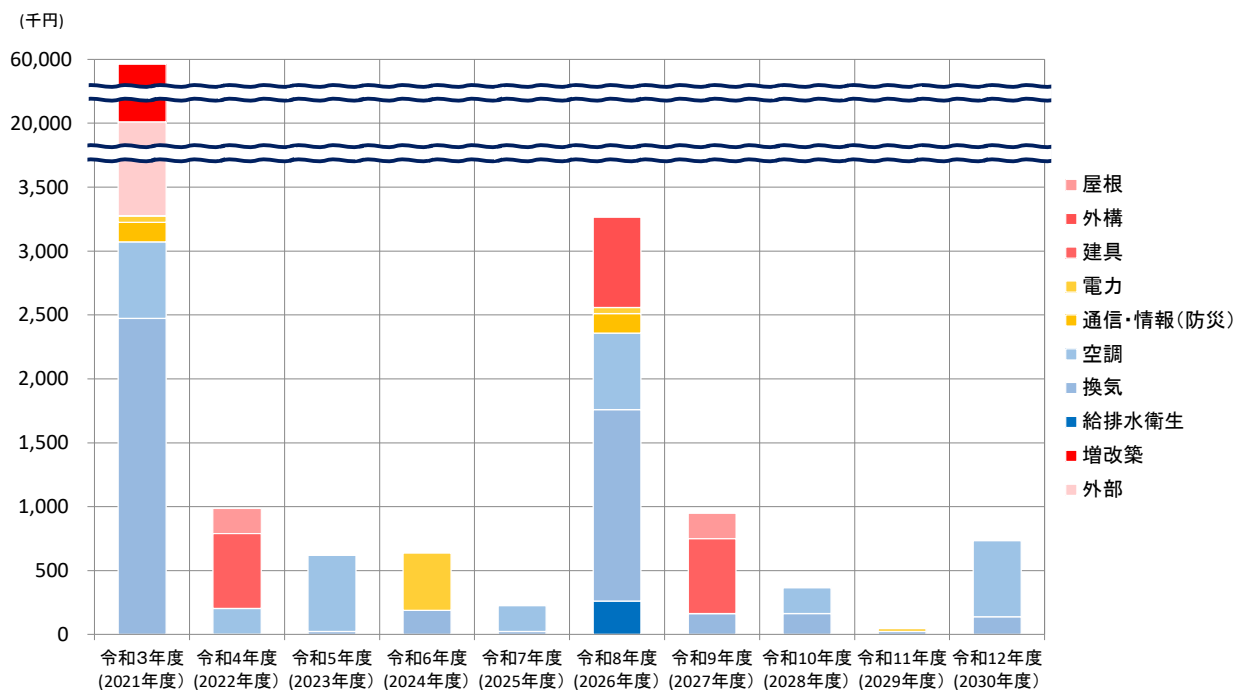
年度	建築		電気		機械		合計	
	単年	累計	単年	累計	単年	累計	単年	累計
2021	52,723	52,723	188	188	2,661	2,661	55,572	55,572
2022	784	53,507	1	189	202	2,863	987	56,560
2023	0	53,507	1	190	619	3,483	620	57,180
2024	0	53,507	451	641	187	3,670	638	57,818
2025	0	53,507	1	642	226	3,896	227	58,045
2026	1,454	54,961	188	831	2,293	6,189	3,936	61,981
2027	782	55,743	1	832	163	6,352	946	62,927
2028	0	55,743	1	833	366	6,718	367	63,294
2029	0	55,743	23	856	24	6,742	47	63,340
2030	0	55,743	1	857	734	7,476	735	64,076
2031	2,288	58,031	488	1,345	8,959	16,435	11,735	75,811
2032	784	58,815	1	1,346	48	16,483	834	76,644
2033	0	58,815	1	1,347	163	16,646	164	76,808
2034	0	58,815	451	1,798	202	16,848	653	77,461
2035	0	58,815	1	1,799	139	16,987	140	77,601
2036	1,454	60,269	188	1,987	2,481	19,468	4,123	81,724
2037	782	61,051	1	1,988	821	20,289	1,605	83,329
2038	0	61,051	1	1,989	0	20,289	1	83,330
2039	0	61,051	23	2,012	163	20,452	185	83,516
2040	0	61,051	1	2,013	251	20,703	252	83,767
2041	0	61,051	188	2,201	2,407	23,110	2,595	86,363
2042	784	61,835	1	2,202	254	23,364	1,039	87,402
2043	0	61,835	1	2,204	226	23,590	227	87,629
2044	0	61,835	451	2,654	644	24,234	1,095	88,723
2045	0	61,835	1	2,656	163	24,397	164	88,888
2046	3,742	65,577	488	3,144	8,845	33,242	13,075	101,963
2047	782	66,359	1	3,145	24	33,266	807	102,770
2048	0	66,359	1	3,146	187	33,453	189	102,958
2049	0	66,359	23	3,169	341	33,794	364	103,322
2050	0	66,359	1	3,170	0	33,794	1	103,323
2051	0	66,359	188	3,358	3,141	36,935	3,330	106,653
2052	784	67,143	1	3,359	251	37,186	1,036	107,688
2053	0	67,143	1	3,360	24	37,210	25	107,714
2054	0	67,143	451	3,811	139	37,349	590	108,303
2055	0	67,143	1	3,812	226	37,575	227	108,531
2056	1,454	68,597	188	4,000	2,457	40,032	4,099	112,630
2057	782	69,380	1	4,001	163	40,195	946	113,576
2058	0	69,380	1	4,003	797	40,992	799	114,374
2059	0	69,380	23	4,025	24	41,016	47	114,421
2060	0	69,380	1	4,026	187	41,203	188	114,609

※中長期的には建替え、移転の方針としていますが、令和 42（2060）年まで維持保全を行った場合の費用となります。

②短期保全計画

計画期間（10 年間）においては、約6千万円保全費がかかることが試算されます。部位ごとの修繕・更新等の周期に応じた対策を計画的に行い、定期調査・検査報告等において補修・改善等の必要が生じた場合には、利用上の安全確保や躯体の長寿命化につながるものを中心に、計画期間の前半において優先的に対策を実施します。

<図 北分署の短期保全計画（10 年間）>



<表 北分署の短期保全計画（10 年間）>

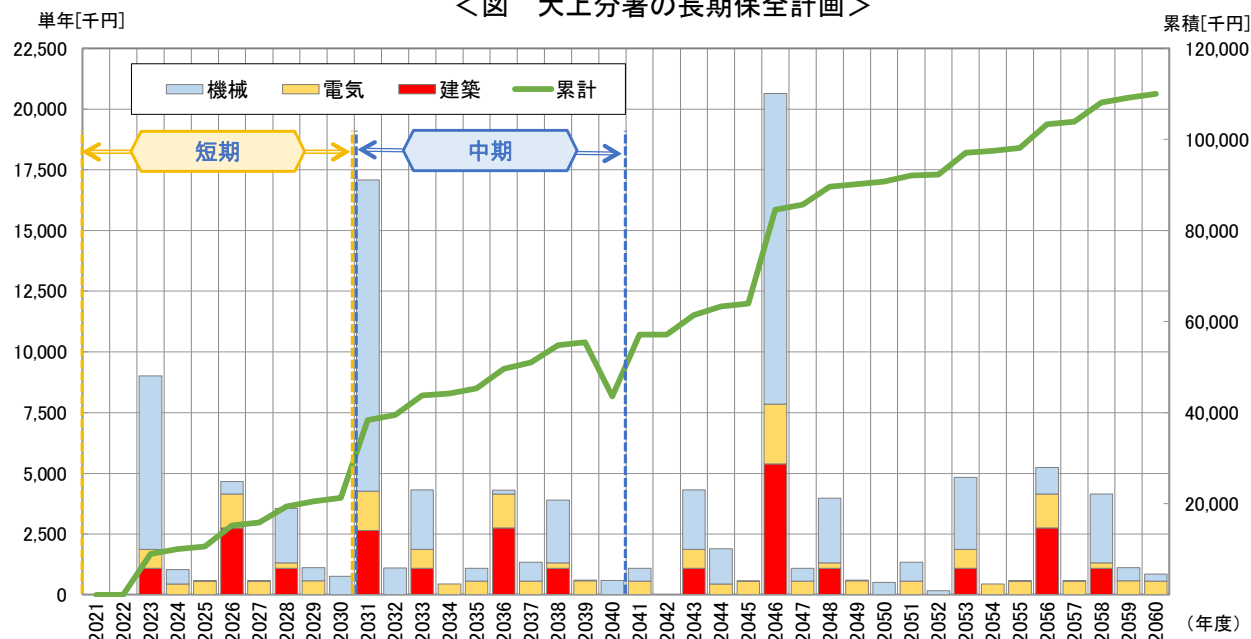
(千円)										
項目	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
■ 建築										
増改築	●									
屋根		●					●			
外部	●	●								
外構						●				
建具		●					●			
小計	52,723	784	0	0	0	707	782	0	0	0
■ 電気設備										
電力	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
通信・情報(防災)	●					●				
小計	199	1	1	451	1	199	1	1	23	1
■ 機械設備										
空調	●	●	●		●	●		●		●
換気	●		●	●	●	●	●	●	●	●
給排水衛生	●					●				
小計	3,072	202	619	187	226	2,358	163	366	24	734
建築・電気・機械 合計	55,994	238	310	319	114	1,632	473	183	23	368

(5) 犬上分署の保全計画

①中長期保全計画

令和 42 年（2060 年）までに保全コストは約 1 億千万円かかり、長期的に見込まれる保全コストのうち、最も金額の大きなものとして、機械設備の修繕および更新があります。

<図 犬上分署の長期保全計画>



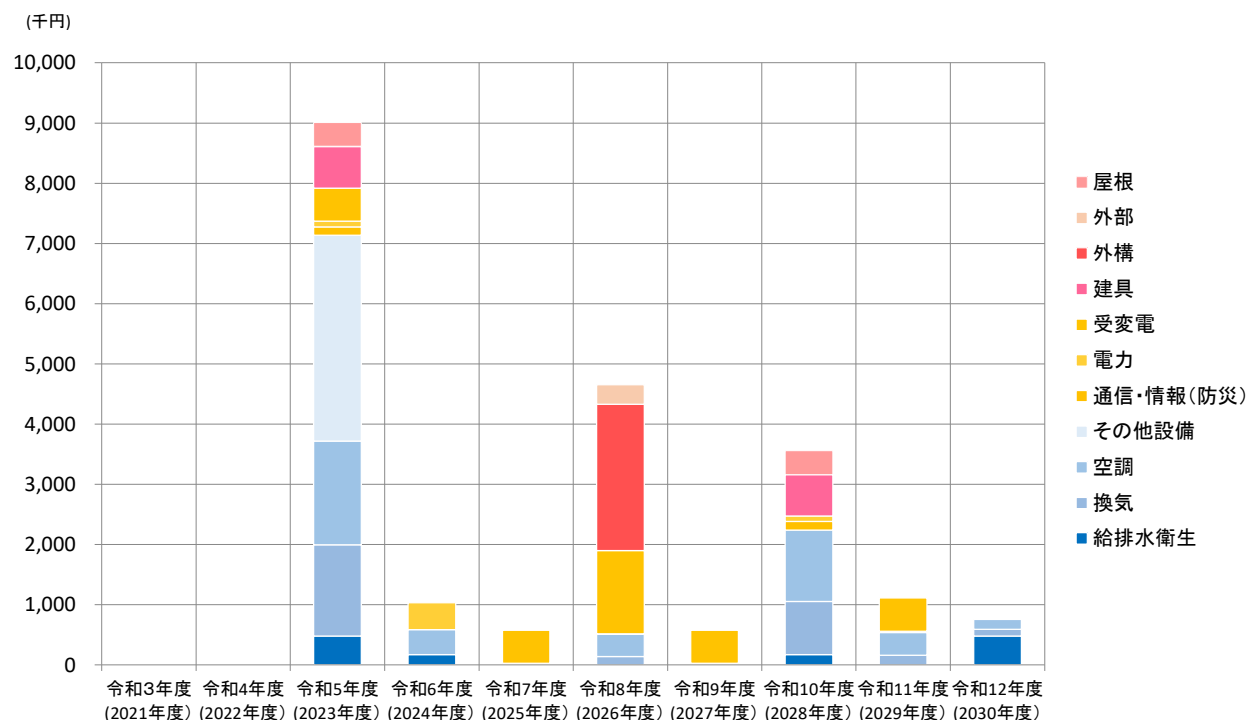
<表 犬上分署の長期保全計画>

年度	建築		電気		機械		合計	
	単年	累計	単年	累計	単年	累計	単年	累計
2021	0	0	2	2	0	0	2	2
2022	0	0	2	2	5	0	2	5
2023	1,090	1,090	786	790	7,136	7,136	9,011	9,016
2024	0	1,090	447	1,238	585	7,721	1,033	10,048
2025	0	1,090	553	1,791	24	7,745	577	10,625
2026	2,752	3,842	1,389	3,180	512	8,257	4,653	15,279
2027	0	3,842	553	3,733	24	8,281	577	15,856
2028	1,081	4,922	235	3,968	2,241	10,522	3,556	19,412
2029	0	4,922	574	4,542	536	11,058	1,111	20,523
2030	0	4,922	2	4,545	759	11,817	761	21,284
2031	2,636	7,558	1,634	6,179	12,808	24,624	17,078	38,362
2032	0	7,558	2	6,181	1,098	25,723	1,100	39,462
2033	1,090	8,648	786	6,967	2,446	28,168	4,321	43,784
2034	0	8,648	447	7,414	0	28,168	447	44,231
2035	0	8,648	553	7,968	536	28,705	1,089	45,320
2036	2,752	11,400	1,389	9,357	168	28,872	4,309	49,629
2037	0	11,400	553	9,910	783	29,655	1,336	50,965
2038	1,081	12,481	235	10,145	2,585	32,240	3,901	54,866
2039	0	12,481	574	10,719	24	32,264	598	55,464
2040	0	0	2	10,721	586	32,850	588	43,571
2041	0	12,481	553	11,274	536	33,386	1,089	57,142
2042	0	12,481	2	11,277	0	33,386	2	57,144
2043	1,090	13,571	786	12,062	2,447	35,833	4,322	61,466
2044	0	13,571	447	12,510	1,439	37,272	1,886	63,352
2045	0	13,571	553	13,062	24	37,296	576	63,929
2046	5,388	18,959	2,470	15,533	12,784	50,080	20,642	84,571
2047	0	18,959	553	16,086	537	50,616	1,090	85,660
2048	1,081	20,039	235	16,321	2,658	53,274	3,973	89,634
2049	0	20,039	574	16,895	24	53,298	598	90,232
2050	0	20,039	2	16,897	512	53,810	514	90,747
2051	0	20,039	553	17,451	782	54,592	1,335	92,082
2052	0	20,039	2	17,453	168	54,760	170	92,252
2053	1,090	21,129	786	18,239	2,959	57,719	4,834	97,087
2054	0	21,129	447	18,686	0	57,719	447	97,534
2055	0	21,129	553	19,239	24	57,743	577	98,111
2056	2,752	23,881	1,389	20,628	1,098	58,841	5,239	103,350
2057	0	23,881	553	21,181	24	58,865	577	103,927
2058	1,081	24,962	235	21,416	2,831	61,696	4,147	108,074
2059	0	24,962	574	21,990	536	62,232	1,111	109,184
2060	0	24,962	553	22,544	308	62,540	861	110,045

②短期保全計画

計画期間（10 年間）においては、約2千万円保全費がかかることが試算されます。部位ごとの修繕・更新等の周期に応じた対策を計画的に行います。また、定期調査・検査報告等において補修・改善等の必要が生じた場合には、利用上の安全確保や躯体の長寿命化につながるものを中心に、計画期間の前半において優先的に対策を実施します。

＜図 犬上分署の短期保全計画（10 年間）＞



＜表 犬上分署の短期保全計画（10 年間）＞

(千円)

項目	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
■ 建築										
屋根			●					●		
外部			●			●				
外構						●				
建具			●					●		
小計	0	0	1,090	0	0	2,752	0	1,081	0	0
■ 電気設備										
受変電			●		●	●	●		●	
電力	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
通信・情報(防災)			●					●		
小計	2	2	786	447	553	1,389	553	235	574	2
■ 機械設備										
その他設備			●							
空調			●	●		●		●	●	●
換気			●		●	●	●	●	●	●
給排水衛生			●	●				●		●
小計	0	0	7,136	585	24	512	24	2,241	536	759
建築・電気・機械 合計	2	2	9,011	1,033	577	4,653	577	3,556	1,111	761

6-3 今後の継続的な維持保全に向けて

(1) 定期的な点検

消防施設等は、消防関連の活動を行う上で重要な施設であるとともに、訓練なども行なわれる特殊な施設であるため、建物の修繕や設備の更新を先延ばしにすることで、活動時の支障や訓練時の事故など、重大な問題へとつながる可能性があります。

施設の安全性を確保するため、建物の状態について適切に把握していくことが必要となります。そのため、施設管理者による日常的な点検や専門家による定期的な点検を行うことで、施設の劣化や不具合について早期発見につながる取組みを実施します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施

本計画を参考に修繕、更新時期を適切に実施していくことが、建物の長寿命化につながります。

実際に改修を実施する段階では、個々の施設や部位の状況を踏まえて、あらためて積算を行う必要があり、費用が増減することが考えられます。また、今後行われる点検の結果により、当初は見込んでいなかった修繕や更新などが発生することもあるため、本計画を定期的に見直していく必要があります。

(3) 情報の整理と活用

また、いつどの部位の修繕、更新を行ったのかを適切に把握していく必要があります。

本計画を実施していく上で、どのように実施されているかをモニタリングし、進捗管理していくことが重要です。建物の状態や改修履歴などをデータとして効率よく蓄積、更新するため、消防施設等のデータベースを活用することとし、修繕履歴や点検結果を次の点検や計画の見直しに活かしていく「メンテナンスサイクル」を構築します。